

さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和8年1月15日 開催

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和8年1月15日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 議 事

- 報告第1号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について 【非公開案件】
- 報告第2号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第3号 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 令和8年度教育行政方針について
- 議案第2号 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
- 議案第3号 令和8年度さいたま市一般会計予算（教育費）について
- 議案第4号 さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について 【非公開案件】
- 議案第6号 行政情報開示決定に係る審査請求について 【非公開案件】
- 議案第7号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 3 閉 会

報告第2号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和8年1月15日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和8年1月9日

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

## 記

さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

別紙

さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 教職員の扶養手当については、市職員給与条例第10条の規定を準用する。この場合において、<u>同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第14条 <u>教職員には、地域手当を支給する。</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 教職員の扶養手当については、市職員給与条例第10条<u>及び第11条</u>の規定を準用する。この場合において、<u>これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第14条 教職員の地域手当については、<u>人事委員会規則で定める地域に在勤する教職員に支給する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>第1項の人事委員会規則で定める地域（以下この項において「地域手当支給地域」という。）に在勤する教職員が、地域手当支給地域以外へ異動した場合（当該異動の日の前日に地域手当支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）は、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する地域手当の支給については、市人事委員会の定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 前項に規定する地域手当の支給割合</u></p> <p><u>(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前</u></p>

項の規定による地域手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(単身赴任手当)

第17条 教職員の単身赴任手当については、市職員給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「職員」とあるのは「教職員」と読み替えるものとする。

(単身赴任手当)

第17条 教職員の単身赴任手当については、市職員給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項及び第2項中「職員」とあるのは「教職員」と、同条第3項中「この条例」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例」と、「受ける職員」とあるのは「受ける教職員」と、「職員で」とあるのは「教職員で」と、「常況とする職員」とあるのは「常況とする教職員」と、「定める職員」とあるのは「定める教職員」と、「支給される職員」とあるのは「支給される教職員」と読み替えるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 教育職員の管理職員特別勤務手当については、市職員給与条例第25条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理教育職員」と、同条第3項及び第4項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第3項中「勤務をした職員」とあるのは「勤務をした教育職員」と読み替えるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 教育職員の管理職員特別勤務手当については、市職員給与条例第25条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理教育職員」と、同条第3項及び第4項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第3項第1号中「職員」とあるのは「教育職員」と読み替えるものとする。

(定年前再任用短時間勤務教職員等についての適用除外)

第28条 定年前再任用短時間勤務教職員には、第5条第3項から第11項まで(第6項を除く。)及び第13条の規定は適用しない。

(定年前再任用短時間勤務教職員等についての適用除外)

第28条 定年前再任用短時間勤務教職員には、第5条第3項から第11項まで(第6項を除く。)、第13条、第14条第4項及び第15条の規定は適用しない。

2 [略]

2 [略]

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	503,400
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	504,000
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	504,700
41	278,500	326,600	395,500	447,700	505,300	

42	279,500	328,500	397,000	449,200	505,900
43	280,500	330,300	398,400	450,400	506,500
44	281,400	332,000	399,800	451,600	507,200
45	282,000	333,600	401,300	452,800	507,800
46	282,800	335,500	402,900	454,100	
47	283,600	337,200	404,500	455,300	
48	284,400	338,900	405,900	456,500	
49	285,100	340,600	407,100	457,600	
50	285,900	342,300	408,500	458,800	
51	286,600	344,000	409,900	460,000	
52	287,400	345,700	411,200	461,200	
53	288,200	347,400	412,400	462,400	
54	289,000	348,700	413,600	463,600	
55	289,700	350,000	414,900	464,800	
56	290,500	351,300	416,200	466,000	
57	291,200	352,800	417,500	467,100	
58	291,800	354,400	418,800	467,700	
59	292,600	355,900	420,200	468,200	
60	293,400	357,500	421,400	468,700	
61	294,100	358,900	422,600	469,200	
62	294,700	360,500	424,000	469,800	
63	295,500	362,100	425,400	470,300	
64	296,100	363,500	426,700	470,800	
65	297,100	365,000	427,900	471,300	
66	297,900	366,600	429,100	471,900	
67	298,600	368,200	430,400	472,400	
68	299,300	369,700	431,800	472,900	
69	299,900	371,200	433,100	473,400	
70	300,600	372,800	434,300	474,000	
71	301,300	374,300	435,300	474,500	
72	302,000	375,800	436,500	475,000	
73	302,700	377,300	437,700	475,500	
74	303,400	378,900	438,800	476,100	
75	304,100	380,500	440,000	476,600	
76	304,600	382,000	441,000	477,100	
77	305,200	383,400	442,100	477,600	
78	305,800	384,800	443,100	478,200	
79	306,500	386,200	444,100	478,700	
80	307,100	387,500	445,100	479,200	
81	307,600	388,800	446,000	479,700	
82	308,200	390,200	446,800	480,300	
83	308,900	391,500	447,600	480,800	
84	309,600	392,800	448,400	481,300	
85	310,200	393,900	449,100	481,800	
86	311,000	395,300	449,500		
87	311,700	396,600	449,900		
88	312,300	397,900	450,300		
89	313,000	399,100	450,700		

90	313,800	400,400	451,000
91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	453,100
99	320,400	410,800	453,400
100	321,100	411,800	453,600
101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600
105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	
133	337,300	430,200	
134	337,500	430,500	
135	337,700	430,800	
136	338,000	431,000	
137	338,300	431,200	

	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である教育職員は3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	474,800
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	475,300
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
44	280,700	311,700	393,900	413,600		

45	281,600	313,400	395,000	414,800
46	282,400	315,200	396,300	416,000
47	283,200	316,900	397,500	417,200
48	284,000	318,500	398,600	418,400
49	284,600	320,100	399,500	419,500
50	285,400	321,800	400,700	420,500
51	286,100	323,600	401,700	421,800
52	286,800	325,300	402,800	423,000
53	287,600	326,600	403,600	424,200
54	288,400	328,500	404,700	425,300
55	289,000	330,300	405,700	426,400
56	289,700	332,000	406,700	427,500
57	290,400	333,600	407,800	428,500
58	291,200	335,500	408,800	429,700
59	292,000	337,200	409,900	430,900
60	292,600	338,900	411,000	432,100
61	293,200	340,600	412,000	432,700
62	293,900	342,300	413,100	433,500
63	294,600	344,000	414,200	434,200
64	295,100	345,700	415,200	434,700
65	295,800	347,400	416,100	435,000
66	296,500	348,700	417,000	435,300
67	297,100	350,000	418,000	435,700
68	297,700	351,300	419,000	436,100
69	298,400	352,800	419,800	436,400
70	299,100	354,300	420,600	436,800
71	299,700	355,800	421,300	437,100
72	300,400	357,300	422,100	437,400
73	300,900	358,600	422,800	437,700
74	301,500	360,100	423,400	438,000
75	302,200	361,600	424,100	438,300
76	302,700	363,000	424,800	438,600
77	303,300	364,400	425,400	438,800
78	303,900	365,900	426,100	439,100
79	304,500	367,400	426,600	439,400
80	305,100	368,900	427,200	439,600
81	305,600	370,200	427,600	439,800
82	306,100	371,500	428,000	440,100
83	306,700	372,800	428,300	440,400
84	307,300	374,000	428,500	440,600
85	307,700	375,200	428,700	440,800
86	308,100	376,400	429,000	441,100
87	308,600	377,500	429,300	441,400
88	309,100	378,600	429,500	441,600
89	309,500	379,600	429,700	441,800
90	310,000	380,700	430,000	442,100
91	310,400	381,800	430,300	442,400
92	310,900	382,900	430,500	442,600

93	311,200	384,000	430,700	442,800
94	311,700	385,100	431,000	443,100
95	312,200	386,100	431,300	443,400
96	312,600	387,200	431,500	443,600
97	312,900	388,200	431,700	443,800
98	313,300	389,200	432,000	444,100
99	313,700	390,100	432,300	444,400
100	314,100	391,000	432,500	444,600
101	314,500	391,800	432,700	444,800
102	314,800	392,800	433,000	445,100
103	315,100	393,600	433,300	445,400
104	315,400	394,500	433,500	445,600
105	315,600	395,300	433,700	445,800
106	315,900	396,200		
107	316,200	397,100		
108	316,400	398,000		
109	316,600	398,800		
110	316,800	399,800		
111	317,100	400,700		
112	317,400	401,600		
113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		
134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		

	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である教育職員は4,000円をそれぞれ加算した額とする。

(さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～7 [略] 8 暫定再任用教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、 <u>さいたま市教職員の給与に関する条例</u> 第25条、第27条第2項及び第28条の規定を適用する。 9～12 [略]	附 則 1～7 [略] 8 暫定再任用教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、 <u>改正後の教職員給与条例</u> 第25条、第27条第2項及び第28条の規定を適用する。 9～12 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた教職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び教育委員会の定めるこれに準じるものをした教職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、

教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第 号）附則第4項の規定は、教職員の扶養手当について準用する。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第15条第4項及び第16条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の通勤手当及び単身赴任手当について準用する。この場合において、これらの項中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則別表（附則第2項関係） 号給の切替表

ア 教育職給料表(1)の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	34
51	39	35	35
52	40	36	36
53	41	37	37
54	42	38	38
55	43	39	39
56	44	40	40
57	45	41	41
58	46	42	42
59	47	43	43
60	48	44	44
61	49	45	45
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	

79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	

82	70	70
83	71	71
84	72	72
85	73	73
86	74	74
87	75	75
88	76	76
89	77	77
90	78	78
91	79	79
92	80	80
93	81	81
94	82	82
95	83	83
96	84	84
97	85	85
98	86	86
99	87	87
100	88	88
101	89	89
102	90	90
103	91	91
104	92	92
105	93	93
106	94	94
107	95	95
108	96	96
109	97	97
110	98	98
111	99	99
112	100	100
113	101	101
114	102	102
115	103	103
116	104	104
117	105	105

## さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

- ・ 令和7年の市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 給料表の改定（別表第1等関係）

- ・ 埼玉県 of 給与改定状況等を踏まえ、教育職員の給料月額の見直しを行うため、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の改定を行うもの。

#### (2) 規定の整備（第1条中第13条等関係）

- ・ 扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当に係る規定の整備を行うもの。

#### (3) 地域手当の改定（第1条中第14条関係）

- ・ 地域手当について、在勤する地域にかかわらず支給することとし、一時的に市外に派遣等される際に措置される異動保障については廃止するもの。

#### (4) 定年前再任用短時間勤務教職員等の手当の改定（第1条中第28条及び第2条中附則第8項関係）

- ・ 定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員について、住居手当を支給するもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

# さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1. 概要

令和7年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与の改定等をするため、所要の改正を行うもの

## 2. 改正内容

事項	対象	内容
① 給料表の改定	教育職給料表(1) 教育職給料表(2)	埼玉県が令和7年4月1日から行った給料表構造の見直しに準じた改定。 ※別紙「給料表構造の見直しについて」参照
② 諸手当に係る 規定の整備	扶養手当 単身赴任手当 管理職員特別勤務手当	職員給与条例の一部改正に伴う規定の整備。 教職員給与条例上、職員給与条例を準用している手当の規定について、文言等の規定の整備。
③ 地域手当の改定	地域手当	教職員の地域手当の支給割合について、在勤する地域に関わらず一律とすることとし、併せて異動保障の措置を廃止。
④ 定年前再任用短 時間勤務教職員 等の手当の改定	住居手当	定年前再任用短時間勤務教職員等について住居手当を支給。

## 3. 施行期日

令和8年4月1日

## 別紙「給料表構造の見直しについて」

### 1. 給料表構造の見直しの実施時期

	人事委員会勧告時期	実施時期
埼玉県	令和6年勧告	令和7年4月1日
さいたま市	令和7年勧告	令和8年4月1日

### 2. 給料表構造の見直しの内容

#### 教育職給料表(2)の場合

教育職 給料表 (2)	特2級		3級	
	改正前	改正後	改正前	改正後
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円
1	311,000	12号給 削除	337,100	12号給 削除
2	312,800		339,200	
3	314,600		341,300	
4	316,400		343,400	
5	318,200		345,400	
6	320,000		347,500	
7	321,800		349,600	
8	323,500		351,700	
9	325,200		353,700	
10	327,000		355,800	
11	328,800		357,900	
12	330,600		359,900	
13→1	332,500	332,500	361,900	361,900
14→2	334,300	334,300	363,400	363,400
15→3	336,100	336,100	364,900	364,900
16→4	337,800	337,800	366,300	366,300
17→5	339,400	339,400	367,700	367,700
18→6	341,300	341,300	369,000	369,000
19→7	343,200	343,200	370,300	370,300
20→8	345,000	345,000	371,700	371,700

教育職 給料表 (2)	4級	
	改正前	改正後
	給料月額	給料月額
号給	円	円
1	426,000	16号給 削除
2	427,500	
3	429,000	
4	430,400	
5	431,700	
6	433,100	
7	434,500	
8	435,900	
9	437,300	
10	438,700	
11	440,100	
12	441,400	
13	442,700	
14	444,100	
15	445,500	
16	446,900	
17→1	448,100	448,100
18→2	449,400	449,400
19→3	450,600	450,600
20→4	451,900	451,900

- ・教育職給料表(2)においては、  
 特2級、3級：1号給～12号給を削除。13号給を1号給に切替え、14号給以降も順次切替え。  
 4級：1号給～16号給を削除。17号給を1号給に切替え、18号給以降も順次切替え。

報告第 3 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 1 月 15 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申し出ることを臨時代理する。

令和8年1月9日

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

## 記

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 別紙

### さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和5年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。 <u>ただし、小学校及び特別支援学校の小学部に在籍する児童の保護者等にあつては、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものの支給を受けている者その他の規則で定める者に限る。</u> ）その他学校給食の提供を受ける者をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。） <u>その他学校給食の提供を受ける者をいう。</u>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由書

### 1 提案理由

- ・ 国の学校給食費の抜本的な負担軽減措置を踏まえ、小学校及び特別支援学校小学部の学校給食費を無償化するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

- ・ 学校給食費負担者の見直し（第2条関係）
  - ・ 小学校及び特別支援学校小学部の児童の保護者等について、生活保護による教育扶助を受けている者等を除き、学校給食費を負担しないこととするもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

## さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

### 1 改正の目的

- ・ 国の学校給食費の抜本的な負担軽減措置を踏まえ、小学校及び特別支援学校小学部の学校給食費を無償化するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

- ・ 学校給食費負担者の見直し（第2条関係）
  - ・ 小学校及び特別支援学校小学部の児童の保護者等について、生活保護による教育扶助を受けている者等を除き、学校給食費を負担しないこととするもの。

校種	学校給食費負担者の種類	令和7年度	令和8年度	備考
小学校	児童の保護者等	○	×	
	生活保護受給世帯等の児童の保護者等	○	○	現行制度で給食費支給
中学校・中等教育学校	生徒の保護者等	○	○	
特別支援学校小学部	児童の保護者等	○	×	
	就学奨励費受給世帯の児童の保護者等	○	○	現行制度で給食費支給
特別支援学校 中学・高等部	生徒の保護者等	○	○	
全校種	教職員等	○	○	

※「現行制度で給食費支給」となっている者の学校給食費実質負担額は「0円」となる予定

### 3 施行日

令和8年4月1日

## 参 考 資 料

### 1 小学校給食無償化の概要

#### ① 国の学校給食費負担軽減の方針

- ・ 小学校 令和8年4月から負担軽減予定
- ・ 中学校 できる限り速やかに課題を整理した上で検討していく

#### ② 国が示す小学校給食費負担軽減の基準額について

- ・ 基準額 小学校 月額5,200円
- ・ 負担割合 国1/2、県1/2、市…基準額超過分

#### 【国・県・本市の負担割合イメージ】

校種	市R8 食材料費 ①	基準額 ②	国と県が負担 する限度割合 ③ = ②/①	市負担額 ④ = ① - ②	市負担割合 ⑤ = ④/①
小学校（月額）	5,510	5,200	94.4%	310	5.6%
小学校（日額）	333	314		19	

議案第 1 号

令和 8 年度教育行政方針について

令和 8 年度における教育行政方針について、審議を行う。

令和 8 年 1 月 1 5 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

令和 8 年 度

# 教 育 行 政 方 針

さいたま市教育委員会

## 構 成

教育の使命と我が国の教育をめぐる現状	1
さいたま市教育委員会の取組と成果	2
すべての子どもの多様で豊かな可能性を開花させるために	
- 技術と人間性が調和する未来志向の教育の推進 “Technology & Heart: Learning for the Future” -	3
I 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成	7
(1) カリキュラム・マネジメントの充実による質の高い深い学びの実現	(4) 館岩少年自然の家を活動拠点とした自然体験活動
(2) デジタル学習基盤を活用した学びの改革	(5) 学習状況調査等の教育データを利活用した教育支援の充実
(3) 市立高等・中等教育学校の更なる特色化・魅力化の推進	(6) 生涯にわたり深い学びを支える子ども読書活動の推進
II グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成	14
(1) グローバル・スタディ及び国際教育の推進	(6) 義務教育9年間を見通したキャリア教育の推進
(2) 誰一人取り残されない多様な支援の充実	(7) 主体的に社会の形成に参画する児童生徒の育成
(3) 特別支援教育推進に向けた体制強化	(8) 子どもによる科学的な視点を生かした体力向上の推進
(4) 子どもを支える生徒指導の推進	(9) 学校・家庭・地域が連携した魅力ある食育の充実
(5) 多様性を認め合い、主体性を育てる人権教育の推進	
III 人生100年時代を輝き続ける力の育成	21
(1) 子どもと大人の多様な学びの推進	(4) 「生涯学習人材バンク」の推進
(2) 生涯にわたる学びを支援する図書館事業の推進	(5) 安全・安心に向けた公民館・図書館施設リフレッシュの推進
(3) 博物館・美術館・科学館の専門性を生かした学校との連携と特色のある生涯学習機会の充実	(6) 次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用
IV スクール・コミュニティによる連携・協働の充実	27
(1) コミュニティ・スクールとスクールサポートネットワークの一体的推進	(3) 子どもを見守る学校安全ネットワークの推進
(2) チャレンジスクールの充実	
V 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備	30
(1) 教職員の資質能力の向上	(6) 学校安全体制の充実
(2) 質の高い学校教育を実現するための魅力ある人材養成・確保・育成の一体的推進	(7) 良好な学習環境等を目指す学校のリフレッシュ計画の推進
(3) 将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備	(8) 小学校・中学校への空調設備の新規整備・更新の推進
(4) 学校における働き方改革の一層の推進	(9) 学校トイレの洋式化等の推進
(5) より良い教育の実現を目指す教育環境整備の推進	
結びに	37

# 令和 8 年度 教育行政方針

## 教育の使命と我が国の教育をめぐる現状

令和 7 年は、グローバル情勢の混迷により不確実性が高まる中で開催された関西万博において、最新の科学技術や AI の可能性が世界に発信され、人とテクノロジーが共に未来を創る姿が示された年でした。

また、日本で初めて開催されたデフリンピックでは、多様性と共生の大切さが改めて注目され、国籍や障害を越えた心のつながりが多くの感動を呼びました。

一方で、生成 AI などデジタル技術の進展に伴う負の側面や、記録的猛暑による熱中症対策などの課題も浮き彫りとなり、学校現場における時代に即した教育と子どもたちの安全・安心の確保が改めて問われています。

このように希望と課題が交錯する時代において、Society5.0 の進展はさらに加速し、先端技術が私たちの暮らしに深く関わるようになっていきます。

これからの社会を担う子どもたちには、生涯にわたり主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、しなやかに自らの人生を舵取りする力をはぐくむことが求められています。

その際、異なる背景や価値観を持つ他者との協働を通じて、多様性を尊重し、持続可能な共生社会を築こうとする姿勢も極めて重要です。

このような力をはぐくむためには、子どもたち一人ひとりが自ら問いを立て、探究し、対話を通じて学びを深めていく教育が求められます。学びの場は教室の中にとどまらず、地域や社会、さらには国際社会へと広がり、そこで展開される実践的な学びを通じて、子どもたちは現実の課題に向き合い、自ら解決の道を切り拓いていくのです。

## さいたま市教育委員会の取組と成果

令和7年度、教育委員会では、学校教育と生涯学習・社会教育の境界線を取り除き、「一人ひとりの幸せな人生と豊かな社会の創造を追求する幸せを保障する教育」の実現を目指してきました。

公民館、図書館、博物館等では、講座やボランティア活動等を通じて、多世代の学びの場が広がり、生涯にわたって学び続ける文化が根づきつつあります。

一方、学校教育では、ICTの活用や多様な学習支援の充実により、自分らしく学べる環境や自分の個性や特性等に応じて学びや居場所を選ぶ環境の整備に努めてまいりました。その結果、教室で仲間と対話しながら学びを深めたり、様々な場所で自分のペースで学びを進めたりするなど、子どもの学びの姿が大きく変わろうとしています。

このようなことから、令和7年度、本市の子どもたちは、学力などの認知能力と自己肯定感などの非認知能力（※）が、小・中学校共に全国学力・学習状況調査において全国平均を大きく上回る結果となりました。また、20年以上にわたり全国に先駆け実施してきた本市独自の小・中一貫した外国語教育の成果として、英語教育実施状況調査で6回連続日本一になりました。

しかしながら、昨年12に国が示した令和6年度のいじめや不登校等に関する実態調査結果においては、その数値が昨年度に引き続き全国的に過去最多となり、本市も例外ではありませんでした。

こうした現実にも真摯に向き合いながら、すべての子どもたちの学びと育ちを支えるために、新しい時代の「さいたま市教育」を力強く推進してまいります。

※ 「非認知能力」とは、物事に対する考え方、取り組む姿勢、行動など、日常生活・社会活動において重要な影響を及ぼす能力のことです。それに対し、テストの点数やIQ(知能指数)など、「数値」で表すことができるものは「認知能力」と言われます。

## すべての子どもの多様で豊かな可能性を開花させるために

技術と人間性が調和する未来志向の教育の推進” Technology & Heart: Learning for the Future “

未来を創造する教育の営みにおいて、今こそ、その本質に立ち返り、不変の価値を大切にしながら、時代の変化に応じた新たな学びを柔軟に取り入れていくことが求められています。そうした教育の中でこそ、子どもたちはしなやかに、そして力強く、自らの人生を歩むための確かな土台を築いていくのです。

令和8年度は、本市がこれまで大切にしてきた「知・徳・体・コミュニケーション」と、教育DXをはじめとした時代の変化や社会の要請に応じた改革の成果を礎として、さいたま市教育が次の次元へと進化する「変革の扉を開く飛躍の年」と位置づけるとともに、さいたま市が誕生してから25年という節目の年にふさわしい教育の進化を目指します。

新設大和田小学校および「いろいろ学園小学部・中学部」の開校もその象徴の一つです。これまでの延長線上にとどまることなく、未来を見据えた新たな価値を創造するための力強い一歩として、令和8年度のさいたま市教育の進むべき3つの方向性を示します。

### 1. 未来を拓く、新たな学びの章へ—教育DXの本格展開

これまで推進してきた「さいたま市スマートスクールプロジェクト」の成果と課題を整理し、それぞれの観点を再定義した「さいたま市教育DX グランドデザイン ～学びの再定義、未来の創造～」のもと、これまで積み重ねてきた改革をさらに進化・発展させ、デジタル学習基盤を活用した新たな「学び方」「教え方」「働き方」改革に挑んでまいります。

その具体的な一歩として、更新される児童生徒用端末と、今後導入予定の教職員向け次世代型校務支援システムを連携させ、本グランドデザインを基盤に「教育の質」と「働き方」を両輪とした改革を進め、いよいよ新たなステージへと踏み出します。

情報端末の進化は、「学び方」や「教え方」に大きな転換をもたらし、子どもたちが困難を乗り越えることを助け、一人ひとりの可能性をさらに引き出す力を持っています。

同時に、教職員の業務を効率化し、子どもと向き合う時間や研鑽する時間

などを確保することで、教育の本質に立ち返る「働き方改革」を飛躍的に促進させます。

しかし、どれほど技術が進化しても、AIには代えられないものがあります。それは、人と人とのつながりの中ではぐくまれる感性や、創造性、そして人の心を動かす力です。

だからこそ、「デジタルキャリアか」といった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」という基本的な考えに立ち、バランス感覚をもって、積極的に取り組むことが肝要です。

教育 DX は、単なる効率化ではなく、体験や交流などリアルと掛け合わせることで、すべての子どもたちが希望を持ち、自分らしく輝ける新たな章の扉を開ける可能性を持っています。教育委員会では、その可能性を最大限に生かし、Technology & Heart 技術と人間性が調和する未来志向の教育を、力強く推進してまいります。

併せて、教育 DX を通じた業務の効率化による「量的な働き方改革」と、教職員の専門性の向上を軸とした、やりがいなど「質的な働き方改革」を両輪として推進してまいります。

これにより、教職員の学びが子どもの学びに還元される環境を整え、教職員と子ども双方の Well-being を向上させることで、最終的に「子どもの幸せを保障する教育」の具現化を目指します。

## II. すべての子どもに届く学びのために一カリキュラム・マネジメントの充実

これからの教育には、子どもたち一人ひとりの多様な背景や実態に応じて、学校が自らの目標を明確にし、家庭や地域と連携しながら柔軟に教育課程を編成・実践していく「カリキュラム・マネジメントの充実」が不可欠です。

それは、単なる授業時数の調整ではなく、「どのような力を育て、どのように社会とつなげていくか」を見据えた、学校全体の創造的な取組です。

教育委員会では、こうした実践を力強く後押しするツールとして策定した「カリマネデザインマップ」の活用を一層促進し、学校が家庭・地域と連携しながら、子どもたちの成長を踏まえた協働を通じて、地域に根差した質の高い教育活動が着実に展開されるよう、全力で支援してまいります。

カリキュラム・マネジメントの充実は、学校の教育力を高めるだけでなく、

地域とともに子どもたちの未来をはぐくむ新たな教育文化を生み出します。

地域の教育資源や人材とつながりながら、子どもたちが学んだことを地域社会の中で生かすこの取組は、“社会に開かれた教育課程”の実現に向けて、今こそ求められる実践です。

教育委員会と学校は、こうした挑戦を積み重ねることで、すべての子どもが意欲をもって学び、自らの可能性を最大限伸ばすことのできる教育の実現に一丸となって取り組んでまいります。

また、不登校児童生徒の実態に応じて学習内容や授業時数を柔軟に設定した特別な教育課程を編成する「いろどり学園」は、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することを目的に、多様な学びのあり方を追求する本市独自の取組であり、全国に先駆けた先進的な教育の実践拠点です。

デジタルと対面の良さを生かし、子どもたち一人ひとりの好きや強みを生かしながら、多様性を包摂する柔軟な教育課程により、個に寄り添った教育を展開します。

「いろどり学園」での実践は、児童生徒一人ひとりに応じた支援や指導のあり方を具体的に示すものであり、今後、各学校での支援体制の充実に大きく貢献します。「誰一人取り残さない教育」の実現に向けて、「いろどり学園」から確かな一歩を踏み出します。

### Ⅲ. エージェンシーを育てるコミュニティ・スクールのカー共に語り、共に創る、未来の学びのかたち

子どもたちの学校教育に対する思いや願いに真摯に耳を傾け、その声を尊重することは、学校が民主的で公正な社会の縮図として機能するために不可欠です。

児童会・生徒会をはじめとする自治的な活動を通して、子ども達が校則などのルール形成や学校生活の改善、学校行事の企画・運営に主体的に関わることは、発達段階に応じた民主的な学びの実践となります。

加えて、子どもたちが学校・学級内の多様性を前提に、共生社会の実現に向けた合意を図るプロセスを重視することや、自らの声を通じて学校づくりに主体的に参画する意義を明確に位置づけていくことが求められます。

さらに、学校での学びを地域の課題解決に生かす経験を通じて、子どもたち

は自らの学びが地域社会とつながっていることを実感し、地域の一員としての責任や役割を自覚していきます。

こうした実践の積み重ねが、未来の主権者としての力をはぐくみ、持続可能な共生社会の基盤を築いていくのです。

そこで重要となるのが、子どもたち自身が学校運営協議会に参画し、学校と地域のあり方や未来について意見を交わす機会を保障することです。

子どもたちが自ら学び、考え、主体性を持って行動する力、すなわち「エージェンシー」をはぐくむためには、学校と地域が連携し、子どもたちの声を生かす仕組みが不可欠です。

学校だけでは担いきれない課題に対して、地域とともに応えていく体制を築くことこそが、コミュニティ・スクールの真の価値であると考えます。

こうした取組を通して、子どもたちは自らの意見が尊重され、地域社会に影響を与える実感を得ることで、自信と責任感をはぐくみます。そして、多様な他者と対話し、協働しながら課題を解決していく経験を重ねる中で、主体的に社会参画する「持続可能な社会の創り手」へと成長していくのです。

## I 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成

本市では、社会の要請やニーズに対応しつつ、全市立学校の特色を生かしながら、義務教育から高等学校までの12年間を見通した学びの連続性をより重視し、学校種間の系統的な連携・接続を推進します。

特に、子どもの発達段階に応じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力といった認知能力に加え、学びに向かう力や粘り強く取り組む力、新たな価値を創造する力などの非認知能力を統合した「真の学力」を育成します。

さらに、本市が目指す「真の学力」の育成には、1人1台端末やクラウド環境等を基盤とし、児童生徒が自ら課題を設定し、多様な他者と協働しながら、解決していく探究型の学びが不可欠です。こうした学びを通じて、児童生徒が生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けられるよう、デジタル学習基盤を活用し、自立した学習者の育成を図ります。

### (1) カリキュラム・マネジメントの充実による質の高い深い学びの実現

(教育課程指導課)

本市の学校教育は、一人ひとりが自ら考え行動し、好奇心を高めながら、自身の豊かな人生やより良い社会につなげていく探究的な学びを重視しており、この実現のためには、実体験や他者との対話・協働などを含む様々な取組を教育課程の中心に据え、組織的かつ計画的に実施することで、教育の質の向上につなげるための義務教育9年間を見通したカリキュラム・マネジメントを充実させることが不可欠です。

令和7年度、教育委員会では、各学校に対して教育課程全体を俯瞰できる単元・題材配列表の活用例や、見通しをもってカリキュラム・マネジメントを推進するため、「カリマネ支援パッケージ」を提供するとともに、学校訪問や研修会を通じて、カリキュラム・マネジメントの充実を図るための支援を行いました。その結果、各学校では、管理職と教職員が一丸となり、学校教育目標や目指す子ども像等と各教科を系統だてながら有機的につなげ、教科横断や探究の視点を踏まえた教育課程の再編成と確かな実践に努めてまいりました。しかしながら、この取組は緒に就いたばかりであり、この教育課程に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業力の向上や、

多様な子どもたちを包摂する教育課程の編成のあり方といった課題も残されています。

そこで、令和8年度は、教育課程を「核」として、学校が直面する指導上の課題を解消し、具体的成果へと結びつけられるよう、また、多様な個性や特性、背景を有する児童生徒を包摂する柔軟な教育課程が編成できるよう、国の「教育課程柔軟化サキドリ研究校」として小学校4校、中学校2校を指定し、カリキュラム・マネジメントによって生み出された調整授業時数を学校の実態に即して活用する研究成果を横展開してまいります。

また、高学年教科担任制の実績と令和7年度に実施したモデル校における研究成果を踏まえ、新たに「小学校中学年教科担任制」を実施します。

## (2) デジタル学習基盤を活用した学びの改革

(教育研究所)

多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにするために、デジタル学習基盤を前提とした、新たな時代にふさわしい学びのあり方や、情報技術の適切な取扱いを含めた情報活用能力の抜本的向上が求められています。

「さいたま市スマートスクールプロジェクト(SSSP)」(※1)の推進により、子どもたちの学びの姿は確実に変容してきました。令和7年度の全国学力・学習状況調査の結果では、授業でタブレット等を「ほぼ毎日使用する」と回答した児童生徒の割合が6割超となり、国の平均を上回る結果となりました。また、スクールダッシュボード(※2)に新たに「心と生活のアンケート」調査結果を表示したり、教職員の意見等を反映した改修を重ねたりすることで、学校から有用性を実感する声や、効果的な活用事例が増えてきています。

さらに、教職員による個人情報取扱いや、学習履歴の活用等をより適切なものとするため、全市立小・中・特別支援学校に設置された「学校DX推進部」を中心に、校長のマネジメントの下、組織的な取組を進めてきました。

そして、SSSPの成果と課題を整理し、それぞれの観点を再定義した「さいたま市教育DXグランドデザイン～学びの再定義、未来の創造～」を策定し、SSSPの次のステージとして、デジタル学習基盤を活用した新たな「学び方」「教え方」「働き方」改革に向けたビジョン等を示しました。

令和8年度は、令和7年度に更新された学習者用タブレット、及び令和8年度更新予定の教職員用コンピュータを効率的・効果的に活用し、当該グラウンドデザインの実現に着手してまいります。また、発達段階に応じて情報活用能力を体系化し、児童生徒が自己評価できる「さいたま市情報活用能力チェックリスト」の本格運用や、生成 AI を活用した不登校予測モデルの開発、次世代型校務支援システムの導入による業務改善など、「教育のデジタルトランスフォーメーション（DX）」の一層の推進により、すべての子どもと教職員の「幸せ（Well-being）」の実現を目指します。

※1 「さいたま市スマートスクールプロジェクト（SSSP）」とは、1人1台端末やクラウド環境等を基盤に創出・蓄積される大量の教育データの利活用を始めとする「学び方」「教え方」「働き方」の改革を通して、「一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、新たな価値を創造していく力をはぐくむ教育の実現」を目指すプロジェクトです。

※2 「スクールダッシュボード」とは、デジタル学習基盤の活用により日々蓄積される教育データを安全に集約・可視化し、必要なデータを一覧にして、児童生徒へのきめ細かな指導及び支援の一層の充実につなげていくためのシステムです。

### （3）市立高等・中等教育学校の更なる特色化・魅力化の推進

（高校教育課）

市立高等・中等教育学校のそれぞれのスクール・ミッション及びスクール・ポリシー（※1）に基づいた特徴を生かし、特色と魅力ある学校づくりを更に進化させます。また、国際的な視野を持つ人材を育成するとともに、一人ひとりが未来の創り手となる、世界へ飛躍するグローバル人材の育成を目指します。

浦和高等学校は、併設型中高一貫教育の強みを生かし、6年間を通じたきめ細かな進路指導を行っています。令和7年度も、全国の公立高等学校の中でも高い水準で国公立大学進学実績や医学系学部進学実績、現役生の大学合格実績を上げました。令和8年度は、『行ける大学ではなく、一番行きたい大学』に行くため、生徒自身の満足度を高める進路指導を行います。

浦和南高等学校は、埼玉県公立高等学校では、数少ない人工芝グラウンドをはじめとする校内施設を活用しグラウンド開放事業を行っています。令和7年度は、前年度よりさらに多くの方に施設開放を行い、交流の場を提供しました。令和8年度は、学校施設開放にとどまらず、人や地域との触れ合いを通じた多様な交流活動を行います。

大宮北高等学校は、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）のⅡ期指定

校として、本市の理数教育をリードする存在です。令和7年度も、市立小・中学生を対象としたアウトリーチプログラムや、海外の高校生や関係機関との海外交流などの多様な活動を通じてサイエンス人材の育成活動に取り組みました。

令和8年度は、SSHの『発展Ⅰ期』指定を目指し、特に海外の高校生との交流やフィールドワーク、国内外の研究機関と連携した理数分野の教育活動を展開していきます。

大宮国際中等教育学校は、令和6年度に全学年が揃い、6年間の系統的学習指導体制が確立しました。進路実績においても国内外への大学進学に高い実績を残しました。培われたノウハウは県内外、他自治体から多くの視察や訪問を受けて評価されております。令和8年度は、大宮国際中等教育学校では、完成までに蓄積された国際バカロレア（※2）や探究学習の知見を進化させるため、探究発表会などのさらなる充実を目指します。

各校の取組により、令和7年度は埼玉県公立高等学校入学者選抜においても3校は高倍率となり、それぞれが選ばれる魅力あふれる学校として、市内外の受検生からの評価を得ております。

令和8年度も教育委員会と各学校が連携し市立高等学校・中等教育学校のさらなる特色化・魅力化を推進していきます。また、各校が、それぞれの知見を生かした授業公開、交流活動、発表会、視察等を通じて、小・中・高の12年間の学びの連続性の強みを生かした教育活動を、市立小・中学校や地域に還元してまいります。

※1 スクール・ミッションは、市立高等・中等教育学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、学校の設置者が高等・中等教育学校の存在意義や期待される社会的役割等を明確にしたものです。また、スクール・ポリシーは、市立高等・中等教育学校の入口から出口までの教育活動の指針となるものです。各校が特色に応じ、それぞれ3つの方針を策定しています。

※2 スクール・ポリシーは、市立高等・中等教育学校の入口から出口までの教育活動の指針となるものです。各校が特色に応じ、それぞれ3つの方針を策定しています。

※3 国際バカロレアとは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムです。

#### （4） 館岩少年自然の家を活動拠点とした自然体験活動

（館岩少年自然の家）

デジタル化の進展により、SNS等の情報伝達をはじめとした様々な利便性をもたらされた半面、リアルな体験活動の機会が薄れつつあります。子どもたちの成長には、実際に五感を働かせた体験が重要であるため、「自然の教室」に

おける自然体験活動をより一層推進することを通じて、児童生徒の挑戦しようとする力や協調しながら物事を進める力などの「非認知能力」を高めていきます。

令和7年度は、全市立小・中学校が館岩少年自然の家を拠点として自然体験活動の充実を図りました。その結果、非認知能力に関するアンケートの結果では、事前と事後で比較し、「自然への関心」、「課題発見・設定」、「思考・理解」「学習との関連付け」「成就感・達成感」を中心に向上が見られました。また、体験活動の推進を目的に令和5年度から取り組んでいる「さいたま市から『体験の風をおこそう』運動推進事業」においては、新規連携団体を1団体加え、スポーツ団体やメディアなどの10団体がそれぞれの専門性や強みを生かした様々な体験型のイベント等を実施した結果、多くの市民に参加をいただきました。

令和8年度は、「新項目による『非認知能力』に関する調査の実施・分析」、「教育委員会と各学校が連携した調査結果を生かした教育」を展開してまいります。併せて、自然体験やスポーツ等の各団体の強みを生かした豊かな体験活動を展開するとともに、新たに南会津の地域企業との連携により、活動を通して環境問題に目を向けるきっかけづくりを行います。また、広く体験活動の魅力を発信してまいります。

## (5) 学習状況調査等の教育データを利活用した教育支援の充実

(教育研究所)

児童生徒を取り巻く社会環境が急速に変化する今日、教育施策の改善と学習指導の充実、児童生徒の学びの検証には、学習状況調査をはじめとする大規模教育データの統計的分析と活用が不可欠です。

令和7年度は、「全国学力・学習状況調査」や「さいたま市学習状況調査」の結果を踏まえ、授業改善や児童生徒の学びの振り返りに資する資料を早期に提供し、教育現場の即応性を高めました。また、設問ごとの正答率や解答傾向を分析し、課題を明確化する「学力向上カウンセリング研修」(※1)や各校の自己分析や対応策等に助言を行う「学力向上カウンセリング学校訪問」(※2)、大学等との連携による「データサイエンス研修」を実施するとともに、「学力向

上ポートフォリオ（学校版）」（※3）の好事例を横展開しました。これらの取組により、各校が主体的に授業改善に取り組む体制を支援してきましたが、成果の具体化には課題が残ります。

令和8年度は、さいたま市学習状況調査の問題が児童生徒の学力を的確に捉えているかを専門機関と連携して検証し、問題の質的改善に着手します。また、実生活の場面や課題解決に必要な構想力・実践力を測る教科横断的な問題を導入し、調査の内容を深化させてまいります。これにより、全国や市の学習状況調査を基盤とした学校のPDCAを一層推進し、調査結果に基づく教育支援施策の具体化を目指してまいります。

教育データの利活用は、児童生徒の学力向上を支える要件の根幹です。調査結果を活用した研修や好事例の共有を通じ、市立学校全体に学力向上に向けた検証改善の循環を確立し、教育の質を高めることで、未来を担う子どもたちの確かな学びを保障してまいります。

- ※1 「学力向上カウンセリング研修」とは、各調査における設問ごとの正答率や回答類型から学習指導上の課題を分析し、教職員が速やかに授業改善に取り組むことができるよう支援する研修です。
- ※2 「学力向上カウンセリング学校訪問」とは、まず各学校が詳細な調査結果を基に自校の児童生徒の学力及び学習状況についてまず分析を行い、それに対して教育委員会が具体的な学力向上策につなげられるように支援するものです。
- ※3 「学力向上ポートフォリオ（学校版）」とは、各学校が学習状況調査を基軸とし、学力向上のためのPDCAを可視化したものです。

## （6）生涯にわたり深い学びを支える子ども読書活動の推進

（資料サービス課）

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。図書館は、子どもが本に親しむことのできる最も身近な施設であることから、乳幼児期から発達段階に応じた蔵書の充実を図ります。また、本選びや調べ方のサポート、おはなし会や各種イベントの開催など、子どもが本や図書館に親しむ機会を提供します。

令和7年度は、「さいたま市子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、「さいたま市子ども読書の日」を普及するためのキャンペーンを展開しました。中学・高校生対象のビブリオバトル（知的書評合戦）（※1）や市立高校POPバトルイベント（※2）では、規模を拡大して実施し、地域書店との連携も実現しました。また、「子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次計

画の成果と課題を整理して「さいたま市子ども読書活動推進計画（第五次）」の策定を行いました。

令和8年度は、「さいたま市子ども読書活動推進計画（第五次）」に基づき、本に触れる喜びや読書の魅力を伝えるための新たな取組として、学校と地域の図書館が連携して、子どもの意見を聴取するとともに、車座で本を通じて交流する場を創出します。また、子どもの豊かな心と生きる力をはぐくむ読書環境を整備するため、読書バリアフリー（※3）の推進や学校をはじめ地域の施設へ出向き、専門性を生かしたサポートを行います。

- ※1 「ビブリオバトル（知的書評合戦）」とは、発表者（バトルー）が、読んで面白いと思った本を5分間で紹介し、紹介された本の中から一番読みたくなった本を参加者の投票で選ぶ、本への関心を高める読書イベントです。
- ※2 「POPバトル」とは、参加者が、おすすめする本の紹介POPを作成し、POPを見た人の投票により、最も読みたい気持ちにさせた本（POP）を選ぶ読書イベントです。
- ※3 「読書バリアフリー」とは、障害の有無に関わらず、誰もが読書、情報にアクセスできることです。

## Ⅱ グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

国内外で国際化が急激に進展する中、個人と社会の持続可能な幸福を実現するためには、異なる言語や文化を尊重しつつ、互いに理解し協働する力を涵養することが不可欠です。また、多様性を受け入れ、共生社会を築くためには、人間性の根幹をなす自己肯定感、豊かな情操や道徳心の醸成が大切です。さらに、一人ひとりが人生の意義を見出し、急速な社会変化を乗り越え、自他の幸せと豊かな社会を創造するためには、生涯にわたり健やかに生きるための健康と体力が欠かせません。

これらの理念を礎に、広い視野を養い国際感覚を磨く外国語教育をはじめ、心と人権を尊重する教育、多様な子どもの可能性を伸ばす教育、健やかな心身の健康を支える教育等を、学校教育全体を通して一体的に推進してまいります。

### (1) グローバル・スタディ及び国際教育の推進

(教育課程指導課・高校教育課)

急速に変化する国際社会で生きる子どもたちには、協働して課題を解決し、平和で持続可能な社会の実現に向けて、自らの考えや解決策を世界へ発信する力が不可欠です。その力をはぐくむため、市独自の英語教育「グローバル・スタディ」を推進してまいります。

令和7年度には、『『グローバル・スタディ』カリキュラム』の検証を行い、研修会や英語4技能効果測定を通じて量的・質的両面から授業の改善・充実を図りました。また、「さいたま市イングリッシュ・キャンプ」や外国の学校とのオンライン交流を充実させるとともに、ニュージーランドをはじめ、オーストラリア、米国ピッツバーグ市での海外フィールドワークや語学研修を展開し、異文化理解と国際的視野の拡大を図りました。加えて、模擬国連大会を英語議場に加え日本語議場でも開催し、スピーチや交渉を通じてリサーチ力・表現力・論理的思考力を磨く場、多角的な視点から国際問題を考察する場をより多くの生徒に提供しました。

令和8年度は、客観的データに基づく英語4技能効果測定の分析等により、カリキュラムの検証・改善と、それに伴う指導力向上研修を実施します。また、「SAITAMA Jr.プロモーター」(※)の活動として動画コンペティションを小・中学校で展開し、授業と連動させながら本市や日本の魅力を世界に発

信する機会を拡充します。さらに、児童生徒が現地に赴く体験と、デジタルを活用した国内での国際的な学びを通じて、世界を舞台に活躍する人材の育成を着実に進めます。これにより、「グローバル・スタディ」と交流等を通じた国際教育は新たな段階へと進化し、地球規模の課題解決に向けて、身近な一歩を踏み出し、行動することができる力を備えた次代の担い手を育成してまいります。

※ 「SAITAMA Jr.プロモーター」とは、英語を活用し、さいたま市や日本の魅力を世界に向けて発信する役割を担う児童生徒のことです。

## (2) 誰一人取り残されない多様な支援の充実

(総合教育相談室)

複雑化、多様化する児童生徒の状況を鑑み、一人ひとりの状況に寄り添って相談に乗ることができるよう、教育相談体制を整備するとともに、不登校対策を強力に推進し、児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指します。

令和7年度は、多様な児童生徒の悩みに対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、さわやか相談員の研修を充実させるとともに、引き続き「24時間子どもSOS相談窓口」や「SNSを活用した相談窓口」を設置し、学校内外における相談環境の充実を図りました。

不登校対策では、校内教育支援センター（Sola るーむ）の環境整備のための備品を全校に配布するとともに、人材確保や指導助言を行う個別指導員を増員しました。また、児童生徒の実態を踏まえ、一人ひとりの子どもが自らの学びを主体的に進めることができる学びの多様化学校「いろどり学園小学部・中学部」のプレ開校を行うなど、開校に向けた準備を進めました。さらに、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立することがないように、対面のみならず、オンラインを活用した「子育て学習会」を行い、心理の専門家等による講話や保護者同士が悩みを打ち明けられる場を設定しました。

令和8年度は、市内6か所の教育支援センターの機能を一層充実させ、自宅からオンラインで学びに参加できる体制を整備します。また、「いろどり学園小学部・中学部」の開校により、学びの場の選択肢を拡大し、誰一人取り残さないための多様な支援を一層強化していきます。さらに、当該校での特別な教育課程の編成から得た知見を他校の不登校児童生徒への支援にも生かせるよう機会を捉えて共有してまいります。

### (3) 特別支援教育推進に向けた体制強化

(特別支援教育室)

障害のある子どもたちの自立と社会参加に向け、誰一人取り残さず一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶための包摂的な教育と、多様な学びの場を整備するインクルーシブ教育システムの実現に向けて取り組みます。

令和7年度は、宿泊を伴う校外学習でのみ医療的ケアを必要とする児童生徒にも、看護師による医療的ケアを実施できるよう、小・中学校における支援の範囲を拡大しました。また、発達障害・情緒障害通級指導教室(※)を3教室、小・中学校に新・増設しました。

令和8年度は、知的障害のある児童生徒の教育環境の充実のため、市立特別支援学校(知的障害)の令和15年度の開校に向けた準備として、基本計画を策定します。また、医療的ケア児の学校生活支援を充実させ、併せて保護者の負担軽減を図るため、看護師による医療的ケアを、特別支援学校では、通学時にも行えるよう新たな体制を整備します。さらに、市教育研究会特別支援教育専門部との連携を強化し、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた研修の充実により、教職員の専門性向上に努めます。

※ 「通級指導教室」とは、通常の学級に在籍し、学習場面や生活場面で、一部特別な教育的支援を必要とする児童生徒に、指導を行うために設置された教室です。

### (4) 子どもを支える生徒指導の推進

(生徒指導課)

国及び本市においても、いじめの認知件数、重大事態発生件数が過去最多となり、いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化する必要があります。

令和7年度は、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」を開催し、市立各学校の代表児童生徒と教職員、保護者、地域団体約670名が参加し、車座になっていじめ防止について意見交換をしました。

令和8年度は、社会総がかりによるいじめ防止対策を推進し、PTA、地域各種団体や他部局と連携した取組を強化します。取組の一環として、学校における平時からの体制強化を図るため、学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。さらに、いじめ重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生

した際に適切な対応をとることができるよう、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストによる組織的対応の更なる徹底を図ります。また、スクールダッシュボードと「心と生活のアンケート」の調査結果を連携させることで、データ利活用を促進し、子どもの心の危機を早期に発見する仕組みの充実を図ります。

## (5) 多様性を認め合い、主体性を育てる人権教育の推進

(人権教育推進室・教育課程指導課)

部落差別やインターネット上の誹謗・中傷など、様々な個別的人権課題が社会問題となるなど、人権問題は依然として存在しています。そこで、これらの早期解決に向けて、学校・社会における人権教育の一層の推進を図ります。また、道徳教育においても、情報モラルに関わる題材等を通して、他者への共感や思いやりなどについて、児童生徒が考えを深められるよう指導を充実します。これらの取組を通して、多様性を認め合う姿勢を養い、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。

令和7年度は、子ども達による人権の花運動や人権標語・人権作文を通して、人権意識の向上に取り組みました。また、教職員を対象に共生社会の実現に向けた多様性をテーマとする研修会を実施し、性的マイノリティや外国籍の方々の人権について、有識者による差別の実態に関する講話を通じて、参加者が個別の人権課題を自分ごととして捉え、理解を深める機会を提供しました。

令和8年度は、国の示す「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を踏まえ、人権が侵されやすい立場にある人々への支援に加えて、すべての人が権利の主体であることを実感できるような取組の重要性を示すため、特に「子どもの人権」について重点的に取り上げます。具体的には、各種人権研修会において、子どもの人権に関する実践も含めた好事例をまとめた「人権教育実践事例集（ほほえみ）」を作成し、授業での活用の促進を通して、すべての人々の人権意識の向上を目指してまいります。

## (6) 義務教育9年間を見通したキャリア教育の推進

(教育課程指導課・生涯学習振興課)

急速なグローバル化やデジタル化により、労働市場は大きく変化しており、

これからの時代には、創造力や協働して課題を解決する能力が一層求められます。こうした時代を生き抜く子どもたちが、夢や希望を持ち、自ら未来を切り拓くための基盤となる資質・能力をはぐくむキャリア教育の推進を図ります。

令和7年度は、子どもたちに望ましい勤労観、職業観、そして、地域への愛着や誇りを持ち、好奇心や感動する心をはぐくんでいくことを目指して、「未来（みら）くるワーク体験」（※1）や「夢工房 未来くる先生ふれ愛推進事業」（※2）を実施しました。また、中学生を対象とした「JFA こころのプロジェクト『夢の教室』」（※3）や、探究学習プログラム「さいたまエンジン」（※4）を実施しています。

さらに、子どもたちが地域社会とつながりながら仲間と協力し、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力をはぐくむことを目指して、本市独自の新たなモデルプランである「未来（みら）くるキャリア・カリキュラム」の開発に着手しました。

令和8年度は、「未来（みら）くるワーク体験」において、市長部局や包括連携協定企業と連携することにより、受入れ事業所の更なる拡充を図り、子どもたちが自分らしい豊かな人生をデザインできるよう、多様な職業体験の提供に努めます。

また、子どもたちが学んだことを地域社会につなげ、仲間と協働し、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力をはぐくむ「未来（みら）くるキャリア・カリキュラム」について、管理職と専門性の高い教師で構成される作成委員会において学習効果や地域連携の実現性などの検証を重ね、令和9年度の全校実施を目指します。

※1 「未来（みら）くるワーク体験」とは、地域の事業所で中学生が職場体験を行う事業のことです。

※2 「夢工房 未来くる先生ふれ愛推進事業」とは、本市にゆかりのある講師を派遣し、児童生徒の好奇心や感動する心をはぐくんでいく事業のことです。

※3 「JFA こころのプロジェクト『夢の教室』」とは、様々な競技の現役選手及びOB・OGを「夢先生」として派遣し、「夢をもつことや、その夢に向かって努力することの大切さ」を伝える事業のことです。

※4 探究学習プログラム「さいたまエンジン」とは、企業と地域のリソース（資源）を基にした中学生による企業へのビジネス提案を取り入れた事業のことです。

## （7）主体的に社会の形成に参画する児童生徒の育成

（教育課程指導課・高校教育課）

社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を児童

生徒に育成します。

令和7年度は、主権者教育の一環として、専門機関と連携した租税教室や選挙啓発出前講座を実施し、現実社会における諸課題への理解を深める取組を推進しました。併せて、議場見学や市議会の様子を収めた動画の視聴を促すことにより、児童生徒の社会参画への関心と主体的な態度の育成を図りました。また、さいたまSDGs教育では、各学校で実践された優れた取組をカリキュラム化して展開することで、持続可能な社会の創り手を育てる教育の充実を図ってまいりました。

令和8年度は、引き続き主権者教育として、租税教室や選挙啓発出前講座などを実施するとともに、社会の問題解決に関わる取組を行っている企業等と連携した学習の実施や、模擬市議会、市議会の傍聴や動画の視聴等の社会を考えさせる体験的な活動を実施することにより、地域や社会に対する興味・関心を高めてまいります。また、児童生徒にとって身近な社会である学級や学校の生活上の課題の解決に向けて話し合ったり実践したりするような自治的活動の充実を図ることにより、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めてまいります。

## (8) 子どもによる科学的な視点を生かした体力向上の推進

(教育課程指導課)

学校、家庭、地域、行政の連携のもと、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る取組を通してよりよい運動習慣の形成を図り、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。

令和7年度は、教員の授業力向上に向けて、効果的な指導方法や実践力の向上を図る研修会等を行い、児童生徒の「運動の楽しさや喜びを味わう経験」の充実を努めました。また、スポーツを科学する視点を取り入れ、児童生徒が自らの動きを模範動画と比較し、課題や新たな視点を発見・解決する「データ活用型の体育・保健体育学習」を推進しました。

その結果、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査においては、「体育・保健体育の授業では進んで学習している」と回答した本市児童生徒の割合は、全国平均と比べて高くなっています。一方で「運動やスポーツが好き」と回答した児童生徒の割合や、「体育の授業以外での運動時間」が全国平均値と比較して低いことを踏まえ、その解決に向けて、「子どものための体力向上サポートプラン」を改訂しました。

令和8年度は、「子どものための体力向上サポートプラン（改訂版）」に基づき、実践的な研修会や各種実践事例集の充実による教員の授業力向上を図るとともに、各学校が新体力テスト等の結果を分析し、学校の体力課題に適した体育的活動に組織的に取り組んでまいります。併せて、スポーツ文化局と連携を図りながら、効果的な取組を検討してまいります。

## (9) 学校・家庭・地域が連携した魅力ある食育の充実

（健康教育課）

子どもたちが生涯にわたり心身の健康を保持・増進するため、また肥満・痩身・アレルギー疾患など多様化する現代的課題に対応するため、食に関する指導の重要性は一層高まっています。小・中・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校に配置された栄養教諭等の専門職が家庭や地域と連携し、学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい知識と望ましい食習慣の定着を図り、魅力ある食育を推進します。併せて、「地域の方を招いた学校給食」やヨーロッパ野菜の栽培・収穫、農作業を体験する「学校教育ファーム」等を展開し、学校・家庭・地域が一体となった食育を推進します。

令和7年度は、新たに「さいたま市民の日給食」（※1）と「ヨーロッパ野菜を活用した学校給食」の動画を配信し、本市独自の魅力ある食育の取組を発信しました。また、「さいたま市ヨーロッパ野菜研究会」と連携・協働している「さいたまヨーロッパ野菜料理コンテスト」における「児童・生徒部門」の受賞作品の料理カード（※2）を作成し、各学校が給食に取り入れられるようにしました。

令和8年度は、34校において「地元シェフによる学校給食」を実施するとともに、学校給食での市内産農作物の活用を推進するため「ヨーロッパ野菜を活用した料理集」を作成します。さらに家庭でも実践できるように、SNS等を活用し、本料理集を発信することで、学校に携わる全ての人の食への関心を高めていきます。

※1 「さいたま市民の日給食」とは、5月1日の「さいたま市民の日」に合わせて、市内産農産物を活用した料理を献立に取り入れた給食です。

※2 「料理カード」とは、各料理の材料・分量・調理法・栄養価などをデータ化したもので、本市における学校給食用デジタルレシピです。

### Ⅲ 人生 100 年時代を輝き続ける力の育成

人生 100 年時代の到来により、従来の「教育—仕事—引退」という単線型の人生モデルは転換を迫られ、学び直しやリスキリングを含む生涯学習の重要性は一層高まっています。デジタル技術や AI が急速に進展する今こそ、誰もが課題解決に資する学びの機会を保障し、生きがいや幸福感を得られる学習環境を整えることが不可欠です。

本市は「生涯学習ビジョン」「公民館ビジョン」「図書館ビジョン」を一体的に推進し、「誰もが いつでも・どこでも・どこからでも・何度でも」学べる環境を整備します。人々が学びを通じて社会に参画し、自己実現を果たすことで、「学び」と「活動」が循環する持続可能なシステムの構築を目指します。

#### (1) 子どもと大人の多様な学びの推進

(生涯学習総合センター)

生涯学習総合センターでは、市民の多様で専門的な学習ニーズに応えるため、「さいたま市民大学」事業を実施し、令和 7 年度は、臨床心理学や生成 AI など、時代の変化に対応した学びを提供し、施設との連携による新たなコースも開講しました。

公民館では、地域の特性に応じた市民の興味・関心を学ぶ意欲につなげる、魅力ある企画・運営に取り組みました。令和 7 年度は、全館で合計 1,800 を超える主催事業を実施したほか、夏休み期間には「夏休み子ども公民館」を 526 事業実施し、学びと地域の方々の交流を創出しました。

また、地域の特色を生かした事業の実践・検証に取り組む「さいたま市モデル公民館」において、住民主体の地域課題の解決につながるような事業展開を開始しました。

令和 8 年度は、「さいたま市民大学」について、運営委員会の意見や助言等を踏まえ、変化する社会に対応する学びとして、地域資源の活用や各分野の専門家による新たなコースを開設します。また、公民館の主催事業については、デジタル技術も活用し健康や暮らしなど身近な課題に関する講座を実施するとともに、夏休み期間には、小学生を対象としたアンケート結果を基に企画した講座で、体験学習や同年代間の交流機会等を創出することで、新た

な発見や経験を促し、さらなる学びの意欲をはぐくみます。

さらに、「公民館ビジョン」の実現に向け、全公民館がこれまで以上に地域に根ざした学びと交流の場となるよう、職員研修やきめ細やかな情報共有を通して、モデル公民館の取組を横展開してまいります。

## (2) 生涯にわたる学びを支援する図書館事業の推進

(資料サービス課)

「さいたま市図書館ビジョン(第2期)」に基づき、図書館の基本理念である「本と人 人と人が出会う『知のひろば』」として、市民が質の高い生涯学習に取り組むことのできる環境を整えてまいります。

令和7年度も幅広い分野から新しい資料の収集・提供を通じて、市民の期待に応える生涯学習環境の充実に努めました。没後20年となる詩人・宮澤章二氏の記念展示や、文字・活字文化の日を記念し、脚本家・蛭田直美氏による講演会を開催するなど、本と人とをつなげる取組を推進しました。また、夏休み期間中の児童生徒の自主学習の支援にもつながる座席の増設を行いました。さらに、今後の事業計画の柱として、「さいたま市図書館ビジョン(第2期)実施計画後期」、「さいたま市子ども読書活動推進計画(第五次)」を策定しました。

令和8年度は、図書館システム更新に伴い電子書籍サービスに新たに加わった電子雑誌読み放題サービスを提供し、利便性の高い電子書籍サービスをPRするなど、図書館のデジタル化を進めることで、図書館利用者の裾野を広げます。また、図書館が地域の中心となり、書店や学校、団体との連携を深め、様々な情報を発信するとともに、市民が生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備します。

## (3) 博物館・美術館・科学館の専門性を生かした学校との連携と特色のある生涯学習機会の充実

(青少年宇宙科学館)

本市は、宇宙飛行士・若田光一氏の出身地として、長年にわたり宇宙や科学教育に力を注いできました。宇宙開発が急速に進展する現代において、令和元年に策定した「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトを基盤に、学校

との連携や普及活動を通じて、未来を担う人材の育成を目指しています。

令和7年度には、全市立小・中・中等教育・特別支援学校を対象に「プラネタリウムを活用した学習利用」を実施し、出前授業や天体観望会などの「スクール・サポート・サイエンス事業」を展開しました。また、「宇宙のまち さいたま」フォーラムでは、SORA-Q 開発者の講演や、若田宇宙飛行士アカデミー修了生 16 名による発表を行い、多くの来場者の宇宙への関心を高めました。

令和8年度は、プラネタリウム学習の受入れ枠を拡大し、柔軟な運営体制を整備します。また、科学館の技術や教材に加え、最新の宇宙開発や科学技術を取り入れた体験型の活動を充実させます。さらに、フォーラムを中心に、「宇宙のまち」サポーターである専門人材や大学・企業との連携を強化し、魅力あるイベントや教室事業を展開してまいります。

(博物館)

人生 100 年時代を迎える中で、博物館は、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、自己実現を図るための重要な学びの場として、その役割がますます高まっています。本市では、市民が高度で質の高い生涯学習に主体的に取り組めるよう、博物館の専門性と地域資源を生かした特色ある学習環境の整備と利活用の促進に取り組んでいます。

令和7年度には、国指定史跡 50 年を記念した企画展「真福寺貝塚―国指定史跡 50 年―」を開催し、展示に加えて関連講座(3 回)、展示解説(8 回)、デジタル展示の公開など、多様な学習スタイルに応じたプログラムを展開しました。特に、市外からの来館者の増加が見られたなど、市立博物館の教育的価値を広く発信することができました。

令和8年度は、市内に点在する歴史・文化資産を活用した企画展・特別展を実施し、対面での講座や展示解説を通じて、地域の魅力を伝えていきます。また、デジタル技術を活用した展示紹介コンテンツの制作・公開を進め、時間や場所にとらわれない学習環境を整備します。さらに、SNS 等を活用した広報を強化し、博物館が持つ学びの可能性を広く市民に届けることで、地域に根ざした知の拠点としての博物館の価値を一層高めてまいります。

(うらわ美術館)

うらわ美術館では、開館以来、展覧会の開催や多世代を対象とした多種多様な学びの機会を通じて、芸術文化への関心を高め、市民文化の発展に寄与する施策を展開してきました。

令和7年度には、ルノワールやピカソなど19世紀から20世紀のフランスを代表する巨匠の絵画展を開催し、美術への親しみを深める機会を提供しました。また、世界の優れた絵本やブック・アートを紹介する展覧会を通じて、多世代が楽しめる芸術の魅力を発信しました。さらに、学校連携事業として「本の出張授業」や多世代交流ワークショップを実施し、教育普及活動にも積極的に取り組みました。

令和8年度は、春に地域ゆかりの芸術家に焦点を当てた展覧会を開催し、個人や企業等の貴重な所蔵作品と当館コレクションを一堂に紹介します。夏には、猫を描いた浮世絵展を通じて、子どもから大人まで楽しめる体験の場を設定します。冬にはブック・アートをテーマにした展覧会を開催し、多世代に向け本のアートの魅力を発信します。併せて、児童生徒用タブレット端末を活用した展覧会情報の発信やワークシートの提供を通じて、学校との連携を一層強化し、芸術と教育の架け橋としての美術館の機能を高めてまいります。

#### (4) 未来を切り拓く学びのパートナーシップ「生涯学習人材バンク」の推進

(生涯学習振興課)

生涯学習の専門的な知識や技能、経験等を有する人材を登録し、市民に情報を提供することにより、本市の生涯学習の振興と地域社会における豊かなつながりを創出します

令和7年度は、さいたま市生涯学習ビジョンの掲げる人づくり・つながりづくり・まちづくりによる学びの循環を促すためのイベント「生涯学習フェスティバル」において、「生涯学習人材バンク」の登録者によるワークショップの実施や、登録者が自身の知識や技能を直接来場者にアピールするためのスペースを設置し、利用者の増加及び登録者の活躍機会の拡大を図りました。また、新たに利用者の増加を目的として、小学校校長会や教頭会において事

業の説明を行いました。

令和8年度は、「生涯学習人材バンク」の登録者が利用者のニーズに応える講座を実施するため、登録者を対象に「オンライン講座の実施方法」や「分かりやすい資料の作り方」をテーマとし、登録者を講師に活用した研修を開催します。また、周知活動には、引き続き SNS や広報媒体を活用するほか、高齢者施設、学校等、需要が見込まれる団体への働きかけを実施することで、登録者の更なる活躍機会を創出し、未来を切り拓く学びのパートナーシップ体制を構築してまいります。

## (5) 安全・安心に向けた公民館・図書館施設リフレッシュの推進

(生涯学習総合センター・中央図書館管理課)

誰もが安全に学び続けられる地域の学びの拠点として、また一人ひとりの生活と地域づくりをつなぐ場として多くの市民に快適にご利用いただくため、「さいたま市公民館施設リフレッシュ計画」及び「さいたま市図書館施設リフレッシュ計画」に基づき施設の更新や老朽化対策を行います。併せて、すべての人が等しく利用できる環境の実現に向けてエレベーターの設置、段差の解消、トイレの改修、視覚に配慮した案内表示などのバリアフリー化を進めます。また、照明設備のLED化や空調設備の高効率化、太陽光発電設備の導入などの脱炭素化を推進することで、安全・安心で持続可能な学習環境を提供します。

令和7年度は、令和6年度から引き続きエレベーター設置工事を含む与野本町公民館の改修工事を行いました。

令和8年度は片柳図書館において、改修工事を行います。また、三室公民館の改修工事及びエレベーター設置工事に向けた実施設計を行い、引き続き、安全・安心で快適な学習環境の維持に努めてまいります。

## (6) 次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用

(文化財保護課)

本市では、先人たちが遺した歴史文化資源を「市の宝」として大切に守り、未来へと受け継ぐとともに、その魅力を広く発信し、活用を進めています。令和6年12月には、令和3年度より策定を進めてきた「さいたま市文化財

保存活用地域計画」が文化庁の認定を受けました。本計画では、「みんなで語り、つなごう さいたまの宝」を将来像に掲げ、文化財の保存と活用に関する課題や方針を明確にし、市民とともに歩む文化のまちづくりを目指しています。

こうした取組の一環として、国指定史跡「見沼通船堀」では、周辺環境の整備やクラウドファンディングによる維持管理を進め、閘門開閉の実演には約 1,100 名の見学者が訪れるなど、多くの関心を集めました。令和 8 年度は、再整備事業を完了させ、さらなる活用を図ります。

また、国指定史跡「真福寺貝塚」では、全国的にも稀な地形と泥炭層を有するこの遺跡の成り立ちと歴史的価値を明らかにするための発掘調査を行い、令和 7 年度には国史跡指定 50 周年を記念したシンポジウム等を開催しました。

令和 8 年度には新たな調査区を設定し、地形の変遷や人々の営みを明らかにするとともに、発掘体験など学校との連携事業を通じて、次世代への理解と関心をはぐくんでまいります。

さらに、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」では、平成 31 年度から 7 年間にわたり継続してきた緊急調査の成果をもとに、株数減少の要因を科学的に分析し、その集大成として報告書を刊行しました。

令和 8 年度も引き続き専門家の助言を受けながら、生育環境の調査や保全活動に取り組み、国の天然記念物第 1 号に指定された極めて貴重な自然遺産の継承を目指してまいります。

併せて、市内の他の歴史文化資源の魅力も広く伝え、地域の誇りと愛着をはぐくむため、各区の関係団体等と連携し、文化財を未来へとつなぐ歩みを力強く進めてまいります。

## Ⅳ スクール・コミュニティによる連携・協働の充実

子どもを取り巻く環境の変化により、学校が直面する課題は年々多様化し、かつ困難化しています。地域社会のつながりは急速に希薄化し、学校と地域、家庭が連携・協働する仕組みの構築は、地域の持続可能な教育基盤をつくる上で早急に取り組むべき課題の一つです。また、子どもが学校運営協議会に参画し、学校での学びを地域社会に生かす取組や、大人と協働する経験は、困難な時代を生き抜く力（エージェンシー）をはぐくむ上で重要です。

この実現に当たり、学校が「生涯の学びの拠点」となり、子どもも大人も学びを通じて共に成長する持続可能なスクール・コミュニティの構築が求められています。そこで、学校・家庭・地域・行政が一体となり、子どもの幸福と地域の発展を総がかりで実現することを目指すとともに、地域発展の担い手となる人材の育成に努めてまいります。

### (1) コミュニティ・スクールとスクールサポートネットワークの一体的推進

(生涯学習振興課・教育政策室)

コミュニティ・スクールとスクールサポートネットワークを一体的に推進し、地域住民や団体の参画を促すことで、学校や地域の課題解決や子どもたちの新たな学びの機会を創出します。こうした取組により、地域の多様な人材や資源を活用した特色ある教育活動が展開され、児童生徒の健やかな成長と地域の活性化に寄与します。これを通じて、「学校を核とした地域づくり」の実現を目指します。

令和7年度は、コミュニティ・スクールシンポジウムを開催し、研究協力校による小・中学校9年間を見通したエージェンシー育成に関する2年間の研究成果を各校に共有するとともに、本市のコミュニティ・スクールが抱える課題を整理し、その解決に向けた方策を提示しました。加えて、コミュニティ・スクールの裾野を広げるため、教職員や市職員、PTA会長等を対象とした研修を実施し、理解促進と参画意識の向上を図りました。

令和8年度は、シンポジウムで得られた知見を活用し、コミュニティ・スクールのさらなる発展を目指します。また、子どもたちがエージェンシーをはぐくみ、発揮できる場を創出できるよう、令和6・7年度に作成した「コミュニ

ティ・スクールとスクールサポートネットワークの一体的推進に係る実践事例集」から好事例を各校に提供します。加えて、コミュニティ・スクール通信「コミ丸」等を通じて、各学校での取組事例を広く発信し、地域との連携を一層強化します。さらに、令和8年4月に開校する大和田小学校では、スクール・コミュニティの形成を推進するため、「学校を生涯の学びの拠点」として、地域住民が特別教室を活用できるよう仕組みを整備してまいります。

## (2) チャレンジスクールの充実

(生涯学習振興課)

本事業は、幅広い層の地域住民、団体等の参画により、地域社会で子どもたちを心豊かで健やかにはぐくむことを目的として実施している「地域学校協働活動」の一つです。地域住民はボランティアとして自らの学びを生かし、子どもたちに体験活動や学習活動を提供しています。

チャレンジスクールでの活動は、ボランティア自身にとっても新しい出会いや発見、学びをもたらす場となっています。さらに、仲間と協力して活動することで、地域の人々の絆が深まり、互いに支え合う温かな関係が広がっています。

令和7年度は、チャレンジスクールの魅力を高めるため、民間企業と提携し、芸術やダンスなどの体験活動ができる新たなオンラインプログラムを導入しました。さらに、市長部局と連携し、環境教育に関する新しい活動を開始しました。加えて、ボランティアの確保に向けて大学で説明会を実施したほか、資質向上を目的とした研修会を4回開催しました。

令和8年度は、チャレンジスクールの課題であるボランティア不足の解消に向け、大学や専門学校との連携、募集の広報に一層努めます。さらに、各校のボランティアの代表が集まる会議を通じて、新たな人材確保のノウハウを学校間で共有できる場を設けます。

## (3) 子どもを見守る学校安全ネットワークの推進

(健康教育課)

子どもに対する犯罪の前兆となり得る「声かけ事案」は、多くの場合子どもが一人で行動しているときや、人目が少ない状況で発生しています。こう

した危険から子どもを守るためには、地域の方々の多くの目による見守りが重要です。教育委員会では、保護者や地域住民、関係団体による「防犯ボランティア」の方々や「子ども安全協定」を締結した配達・運送・運搬などの事業者の方々、「子どもひなん所110番の家」として協力いただいている地域の商店や事業所の方々と連携し、保護者・地域住民・関係団体が一体となって「学校安全ネットワーク」の推進に取り組んでいます。

令和7年度は、「子どもひなん所110番の家」として、地域の方々に約5,200軒のご登録をいただきました。また、通勤、買い物、散歩等をしながら児童生徒の見守り活動を実施していただく「『ながら見守り』ボランティア」に、新たに約1,500人の方々に登録いただきました。さらに、見守り活動に関わる全ての方々に向けて、活動の行い方や留意点等をまとめた「子どもの安全見守り活動ガイドブック」を作成しました。

令和8年度は、「子どもの安全見守り活動ガイドブック」を広報紙やSNSを活用して広く周知するとともに、「ながら見守りボランティア」の登録者をさらに1,000人以上増やし、見守り体制をより一層強化することで、多くの人の目で子どもを見守る「学校安全ネットワーク」の更なる拡充を図ります。

## V 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

教育の質を高め、子どもたちの未来を切り拓くためには、人材育成と教育環境の充実を支える確かな基盤が不可欠です。学校施設の老朽化対策やICT環境の整備は、安心して学べる環境を保障するとともに、学びの質を飛躍的に向上させる基盤となります。

また、教職員の働き方改革は、教育の担い手を持続的に確保し、子どもには質の高い学びの喜びを、教職員には働きがいと生活の充実をもたらすことで、双方に幸福をもたらします。

こうした基盤整備を総合的に行うことで、教育水準の一層の向上を図り、「未来を拓くさいたま教育」を確かなものとしてまいります。

### (1) 教職員の資質能力の向上

(教育研究所)

社会の変化が加速し予測困難な時代を迎える中、教師には、教育環境の変化を前向きに受け止め、探究心を持って自律的に学び続ける姿勢が求められています。また、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すためには、多様な専門性を備えた質の高い教職員集団の形成が不可欠です。

令和7年度は、教職員の主体的な学びを支えるため、受講者の視点に立った研修の企画・実施に取り組むとともに、「全国教員研修プラットフォーム」の活用を進め、研修情報の提供や履歴の活用による受講奨励を推進しました。

令和8年度は、教職員が実践と理論を往還しながら学びを深められるよう、互いの経験や価値観を共有する機会を設け、対話を通じた気づきを促進します。とりわけ、学校管理職のリーダーシップやマネジメントが重要なことから、学校の状況や課題を適切に把握し、学校内外の関係者と協働しながら学校の教育力を最大化していくことのできる学校管理職を育成するため、管理職研修体系の見直しを進めます。また、民間や大学等と連携して、従来の枠組みにとらわれない新たな視点をもった管理職の資質能力の向上を図ってまいります。

※ 「全国教員研修プラットフォーム」とは、令和4年度の教育公務員特例法の改正により制度化された、各教師の研修履歴の記録と、資質向上に関する指導助言等を行う仕組みを推進するため、文部科学省で一体的に構築しているシステムのことです。多様な研修コンテンツを一元化し、研修受講履歴の記録と自動連携するとともに、オンラインでの受講申し込みや教員育成指標との連携機能等を備えることで、研修の合理化及び効率化を図ります。

## (2) 質の高い学校教育を実現するための魅力ある人材養成・確保・育成の一体的推進

(教職員人事課・教育研究所)

教育へのニーズが多様化する中で、幅広い教養と高い専門性を備えた、教育への使命感と情熱を持つ、人間性豊かなより質の高い人材の確保を目指します。

令和7年度は、質の高い教員の確保を目指し、特別支援教育担当教員の受験資格を見直し、特別支援学校教諭普通免許状の所有を条件としました。また、Step Up 通過者特別選考(※1)を新設し、本市で教員になりたい志願者の確保に努め、志願者数 1,050 名、採用倍率 4.4 倍という結果となりました。さらに、「さいたま市教師塾『夢』講座」の対象学年を大学2年生とするとともに、教育体験活動を位置付け、早い時期から本市教育について学ぶことができる仕組みを整えました。

令和8年度は、多様な経歴を持つ志願者の更なる確保に向け、教員採用選考試験説明会を浦和・大宮に加えて、与野会場でも開催するとともに、実施曜日を休日に加え平日にも設定し、さらにオンライン説明会の回数を増やします。これらの取組を通して、より幅広い方々に教職の魅力や、本市の教育施策を伝えていきます。また、教員採用選考試験と並行して、「ティーチャーリターン制度」で、教職への復職を希望する経験者を支援し、経験豊かな即戦力の人材確保にも努めていくとともに、「大学3年生 Step Up 選考」(※2)で、早期から教職を志す学生を後押しし、多様な人材の確保を図ります。さらに、「さいたま市教師塾『夢』講座」では、学校現場での体験を一層充実させ、本市教育の魅力や教師という仕事の実際を学び、本市の目指す教師像に向けた成長の土台が築けるようにします。

※1 「Step Up 通過者特別選考」とは、前年に「大学3年生 Step Up 選考」を通過した志願者が受験することができる特別選考です。

※2 「大学3年生 Step Up 選考」とは、大学3年生等が、第1次試験の筆答試験(一般教養教職科目と教科等専門分野)を先行して受験できる選考のことで、試験内容を2年間で分割し、受験者の負担軽減を図るものです。

## (3) 将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備

(教育課程指導課・高校教育課)

学校部活動は、同じスポーツ・文化活動に興味・関心のある生徒が、異年齢集団での活動を通して、多様な人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を

高めたりするなどの教育的意義があります。一方、少子化の進展等の社会状況の変化を受け、今後、子どもたちが、生涯にわたり地域でスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる、持続可能で多様な活動の支援体制の構築と環境整備が必要です。そこで、本市では、新たな価値の創出として、「学校部活動」か「地域展開」という二項対立ではなく、「学校が関わる地域展開」という、本市独自の新たな形として、「まちクラブ」の立ち上げに着手し、地域展開に取り組んでいるところです。

将来的な部活動の地域展開を見据えながら、学校における働き方改革の視点も踏まえ、本市ならではの部活動地域展開について、協議会やワーキンググループ会議を開催し、検討を進めており、令和7年度は、モデル校8校での実践を踏まえ、休日の部活動の地域展開について協議を重ねてきました。外部指導者の確保と配置、業務管理、研修、学校との連絡・調整などの実践的な研究を行い、指導者確保の可能性を把握するために、市職員、小・中学校の教職員を対象に実施したアンケート結果からは、今後さらなる指導者確保の方策を検討する必要があるという課題が明らかになりました。

令和8年度は、アンケート分析を基に、教職員以外の指導者となりうる人材の確保、既存の部活動にはない内容の「地域クラブ活動」の試行、平日と休日の指導者間での情報伝達の仕方や、将来的な受益者負担など、これまでのシミュレーションを生かした検証を行うため、モデル校の取組を中心に、全市展開に向けた研究を進めてまいります。

#### (4) 学校における働き方改革の一層の推進

(教職員人事課)

本市が目指す「子どもの Well-being (幸せ) を保障する教育」の実現のために、教職員の働き方を見直し、働きやすさと働きがいと両立する職場づくりを進めることにより、教職員の健康はもとより、人生を豊かにするなど教職員の Well-being (幸せ) を向上させます。

令和7年度は、本市の働き方改革の目的、目標を設定した「さいたま市立学校における働き方改革」グランドデザインの具体的な取組として、学校閉庁日の設定・拡充、スクール・サポート・スタッフの増員や部活動指導員の配置、テレワークの実施、デジタル採点ツールの検証利用等を進め、教員の

時間外在校等時間の縮減を実現してきました。

令和8年度は、給特法の改正を受けた国の指針に基づき、教育委員会が「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教員が心身ともに健やかで、教員でなくてはできないことに集中できるよう、学校とともに働き方改革を力強く進めてまいります。また、計画、及び計画の実施状況を総合教育会議に報告することで、市長部局との連携を深め、より一層の改善につなげてまいります。

※ 「給特法」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の略

### (5) より良い教育の実現を目指す教育環境整備の推進

(教育政策室・武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室・学校施設整備課・学校施設管理課・学事課)

学校を、単なる学習の場ではなく、学びと生活の共同体として、児童生徒に社会の形成者としての資質・能力(協働性・社会性等)を育成するため、持続的で魅力ある教育活動を実現できる教育環境整備を推進します。

これまで、学校規模による課題に対応するため、課所室を横断した検討会議と、各地区の課題解決に向けたプロジェクトチームにおいて、新設校の設置のほか、教室等の改修、仮設校舎の設置、通学区域の調整等に取り組んできました。

大宮南小学校においては、児童数の急増に伴い、本地区における教育環境改善を図るための方策として、引き続き、選択可能地域における上木崎小学校への入学児童の募集を行ってまいります。併せて、今後予定されるリフレッシュ工事において学校施設の改築や改修を進め、校庭面積や教室不足などの諸課題の改善を図ります。

高砂小学校においては、令和7年度から引き続き、基本設計及び実施設計業務を実施し、地域ニーズに寄り添った満足度の高い施設となるよう建物の諸室の配置などを検討してまいります。

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校については、新設沼影校舎の建設工事を、令和11年度中に完了するスケジュールで取り組んでまいります。また、開校準備委員会本部会での意見交換や、開校準備委員会の7つのワーキンググループ(通学区域、カリキュラム、学校生活、学校地域協働、保健室運営、給食室運営、学校事務運営)における調査研究など、学校・家庭・地域・行政が

協働し、有識者の助言も受けながら開校準備を進めていきます。

水泳授業の民間委託については、令和7年度、小学校1校実施校を増やして、小学校13校・中学校16校で実施することができました。令和8年度は、民間施設を活用した水泳授業を新たに小学校1校、中学校2校で取組を進めるほか、大和田小学校の屋内温水プールを活用した水泳授業を小学校4校、中学校1校において新規で実施します。

## (6) 学校安全体制の充実

(健康教育課)

近年の地震や風水害等の自然災害や熱中症、弾道ミサイル、犯行予告等の新たな危機事象など、学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題に対応するため、学校環境の安全を確保するための管理体制を整備するとともに、安全教育を通して、児童生徒が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する必要があります。

令和7年度は、全168校において、前年度改訂した「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【第3訂版】」に基づき、学校ごとの「危機管理マニュアル」を作成しました。この他、「自転車運転免許制度」「スケアード・ストレイト教育技法(※)を用いた交通安全教室」「さいたまディレーブによる自転車安全教室」等の安全教育を実施しました。また、本市独自の防災教育カリキュラムに基づいた防災教育や、地震発生を想定し安全を確保する行動をとる「シェイクアウト訓練」を実施し、全168校で、計101,336人が参加しました。さらに、昨今の不審者侵入事案に対応できるよう、警察等と連携し、様々な場面を想定した「学校における不審者侵入対応訓練事例集」を作成しました。

令和8年度は、バリケードのつくり方や場面ごとの避難の仕方など体験型の訓練事例を示した「学校における不審者侵入対応訓練事例集」を研修会等により教職員へ周知し、教職員の防犯意識を高めるとともに、各学校においてアドバイザーである警察と連携した実践的な防犯訓練を実施してまいります。

※ 「スケアード・ストレイト教育技法」とは、スタントマンによる模擬の交通事故の見学を通して恐怖を体験させることで、事故の危険性と交通ルール順守の重要性を強く認識させ、交通事故の防止を図るものです。

## (7) 良好な学習環境等を目指す学校のリフレッシュ計画の推進

(学校施設整備課)

さいたま市の学校施設は、市有建築物の約 52%を占めており、多くは昭和 40 年代から 50 年代の人口急増期に建築された建物です。安全・安心で持続的な教育環境の確保のため、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、改築・改修を実施しています。

令和 7 年度は、校舎や体育館などの老朽化対策にあわせて、バリアフリー化の推進や避難所機能の強化等も行うため、昨年度に加え中学校 1 校に着手しました。その結果、学校施設の長寿命化を実現しつつ、良好な学習環境の維持、さらに避難所機能として誰もが利用しやすい施設へと整備することができました。

一方、これまで「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、改築・改修を実施してまいりましたが、工事における週休 2 日制本格施行の影響等による事業期間の長期化や入札不調など様々な要因により、計画通りの進行が困難となっていることが課題として挙げられます。

令和 8 年度には、新たに 1 校の改築・改修に着手します。また、学校施設リフレッシュ基本計画における課題の解決に向け、整理・検討を進めてまいります。さらに、リフレッシュ工事に着手するまでの間、老朽化への対応として、維持改修工事を実施するための設計を行うとともに、適切に修繕を実施していきます。

## (8) 小学校・中学校への空調設備の新規整備・更新の推進

(学校施設整備課)

学校体育館は、児童生徒の学習・生活の重要な場である一方で、災害発生時には地域住民の避難所としての役割も担うことから、現在空調設備が整備されていない小学校・中学校体育館への新規整備を進めます。

まずは、令和 8 年度から令和 10 年度まで国の交付金を活用して毎年各区の小学校体育館に 1 校ずつ先行整備を行います。

先行整備以外の小学校の体育館、小学校の特別教室等への新規整備や、小学校・中学校の普通教室等の老朽化した空調設備の更新については、今後、決定する整備方針に基づき進めていきます。

令和7年度は、新たに16校の中学校体育館への空調設備設置に加え、令和8年度から開始する小学校体育館への新規整備に向けて、9校の実施設計を行いました。

令和8年度には、全ての市立中学校58校への整備が完了し、体育等の授業はもとより、真夏における体育館での安全な部活動や快適な学校行事や集会等の実施が可能となります。また、新たに10校の小学校体育館への空調設備設置を進めるとともに9校の実施設計を進めていきます。

先行整備以外の小学校の体育館、小学校の特別教室等への新規整備や、小学校・中学校の普通教室等の老朽化した空調設備の更新については引き続き、準備を進めていきます。

## (9) 学校トイレの洋式化等の推進

(学校施設管理課)

生活様式の変化に伴い、家庭などにおいては洋式トイレが一般的となっているため、一日の大半を学校で過ごす児童生徒がトイレを我慢することがないよう、また避難所として高齢者や身体の不自由な方が利用しやすいよう、学校トイレの洋式化とトイレの老朽化対策は喫緊の課題です。

本市では、従来の湿式の古いイメージのトイレから、乾式の明るいイメージのトイレへ改修するなど、計画的にトイレの改修を進めております。令和7年度は、小学校10校、中学校14校の改修工事等を実施し、トイレ洋式化率の目標90.0%を上回る、91.2%を達成する見込みです。

令和8年度には、目標である児童生徒用トイレ洋式化率94.0%を超えるよう整備に積極的に取り組み、併せて、体育館等のトイレの洋式化率の向上も進めます。トイレの大規模改修補助金については、引き続き国への要望を行い、積極的な活用に努めます。

## 結びに

テクノロジーの進化は、私たちの社会にかつてないスピードで変化をもたらしています。特に生成 AI の登場は、情報の扱い方や学びのあり方を根本から変え、教育現場にも大きな影響を与えています。

一方で、少子化や人口減少による人材不足、教育ニーズの多様化など、私たちが直面する課題は複雑で深刻です。こうした状況を受け、国レベルでも制度改革や新しい教育政策の動きが加速しています。

教育は今、歴史的な転換点にあります。この変化を単なる困難ではなく、未来を切り拓くチャンスと捉え、子どもたちの「Well-being（幸せ）」を保障する教育の実現に向けて、私たちは挑戦し続けなければなりません。

その舞台に立つのは、未来を生きる子どもたち、そしてその可能性を信じて支える教職員です。

私たちは、「日本一の教育都市」で「日本一幸せな子ども」を育てるという理念のもと、学校と力を合わせ、包摂的で質の高い学びを保障し、子どもの多様で豊かな可能性を開花させる教育を、共に力強く推進してまいります。

販売価格 〇〇〇円

議案第 2 号

令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について  
令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）を、別紙のとおり  
市長に申出る。

令和 8 年 1 月 1 5 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子



別 紙

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 使用料及び手数料		495,391	4,609	500,000
	1 使用料	488,679	4,609	493,288
18 国庫支出金		17,176,083	△335,724	16,840,359
	1 国庫負担金	15,113,719	127,498	15,241,217
	2 国庫補助金	1,950,329	△452,924	1,497,405
	3 委託金	112,035	△10,298	101,737
20 財産収入		5,611,507	△205,145	5,406,362
	2 財産売払収入	5,598,650	△205,145	5,393,505
21 寄附金		37,865	1,681	39,546
	1 寄附金	37,865	1,681	39,546
24 諸収入		172,092	25,577	197,669
	6 雑入	129,579	25,577	155,156
歳入合計		23,558,228	△509,002	23,049,226

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		119,103,382	△2,115,286	116,988,096
	1 教育総務費	12,428,701	△144,255	12,284,446
	2 小学校費	53,885,222	△1,103,153	52,782,069
	3 中学校費	26,943,867	△625,109	26,318,758
	4 高等学校費	3,462,195	△88,365	3,373,830
	6 社会教育費	7,127,938	94,907	7,222,845
	7 保健体育費	13,677,172	△243,688	13,433,484
	8 特別支援学校費	1,575,287	△5,623	1,569,664
歳出合計		119,103,382	△2,115,286	116,988,096

第2表

## 継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
10 教育費	2 小学校費	谷田小学校校舎等 改 修 事 業	1,113,554	5	11,137	967,397	5	11,137
				6	545,641		6	545,641
				7	556,776		7	410,619
		大成小学校校舎 改築等実施設計事業	154,347	6	61,739	123,447	6	61,739
				7	92,608		7	61,708
		岩槻小学校校舎 改築等実施設計事業	166,635	6	66,654	166,635	6	66,654
				7	99,981		7	66,061
				8	0		8	33,920
		指扇小学校校舎等 解体事業	1,093,719	6	218,744	800,771	6	218,744
				7	874,975		7	582,027
		新和小学校校舎 改修事業	1,221,327	6	0	1,221,327	6	0
				7	305,332		7	0
				8	390,825		8	12,213
				9	525,170		9	720,583
	10			0	10		488,531	
	高砂小学校校舎 改築等 基本・実施設計事業	350,112	7	105,626	297,066	7	52,580	
			8	160,606		8	160,606	
			9	83,880		9	83,880	
	中尾小学校敷地境界 整備事業	399,400	5	99,850	319,874	5	99,850	
			6	199,700		6	199,700	
			7	99,850		7	20,324	
3 中学校費	三橋中学校校舎 改築等実施設計事業	226,783	6	90,713	226,783	6	90,713	
			7	136,070		7	98,904	
			8	0		8	37,166	
	岩槻中学校校舎 改築等実施設計事業	184,534	6	73,814	115,449	6	73,814	
			7	110,720		7	41,635	
	本太中学校校舎等 改 修 事 業	1,916,009	5	19,161	1,777,237	5	19,161	
			6	977,164		6	977,164	
			7	919,684		7	780,912	

第3表

繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設等維持管理事業（学校施設管理課）	15,620
		中学校施設等整備事業	176,788
	6 社会教育費	公民館安心安全整備事業	129,375
		市立博物館管理運営事業	32,901
		青少年宇宙科学館管理運営事業	14,166
	7 保健体育費	学校給食管理運営事業	64,464

2 変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校営繕事業	1,071,505	小学校営繕事業	1,079,736
	3 中学校費	中学校営繕事業	245,490	中学校営繕事業	256,358

第4表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新和小学校仮設校舎賃借料（追加分）	令和7年度から 令和11年度まで	574,860



# 補 正 予 算 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節
17 使用料及び手数料	495,391	4,609	500,000	
1 使用料	488,679	4,609	493,288	
9 教育使用料	488,679	4,609	493,288	4 高等学校使用料 2,493 5 社会教育使用料 2,116
18 国庫支出金	17,176,083	△335,724	16,840,359	
1 国庫負担金	15,113,719	127,498	15,241,217	
5 教育費国庫負担金	15,113,719	127,498	15,241,217	1 小学校費負担金 80,178 2 中学校費負担金 45,309 3 特別支援学校費負担金 2,011
2 国庫補助金	1,950,329	△452,924	1,497,405	
9 教育費国庫補助金	1,950,329	△452,924	1,497,405	1 教育総務費補助金 △70,978 2 小学校費補助金 △273,396 3 中学校費補助金 △92,155 4 社会教育費補助金 △17,602 6 特別支援学校費補助金 1,207
3 委託金	112,035	△10,298	101,737	
5 教育費委託金	112,035	△10,298	101,737	1 教育総務費委託金 △10,298
20 財産収入	5,611,507	△205,145	5,406,362	
2 財産売払収入	5,598,650	△205,145	5,393,505	
2 物品売払収入	5,598,650	△205,145	5,393,505	1 物品売払収入 △205,145
21 寄附金	37,865	1,681	39,546	
1 寄附金	37,865	1,681	39,546	
5 教育費寄附金	37,865	1,681	39,546	1 教育総務費寄附金 100 2 社会教育費寄附金 1,581
24 諸収入	172,092	25,577	197,669	
6 雑入	129,579	25,577	155,156	
2 過年度収入	0	1,708	1,708	1 国庫支出金過年度収入 1,708
3 雑入	129,579	23,869	153,448	9 教育費雑入 23,869
歳入合計	23,558,228	△509,002	23,049,226	



2 歳 出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
10 教育費	119,103,382	△2,115,286	116,988,096	△2,989,804	874,518	
1 教育総務費	12,428,701	△144,255	12,284,446	△110,707	△33,548	
2 事務局費	6,041,097	△6,734	6,034,363	△2,321	△4,413	1 職員人件費（教育総務課） 2 事務局運営事業（教育総務課） △1,214 3 入学準備金・奨学金貸付等事業 △5,520
3 教育指導費	3,362,579	△82,721	3,279,858	△108,486	25,765	1 スクールアシスタント配置事業 2 学校教育推進事業 △5,979 3 国際理解教育推進事業 △5,172 4 英語教育充実推進事業 （教育課程指導課） △20,157 5 英語教育充実推進事業（高校教育課） △2,237 6 特別支援教育推進事業 △5,620 7 教育相談推進事業 △41,856 8 特色ある学校づくり事業 （高校教育課） △1,700
4 教育研究所費	3,012,791	△54,800	2,957,991	100	△54,900	1 教育情報ネットワーク推進事業 △54,800
2 小学校費	53,885,222	△1,103,153	52,782,069	△1,492,745	389,592	
1 小学校総務費	35,890,346	0	35,890,346	84,862	△84,862	1 職員人件費（教職員給与課）
2 学校管理費	4,794,715	△71,807	4,722,908		△71,807	1 小学校管理運営事業（教育財務課） △71,807
3 教育振興費	431,549	△11,045	420,504		△11,045	1 小学校教育扶助事業 △11,045
4 学校建設費	12,768,612	△1,020,301	11,748,311	△1,577,607	557,306	1 小学校新設校建設事業 △9,465 2 小学校施設等整備事業 △900,567 3 小学校営繕事業 △110,269
3 中学校費	26,943,867	△625,109	26,318,758	△1,115,762	490,653	
1 中学校総務費	19,578,901	0	19,578,901	45,234	△45,234	1 職員人件費（教職員給与課）
2 学校管理費	2,738,469	△95,160	2,643,309		△95,160	1 中学校管理運営事業（教育財務課） △110,780 2 中学校施設等維持管理事業 （学校施設管理課） 15,620
3 教育振興費	340,492	△10,361	330,131		△10,361	1 中学校教育扶助事業 △10,361
4 学校建設費	4,286,005	△519,588	3,766,417	△1,160,996	641,408	1 中学校施設等整備事業 △528,256 2 中学校営繕事業 8,668
4 高等学校費	3,462,195	△88,365	3,373,830	△36,366	△51,999	
1 高等学校総務費	2,661,418	0	2,661,418	2,493	△2,493	1 職員人件費（教職員給与課）
2 学校管理費	751,080	△85,709	665,371	△5,100	△80,609	1 高等学校管理運営事業 △79,209 2 高等学校施設等維持管理事業 （学校施設管理課） △6,000 3 高等学校施設等維持管理事業 （高校教育課） △ 500

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
4 学校建設費	38,030	△2,656	35,374	△33,759	31,103	1 高等学校施設等整備事業 △2,656
6 社会教育費	7,127,938	94,907	7,222,845	△36,097	131,004	
2 公民館費	2,161,997	119,561	2,281,558	△18,682	138,243	1 地区公民館管理運営事業 △4,188 2 生涯学習総合センター管理運営事業 △3,395 3 公民館安心安全整備事業 127,144
3 文化財保護費	275,181	△7,792	267,389	△6,560	△1,232	1 文化財保護事業 △7,792
4 図書館費	2,727,066	△24,760	2,702,306	△968	△23,792	1 図書館管理運営事業 △22,760 2 図書館コンピュータシステム運用事業 △2,000
5 博物館費	259,386	32,901	292,287	2,700	30,201	1 市立博物館管理運営事業 32,901
6 少年自然の家費	411,231	△29,340	381,891		△29,340	1 少年自然の家管理運営事業 △29,340
7 宇宙科学館費	492,799	8,938	501,737	191	8,747	1 青少年宇宙科学館管理運営事業 8,938 2 宇宙劇場管理運営事業
8 美術館費	222,262	△4,601	217,661	△12,778	8,177	1 美術館管理運営事業 △4,601
7 保健体育費	13,677,172	△243,688	13,433,484	△201,345	△42,343	
2 学校保健費	13,153,922	△234,688	12,919,234	△201,345	△33,343	1 学校給食管理運営事業 △204,404 2 準要保護児童生徒給食援助事業 △16,492 3 健康教育指導事業 △7,792 4 児童生徒健康診断事業 △6,000
3 学校給食センター費	154,856	△9,000	145,856		△9,000	1 学校給食センター管理運営事業 △9,000
8 特別支援学校費	1,575,287	△5,623	1,569,664	3,218	△8,841	
1 特別支援学校総務費	1,219,603	0	1,219,603	2,011	△2,011	1 職員人件費(教職員給与課)
2 学校管理費	352,826	△5,623	347,203	1,207	△6,830	1 特別支援学校管理運営事業(教育財務課) △5,623 2 特別支援学校施設等維持管理事業(学校施設整備課)
歳 出 合 計	119,103,382	△2,115,286	116,988,096	△2,989,804	874,518	

# 継 続 費 補 正 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画					令和5年度 度末までの 支出額	令和6年度 度末までの 支出額	令和7年度 度支 出額	令和7年度 度末までの 支出額	令和8年度 度以 降出 額	継続費の 総額に 対する 率	
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源									一般財源
					国県支出金	地方債	その他							
10 教育費	2 小学校費	谷田小学校校舎等 改修事業	5	補正前	11,137	0	8,100	3,037	0	0	0	0	0.0%	
				補正後	11,137	0	8,100	3,037	0	0	0	0	0.0	
			6	補正前	545,641	75,426	374,300	95,915	0	351,699	351,699	31.6		
				補正後	545,641	75,426	374,300	95,915	0	351,699	351,699	36.4		
			7	補正前	556,776	79,187	381,400	96,189	0	761,855	761,855	68.4		
				補正後	410,619	91,453	265,700	200	53,266	615,698	615,698	63.6		
			計	補正前	1,113,554	154,613	763,800	195,141	0	—	351,699	761,855	1,113,554	100.0
				補正後	967,397	166,879	648,100	99,152	53,266	—	351,699	615,698	967,397	100.0
			大成小学校校舎 改築等実施設計事業	6	補正前	61,739	0	46,100	15,639	0	14,200	14,200	9.2	
					補正後	61,739	0	46,100	15,639	0	14,200	14,200	11.5	
				7	補正前	92,608	0	69,400	23,208	0	140,147	140,147	90.8	
					補正後	61,708	0	46,200	0	15,508	109,247	109,247	88.5	
		計		補正前	154,347	0	115,500	38,847	0	14,200	140,147	154,347	100.0	
				補正後	123,447	0	92,300	15,639	15,508	14,200	109,247	123,447	100.0	
		岩槻小学校校舎 改築等実施設計事業		6	補正前	66,654	0	49,900	16,754	0	13,210	13,210	7.9	
					補正後	66,654	0	49,900	16,754	0	13,210	13,210	7.9	
				7	補正前	99,981	0	74,900	25,081	0	153,425	153,425	92.1	
					補正後	66,061	0	49,500	0	16,561	119,505	119,505	71.7	
				8	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
					補正後	33,920	0	25,400	8,520	0	0	0	33,920	20.4
			計	補正前	166,635	0	124,800	41,835	0	13,210	153,425	166,635	0	100.0
				補正後	166,635	0	124,800	25,274	16,561	13,210	119,505	132,715	33,920	100.0
			指扇小学校校舎 等解体事業	6	補正前	218,744	73,641	130,200	14,903	0	108,141	108,141	9.9	
					補正後	218,744	73,641	130,200	14,903	0	108,141	108,141	13.5	
				7	補正前	874,975	219,164	556,300	99,511	0	985,578	985,578	90.1	
					補正後	582,027	201,915	341,800	200	38,112	692,630	692,630	86.5	
		計		補正前	1,093,719	292,805	686,500	114,414	0	108,141	985,578	1,093,719	100.0	
				補正後	800,771	275,556	472,000	15,103	38,112	108,141	692,630	800,771	100.0	
		新和小学校校舎 改修事業		6	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
					補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				7	補正前	305,332	25,666	209,500	70,166	0	305,332	305,332	25.0	
					補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				8	補正前	390,825	32,426	268,500	89,899	0	0	0	390,825	32.0
					補正後	12,213	456	8,500	3,257	0	0	0	12,213	1.0
			9	補正前	525,170	33,163	368,600	123,407	0	0	0	525,170	43.0	
				補正後	720,583	36,339	512,900	171,344	0	0	0	720,583	59.0	
			10	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
				補正後	488,531	32,226	341,800	200	114,305	0	0	488,531	40.0	
			計	補正前	1,221,327	91,255	846,600	283,472	0	0	305,332	305,332	915,995	100.0
				補正後	1,221,327	69,021	863,200	174,801	114,305	0	0	0	1,221,327	100.0

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画						令和5年度 度末までの 支出額	令和6年度 度末までの 支出額	令和7年度 支 出 額	令和7年度 の支 出 額	令和8年度 以 降 出 額	継続費の 総額に 対する 率			
			年度	年 割 額		左の財源内訳											
						特 定 財 源									一般財源		
						国県支出金	地方債	その他									
10 教育費	2 小学校費	高砂小学校等 校舎改築等 基本・実施設計事業	7	補正前	105,626	0	0	105,626	0			105,626	105,626		30.2%		
				補正後	52,580	0	0	0	52,580			52,580	52,580		17.7		
			8	補正前	160,606	0	120,400	40,206	0					160,606	160,606	45.9	
				補正後	160,606	0	120,400	40,206	0					160,606	160,606	54.1	
			9	補正前	83,880	0	62,900	20,980	0					83,880	83,880	23.9	
				補正後	83,880	0	62,900	20,980	0					83,880	83,880	28.2	
		計	補正前	350,112	0	183,300	166,812	0			105,626	105,626	244,486	244,486	100.0		
			補正後	297,066	0	183,300	61,186	52,580			52,580	52,580	244,486	244,486	100.0		
		3 中学校費	中尾小学校 敷地境界整備事業	5	補正前	99,850	0	83,500	16,344	6	0	0		0	0	0.0	
					補正後	99,850	0	83,500	16,344	6	0	0		0	0	0.0	
				6	補正前	199,700	0	125,800	31,850	42,050		0			0	0	0.0
					補正後	199,700	0	125,800	31,850	42,050		0			0	0	0.0
				7	補正前	99,850	0	68,200	31,596	54			399,400	399,400			100.0
					補正後	20,324	0	0	20,324	0			319,874	319,874			100.0
	計			補正前	399,400	0	277,500	79,790	42,110	—	0	399,400	399,400			100.0	
				補正後	319,874	0	209,300	68,518	42,056	—	0	319,874	319,874			100.0	
	3 中学校費			三橋中学校校舎 改築等実施設計事業	6	補正前	90,713	0	67,900	22,813	0		19,780		19,780		8.7
						補正後	90,713	0	67,900	22,813	0		19,780		19,780		8.7
					7	補正前	136,070	0	102,000	34,070	0			207,003	207,003		91.3
						補正後	98,904	0	74,000	0	24,904			169,837	169,837		74.9
					8	補正前	0	0	0	0	0					0	0.0
						補正後	37,166	0	27,800	9,366	0					37,166	37,166
		計	補正前		226,783	0	169,900	56,883	0	—	19,780	207,003	226,783	0	100.0		
			補正後		226,783	0	169,700	32,179	24,904	—	19,780	169,837	189,617	37,166	100.0		
		3 中学校費	岩槻中学校校舎 改築等実施設計事業		6	補正前	73,814	0	55,200	18,614	0		13,570		13,570		7.4
						補正後	73,814	0	55,200	18,614	0		13,570		13,570		11.8
					7	補正前	110,720	0	83,000	27,720	0			170,964	170,964		92.6
						補正後	41,635	0	31,100	0	10,535			101,879	101,879		88.2
計					補正前	184,534	0	138,200	46,334	0		13,570	170,964	184,534		100.0	
					補正後	115,449	0	86,300	18,614	10,535		13,570	101,879	115,449		100.0	
3 中学校費	木太中学校校舎等 改修事業			5	補正前	19,161	0	14,100	5,061	0	0	0		0		0.0	
					補正後	19,161	0	14,100	5,061	0	0	0		0		0.0	
				6	補正前	977,164	241,358	622,500	113,306	0			504,501		504,501		26.3
					補正後	977,164	241,358	622,500	113,306	0			504,501		504,501		28.4
				7	補正前	919,684	219,746	589,600	110,338	0			1,411,508	1,411,508			73.7
					補正後	780,912	252,788	470,200	200	57,724			1,272,736	1,272,736			71.6
				計	補正前	1,916,009	461,104	1,226,200	228,705	0	—	504,501	1,411,508	1,916,009			100.0
					補正後	1,777,237	494,146	1,106,800	118,567	57,724	—	504,501	1,272,736	1,777,237			100.0

# 債務負担行為補正に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限度額	令和 6 年度末までの 支 出 額		令和 7 年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
新和小学校仮設校舎 賃借料 (追加分)	574,860	—	0	令和 7 年度から 令和 1 1 年度まで	限度額に同じ	0	0	191,620	左の特定財源 を除いた額

## 提案理由書

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、公共施設の劣化、不具合による機能低下等を改善するため、建物の外部や設備の修繕等を行うための経費の増額、新和小学校のリフレッシュ工事及び学級数の増加に対応するために設置を予定している仮設校舎について、建設に当たり、既存擁壁の改修を行う必要があることに伴う債務負担行為の設定、及び各事業における契約差額等によって生じた事業費の減額等について、市長に申出するものです。



令和7年度2月補正予算

# 事務事業概要

事務事業名 南浦和コミュニティセンター外19施設管理運営事業外32事業		補正額	1,151,859
局/部/課	市民局/市民生活部/コミュニティ推進課外30課	〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/11目 自治振興費外	24款 諸収入	1,147
		- 一般財源	1,150,712
＜補正の内容＞ 公共施設の劣化、不具合による機能低下等を改善するため、建物の外部や設備の修繕等を実施します。		補正前予算額	-

## ＜主な事業＞

## 1 公共施設の修繕等【繰越明許費】 1,151,859

建物の外部や設備等の修繕等について、年度内の完了が見込めないことから、特別会計への繰出金を除く1,131,652千円の繰越明許費の設定を行います。

(単位：千円)

款	項	事務事業名	局名	課所名	補正額
02	01	南浦和コミュニティセンター外19施設管理運営事業	市民局	コミュニティ推進課	35,333
02	01	プラザイースト外1施設管理運営事業	スポーツ文化局	文化振興課	18,429
02	01	保養施設管理運営事業	市民局	市民生活安全課	40,768
02	01	三つ和会館管理運営事業	市民局	人権政策・男女共同参画課	953
02	02	体育館等管理運営事業	スポーツ文化局	スポーツ振興課	8,847
02	05	中央区役所管理事業（総務課）	中央区役所	総務課	2,402
02	05	浦和区役所管理事業（保健センター）	浦和区役所	保健センター	49,408
02	05	緑区役所管理事業（総務課）	緑区役所	総務課	148,552
03	02	障害者施設管理運営事業	福祉局	障害政策課	11,000
03	03	老人福祉施設等管理運営事業	福祉局	高齢福祉課	18,348
03	04	放課後児童健全育成事業	子ども未来局	放課後児童課	26,836
03	04	児童センター管理運営事業	子ども未来局	子ども・青少年政策課	47,316
03	04	公立保育所管理運営事業	子ども未来局	保育課	13,409
03	04	子ども家庭総合センター管理運営事業	子ども未来局	子ども家庭総合センター総務課	2,549
03	04	療育センター維持管理事業	子ども未来局	療育センターさくら草	6,160
03	04	療育センター管理運営事業	子ども未来局	療育センターひなぎく	3,410
04	01	地域保健推進事業（保健衛生総務課）	保健衛生局	保健衛生総務課	2,800
04	01	保健所管理運営事業	保健衛生局	保健所管理課	268,246
04	01	動物愛護ふれあいセンター管理運営事業	保健衛生局	動物愛護ふれあいセンター	22,544
04	01	浦和斎場管理運営事業	保健衛生局	生活衛生課	3,659
04	01	大宮聖苑管理運営事業	保健衛生局	大宮聖苑管理事務所	104,607
05	01	勤労者支援事業	経済局	労働政策課	6,289
06	01	大宮花の丘農林公苑施設整備事業	経済局	見沼グリーンセンター	3,550
06	01	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金	経済局	農業政策課	20,207
07	01	産業振興会館管理運営事業	経済局	経済政策課	1,619
09	01	消防施設等維持管理事業	消防局	消防施設課	12,843
10	02	小学校営繕事業	教育委員会事務局	学校施設管理課	8,231
10	03	中学校施設等維持管理事業（学校施設管理課）	教育委員会事務局	学校施設管理課	15,620
10	03	中学校営繕事業	教育委員会事務局	学校施設管理課	10,868
10	06	公民館安心安全整備事業	教育委員会事務局	生涯学習総合センター	129,375
10	06	市立博物館管理運営事業	教育委員会事務局	博物館	32,901
10	06	青少年宇宙科学館管理運営事業	教育委員会事務局	青少年宇宙科学館	14,166
10	07	学校給食管理運営事業	教育委員会事務局	おいしい給食サポート課	60,614
			合計		1,151,859

事項		新和小学校仮設校舎賃借料（追加分）		補正額	債務負担行為の設定																				
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課																								
<p>&lt;補正の目的・内容&gt;            新和小学校のリフレッシュ工事及び学級数の増加に対応するために設置を予定している仮設校舎について、建設に当たり、既存擁壁の改修を行う必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																									
<p>&lt;主な事業&gt;            1 債務負担行為の設定</p>				<p>[参考]            事業スケジュール            ・令和8年4月～12月 擁壁改修            ・令和8年12月 仮設校舎引き渡し            ・令和12年3月 仮設校舎賃貸借期間の満了</p>																					
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">左 の 財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国 県 支 出 金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新和小学校仮設校舎賃借料 (追加分)</td> <td>令和7年度から 令和11年度まで</td> <td>574,860</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>191,620</td> <td>383,240</td> </tr> </tbody> </table>								事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	新和小学校仮設校舎賃借料 (追加分)	令和7年度から 令和11年度まで	574,860	0	0	191,620	383,240
事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳																						
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																			
新和小学校仮設校舎賃借料 (追加分)	令和7年度から 令和11年度まで	574,860	0	0	191,620	383,240																			

議案第 3 号

令和 8 年度さいたま市一般会計予算（教育費）について

令和 8 年度さいたま市一般会計予算（教育費）を、別紙のとおり市長  
に申出る。

令和 8 年 1 月 1 5 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子



別 紙

令和 8 年度さいたま市一般会計予算（教育費）について

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
16 分担金及び負担金		50,172
	1 負担金	50,172
17 使用料及び手数料		498,422
	1 使用料	491,710
	2 手数料	6,712
18 国庫支出金		18,066,412
	1 国庫負担金	14,811,716
	2 国庫補助金	3,191,471
	3 委託金	63,225
19 県支出金		2,080,415
	2 県補助金	2,075,626
	3 委託金	4,789
20 財産収入		2,422,918
	1 財産運用収入	13,989
	2 財産売払収入	2,408,929
21 寄附金		36,965
	1 寄附金	36,965
22 繰入金		10,578
	1 基金繰入金	10,578
24 諸収入		144,280
	3 貸付金元利収入	36,080
	6 雑入	108,200
歳入合計		23,310,162

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
10 教育費		120,141,080
	1 教育総務費	15,408,217
	2 小学校費	51,515,482
	3 中学校費	26,162,443
	4 高等学校費	3,783,162
	5 幼稚園費	3,000
	6 社会教育費	7,412,840
	7 保健体育費	14,310,906
	8 特別支援学校費	1,545,030
歳 出 合 計		120,141,080

第2表

## 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	大 戸 小 学 校 プ ー ル 改 修 事 業	187,730	8	131,411
				9	56,319
	3 中学校費	大 宮 北 中 学 校 校 舎 改 築 事 業	1,139,685	8	11,397
				9	1,128,288
	6 社会教育費	青 少 年 宇 宙 科 学 館 自 家 発 電 設 備 業 改 修 事 業	108,140	8	97,326
				9	10,814

第3表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
教職員人事給与システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	332,479
学籍管理システム機器等賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	493,248
入学準備金・奨学金貸付システム機器等賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	16,189
入学準備金・奨学金貸付システムソフトウェア等賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	30,902
デジタルドリルソフトウェア賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	664,428
中等教育学校生徒用端末賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	261,898
学校図書館システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	112,239
教室増に伴う教育用ネットワーク追加整備業務	令和8年度から 令和9年度まで	55,604
学級増等に伴う教室改修等修繕（小学校）	令和8年度から 令和9年度まで	62,124
学校施設リフレッシュ基本計画改定支援業務	令和8年度から 令和9年度まで	63,800
大宮南小学校体育館空調設備賃借料	令和9年度から 令和11年度まで	67,412
指扇北小学校仮設校舎賃借料	令和8年度から 令和11年度まで	46,200
学級増等に伴う教室改修等修繕（中学校）	令和8年度から 令和9年度まで	81,015
三橋中学校仮設校舎賃借料	令和8年度から 令和12年度まで	1,339,250
市立高校センターサーバ・校内LANシステム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	487,408
さいたま市立高等学校教職員端末システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	381,314
田島ヶ原サクラソウ自生地ボランティア用テント等設置業務	令和8年度から 令和9年度まで	531
夏季展覧会開催業務	令和8年度から 令和9年度まで	7,040
春季展覧会開催業務	令和8年度から 令和9年度まで	9,601
春季収藏品展ディスプレイ業務	令和8年度から 令和9年度まで	1,686
冬季展覧会開催業務	令和8年度から 令和9年度まで	9,570
さくら草特別支援学校スクールバス運行業務	令和8年度から 令和13年度まで	333,300



# 予 算 説 明 書

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分担金及び負担金	50,172	52,700	△2,528	
1 負担金	50,172	52,700	△2,528	
5 教育費負担金	50,172	52,700	△2,528	1 見沼通船堀保存活用計画負担金 716 2 日本スポーツ振興センター保護者負担金 49,456
17 使用料及び手数料	498,422	495,391	3,031	
1 使用料	491,710	488,679	3,031	
9 教育使用料	491,710	488,679	3,031	1 高等学校授業料 399,168 2 高等学校入学料 61,424 3 公民館使用料 1 4 少年自然の家使用料 242 5 青少年宇宙科学館使用料 13,409 6 うらわ美術館使用料 12,281 7 行政財産使用料 5,185
2 手数料	6,712	6,712	0	
8 教育手数料	6,712	6,712	0	1 中高一貫教育校入学選考手数料 3,410 2 市有地等境界確認証明書等手数料 2 3 高等学校入学選考手数料 3,300
18 国庫支出金	18,066,412	16,542,680	1,523,732	
1 国庫負担金	14,811,716	14,878,247	△66,531	
5 教育費国庫負担金	14,811,716	14,878,247	△66,531	1 小学校校舎新增改築負担金 61,733 2 義務教育費国庫負担金(小学校) 9,244,930 3 義務教育費国庫負担金(中学校) 5,303,166 4 義務教育費国庫負担金(特別支援学校) 201,887
2 国庫補助金	3,191,471	1,552,398	1,639,073	
9 教育費国庫補助金	3,191,471	1,552,398	1,639,073	1 要保護児童生徒援助費補助金 4,349 2 理科教育設備整備費等補助金 11,103 3 特別支援教育就学奨励費補助金 15,617 4 教育支援体制整備事業費補助金 280,319

(単位 千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
					5 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 34,305
					6 地方スポーツ振興費補助金 51,696
					7 文化芸術振興費補助金 9,346
					8 小学校大規模改造事業費交付金 1,165
					9 給食室建設費等交付金 16,277
					10 長寿命化改良事業費交付金 162,117
					11 小学校校舎新增改築費補助金 314,468
					12 武道場補助金 1,583
					13 中学校校舎新增改築費補助金 48,483
					14 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 122,987
					15 国宝重要文化財等保存整備費補助金 41,084
					16 要保護児童生徒援助費補助金 200
					17 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 694
					18 教育支援体制整備事業費補助金 664
					19 給食費負担軽減交付金 2,075,014
	3 委託金	63,225	112,035	△48,810	
	5 教育費委託金	63,225	112,035	△48,810	1 初等中等教育振興事業委託金 3,920
					2 在外教育施設派遣教員委託金 43,844
					3 在外教育施設派遣教員委託金 15,461
19	県支出金	2,080,415	5,365	2,075,050	
	2 県補助金	2,075,626	976	2,074,650	
	6 教育費県補助金	2,075,626	976	2,074,650	1 自殺対策強化事業補助金 51
					2 被災児童生徒就学等支援事業費補助金 431
					3 被災児童生徒就学等支援事業費補助金 130
					4 給食費負担軽減交付金 2,075,014
	3 委託金	4,789	4,389	400	
	6 教育費委託金	4,789	4,389	400	1 就学支援金事務処理業務委託金

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財産収入	2,422,918	5,611,507	△3,188,589	
1 財産運用収入	13,989	12,857	1,132	
1 財産貸付収入	12,549	12,638	△89	1 財産貸付収入
2 利子及び配当金	1,400	189	1,211	1 学校災害救済基金預金利子 786 2 教育振興基金預金利子 594 3 文化財保存活用基金預金利子 20
3 特許権等運用収入	40	30	10	1 著作権収入
2 財産売却収入	2,408,929	5,598,650	△3,189,721	
2 物品売却収入	2,408,929	5,598,650	△3,189,721	1 物品売却収入
21 寄附金	36,965	37,865	△900	
1 寄附金	36,965	37,865	△900	
5 教育費寄附金	36,965	37,865	△900	1 事務局費寄附金 28,420 2 教育指導費寄附金 4,545 3 文化財保護費寄附金 4,000
22 繰入金	10,578	12,225	△1,647	
1 基金繰入金	10,578	12,225	△1,647	
3 学校災害救済基金繰入金	2,680	2,680	0	1 学校災害救済基金繰入金
4 教育振興基金繰入金	4,545	4,545	0	1 教育振興基金繰入金
16 文化財保存活用基金繰入金	3,353	5,000	△1,647	1 文化財保存活用基金繰入金
24 諸収入	144,280	171,841	△27,561	
3 貸付金元利収入	36,080	42,513	△6,433	
6 教育費貸付金元利収入	36,080	42,513	△6,433	1 入学準備金・奨学金貸付金元金収入
6 雑入	108,200	129,328	△21,128	
3 雑入	108,200	129,328	△21,128	1 施設光熱水費等負担金 18,609 2 団体保険取扱手数料 8,193 3 その他雑入 81,398
歳 入 合 計	23,310,162	22,929,574	380,588	

2 歳 出

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	120,141,080	119,844,486	296,594	32,523,176	87,617,904	
1 教育総務費	15,408,217	12,321,653	3,086,564	1,766,486	13,641,731	
1 教育委員会費	12,234	12,234	0		12,234	1 教育委員会運営事業
2 事務局費	7,371,819	5,934,049	1,437,770	国庫支出金 144,379 県支出金 4,403 その他 59,925	7,163,112	1 職員人件費 2 事務局運営事業 3 教育団体等補助事業 4 共通物品購入管理事業 5 通学区域検討事業 6 就学事務事業 7 外国人学校就学補助事業 8 入学準備金・奨学金貸付等事業 9 遠距離通学費補助事業
3 教育指導費	3,283,831	3,362,579	△78,748	国庫支出金 310,738 県支出金 51 その他 82,208	2,890,834	1 スクールアシスタント配置事業 2 学校教育推進事業 3 研究奨励・研究委嘱事業 4 生徒海外交流事業 5 国際理解教育推進事業 6 英語教育充実推進事業 7 教育振興基金積立金 8 環境教育推進事業 9 少年自然の教室推進事業 10 生徒指導総合計画事業 11 いじめ防止等対策推進事業 12 特別支援教育推進事業 13 教育相談推進事業 14 学校教育・中高一貫教育校推進事業 15 特色ある学校づくり事業
4 教育研究所費	4,740,333	3,012,791	1,727,542	国庫支出金 38,225 地方債 1,126,200 その他 357	3,575,551	1 職員人件費 2 教育研究所管理運営事業 3 教育情報ネットワーク推進事業
2 小学校費	51,515,482	55,364,184	△3,848,702	16,202,963	35,312,519	
1 小学校総務費	37,874,470	34,990,135	2,884,335	国庫支出金 9,288,774 その他 2,959	28,582,737	1 職員人件費
2 学校管理費	4,350,319	4,794,715	△444,396	国庫支出金 5,590 地方債 38,800 その他 52,486	4,253,443	1 小学校管理運営事業 2 小学校施設等維持管理事業
3 教育振興費	425,445	431,549	△6,104	国庫支出金 1,108 県支出金 98	424,239	1 小学校教科教材等整備事業 2 小学校教育扶助事業
4 学校建設費	8,865,248	15,147,785	△6,282,537	国庫支出金 571,511 県支出金 3,542 地方債 4,441,700 その他 1,796,395	2,052,100	1 小学校新設校建設事業 2 小学校施設等整備事業 3 小学校営繕事業 4 小学校空調整備事業

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
3 中学校費	26,162,443	26,655,923	△493,480	6,195,723	19,966,720	
1 中学校総務費	21,903,068	19,536,447	2,366,621	国庫支出金 5,318,627 その他 1,725	16,582,716	1 職員人件費
2 学校管理費	2,803,708	2,738,469	65,239	地方債 123,200 その他 18,646	2,661,862	1 中学校管理運営事業 2 中学校施設等維持管理事業
3 教育振興費	351,217	340,492	10,725	国庫支出金 3,241 県支出金 333	347,643	1 中学校教科教材等整備事業 2 中学校教育扶助事業
4 学校建設費	1,104,450	4,040,515	△2,936,065	国庫支出金 48,483 地方債 659,100 その他 22,368	374,499	1 中学校施設等整備事業 2 中学校営繕事業 3 中学校空調整備事業
4 高等学校費	3,783,162	3,411,177	371,985	691,448	3,091,714	
1 高等学校総務費	2,884,234	2,610,400	273,834	その他 183,291	2,700,943	1 職員人件費
2 学校管理費	886,344	751,080	135,264	県支出金 386 地方債 281,800 その他 215,578	388,580	1 高等学校管理運営事業 2 高等学校施設等維持管理事業 3 高等学校等就学支援金事業
3 教育振興費	12,584	11,667	917	その他 10,393	2,191	1 クラブ活動等推進事業 2 高等学校教科教材整備事業
○ 学校建設費	0	38,030	△38,030			
5 幼稚園費	3,000	3,000	0		3,000	
1 幼稚園振興費	3,000	3,000	0		3,000	1 幼稚園振興事業
6 社会教育費	7,412,840	7,093,933	318,907	432,930	6,979,910	
1 社会教育総務費	623,510	572,049	51,461	国庫支出金 45,538 地方債 800 その他 84	577,088	1 職員人件費 2 家庭地域連携事業 3 生涯学習推進事業 4 短歌文学活動推進事業 5 人権教育推進事業
2 公民館費	2,187,505	2,161,997	25,508	地方債 135,900 その他 14,391	2,037,214	1 職員人件費 2 地区公民館管理運営事業 3 生涯学習総合センター管理運営事業 4 公民館安心安全整備事業
3 文化財保護費	164,812	275,181	△110,369	国庫支出金 28,993 地方債 14,600 その他 8,379	112,840	1 文化財保護事業 2 文化財保存活用基金積立金

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
4 図書館費	2,875,287	2,704,972	170,315	その他 5,995	2,869,292	1 職員人件費 2 図書館管理運営事業 3 図書館資料整備事業 4 図書館コンピュータシステム運用事業 5 視聴覚ライブラリー管理運営事業
5 博物館費	314,879	253,442	61,437	地方債 7,300 その他 1,998	305,581	1 職員人件費 2 市立博物館管理運営事業
6 少年自然の家費	420,346	411,231	9,115	その他 23,059	397,287	1 職員人件費 2 少年自然の家管理運営事業 3 少年自然の家野外活動事業
7 宇宙科学館費	595,045	492,799	102,246	地方債 90,400 その他 22,279	482,366	1 職員人件費 2 青少年宇宙科学館管理運営事業 3 宇宙劇場管理運営事業
8 美術館費	231,456	222,262	9,194	その他 33,214	198,242	1 職員人件費 2 美術館管理運営事業
7 保健体育費	14,310,906	13,511,476	799,430	7,024,274	7,286,632	
1 保健体育総務費	383,697	368,394	15,303		383,697	1 職員人件費
2 学校保健費	13,782,481	12,988,226	794,255	国庫支出金 2,076,572 県支出金 2,075,144 地方債 404,000 その他 2,468,534	6,758,231	1 教職員安全衛生管理事業 2 学校給食管理運営事業 3 準要保護児童生徒給食援助事業 4 学校保健事業 5 健康教育指導事業 6 児童生徒健康診断事業 7 要保護準要保護児童生徒医療援助事業 8 学校災害救済制度事業 9 学校災害救済基金積立金
3 学校給食センター費	144,728	154,856	△10,128	その他 24	144,704	1 学校給食センター管理運営事業
8 特別支援学校費	1,545,030	1,483,140	61,890	209,352	1,335,678	
1 特別支援学校総務費	1,254,666	1,202,255	52,411	国庫支出金 201,887 その他 95	1,052,684	1 職員人件費
2 学校管理費	261,758	278,027	△16,269	地方債 3,300 その他 4,070	254,388	1 特別支援学校管理運営事業 2 特別支援学校施設等維持管理事業
3 教育振興費	2,858	2,858	0		2,858	1 特別支援学校教科教材整備事業
4 教育振興費	25,748	0	25,748		25,748	1 特別支援学校新設校建設事業
歳 出 合 計	120,141,080	119,844,486	296,594	国庫支出金 18,083,666 県支出金 2,083,957 地方債 7,327,100 その他 5,028,453	87,617,904	

## 継 続 費 に 関 す る 調 書

(令和8年度設定分)

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画						令和8年度 支出 予定額	令和9年度 以降 支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳						
					特定財源			一般財源			
					国県支出金	地方債	その他				
10 教育費	2 小学校費	大戸小学校校舎 プール改修事業	8	131,411	0	98,400	33,011	0	131,411		70.0%
			9	56,319	0	42,000	14,319	0		56,319	30.0
			計	187,730	0	140,400	47,330	0	131,411	56,319	100.0
	3 中学校費	大宮北中学校校舎 改築事業	8	11,397	0	8,300	3,097	0	11,397		1.0
			9	1,128,288	43,191	826,300	258,797	0		1,128,288	99.0
			計	1,139,685	43,191	834,600	261,894	0	11,397	1,128,288	100.0
	6 社会教育費	青少年宇宙科学館 自家発電設備 改修事業	8	97,326	0	87,500	0	9,826	97,326		90.0
			9	10,814	0	9,700	0	1,114		10,814	10.0
			計	108,140	0	97,200	0	10,940	97,326	10,814	100.0

# 債務負担行為に関する調書

(令和8年度設定分)

(単位 千円)

事 項	限度額	令和7年度末までの 支出（見込）額		令和8年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
教職員人事給与システム賃借料	332,479	—	0	令和9年度から 令和13年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
学籍管理システム機器等賃借料	493,248	—	0	令和9年度から 令和12年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
入学準備金・奨学金貸付システム機 器等賃借料	16,189	—	0	令和9年度から 令和12年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
入学準備金・奨学金貸付システムソ フトウェア等賃借料	30,902	—	0	令和9年度から 令和12年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
デジタルドリルソフトウェア賃借料	664,428	—	0	令和9年度から 令和13年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
中等教育学校生徒用端末賃借料	261,898	—	0	令和9年度から 令和13年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
学校図書館システム賃借料	112,239	—	0	令和9年度から 令和13年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
教室増に伴う教育用ネットワーク追 加整備業務	55,604	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
学級増等に伴う教室改修等修繕（小 学校）	62,124	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	46,200	0	左の特定財源 を除いた額
学校施設リフレッシュ基本計画改定 支援業務	63,800	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
大宮南小学校体育館空調設備賃借料	67,412	—	0	令和9年度から 令和11年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
指扇北小学校仮設校舎賃借料	46,200	—	0	令和8年度から 令和11年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
学級増等に伴う教室改修等修繕（中 学校）	81,015	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	57,600	0	左の特定財源 を除いた額
三橋中学校仮設校舎賃借料	1,339,250	—	0	令和8年度から 令和12年度まで	限度額 に同じ	0	0	289,600	左の特定財源 を除いた額
市立高校センターサーバ・校内LAN システム賃借料	487,408	—	0	令和9年度から 令和13年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
さいたま市立高等学校教職員端末シ ステム賃借料	381,314	—	0	令和9年度から 令和13年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
田島ヶ原サクラソウ自生地ボラン ティア用テント等設置業務	531	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
夏季展覧会開催業務	7,040	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	0	2,970	左の特定財源 を除いた額
春季展覧会開催業務	9,601	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	0	5,000	左の特定財源 を除いた額
春季收藏品展ディスプレイ業務	1,686	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額
冬季展覧会開催業務	9,570	—	0	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 に同じ	0	0	3,500	左の特定財源 を除いた額
さくら草特別支援学校スクールバス 運行业務	333,300	—	0	令和8年度から 令和13年度まで	限度額 に同じ	0	0	0	全額



## 提案理由書

令和8年度さいたま市一般会計予算の教育費に係る歳入歳出予算について、市長に申出するものです。



令和 8 年度当初予算

# 事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>教育委員会運営事業</b>				予算額	12,234
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育総務課			〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/1目 教育委員会費	予算書 P. 277		- 一般財源	12,234
<事業の目的・内容> 教育委員会会議等、教育委員会委員の諸活動の円滑な運営を図ります。				前年度予算額 12,234	
				増減 0	
<主な事業> <b>1 教育委員会委員活動の運営 12,234</b> 教育委員会委員の諸活動を円滑に行うため、教育委員会委員に対する報酬、旅費等を支出します。					

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>事務局運営事業（教育総務課）</b>				予算額	67,217
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育総務課			〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277		- 一般財源	67,217
<事業の目的・内容> 教育委員会事務局及び教育総務課が所掌する事務事業の円滑な運営を図ります。				前年度予算額 57,986	
				増減 9,231	
<主な事業> <b>1 事務局の運営 67,217</b> 産業医への報酬の支払や市立学校、社会教育施設等との文書類の配送委託等を行います。					

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 事務局運営事業（教育政策室）		予算額	449
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育政策室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	449
<事業の目的・内容> 教育委員会事務局及び教育政策室が所掌する事務事業の円滑な運営を図ります。		前年度予算額	553
		増減	△ 104
<主な事業> <b>1 事務局の運営</b> 353 室の運営に必要な消耗品の購入を行うほか、各種会議や研修等に参加します。			
<b>2 教育委員会の点検・評価の実施</b> 96 学識経験者等からなる委員会を設置し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 事務局運営事業（武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室）		予算額	337
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	337
<事業の目的・内容> 武蔵浦和駅周辺地区の小学校の過大規模校・中学校の大規模校の解消に向けて、沼影小学校と沼影公園の敷地を一体的に活用して学校を設置します。		前年度予算額	337
		増減	0
<主な事業> <b>1 事務局の運営</b> 337 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の開校準備を行うため、開校準備委員会の開催等を行います。  [総振：04-1-5-04]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>事務局運営事業（教育財務課）</b>			予算額	141
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277	- 一般財源	141
<事業の目的・内容> 教育委員会事務局の円滑な運営のため、局内の予算、決算等の取りまとめや学校財務事務の指導及び助言を行います。			前年度予算額 141	
			増減 0	
<主な事業> <b>1 事務局の運営 141</b> 課の運営に必要な消耗品の調達を行うほか、研修会等へ参加します。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>事務局運営事業（学校施設整備課）</b>			予算額	797
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277	- 一般財源	797
<事業の目的・内容> 学校施設整備課が所掌する事務事業の円滑な運営のため、庶務事務等を行います。			前年度予算額 574	
			増減 223	
<主な事業> <b>1 事務局の運営 797</b> 課の運営に必要な消耗品等の購入を行うほか、各種会議や研修への参加等を行います。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>事務局運営事業（学校施設管理課）</b>		予算額	909
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	909
<事業の目的・内容> 学校施設管理課が所掌する事務事業の円滑な運営のため、庶務事務、学校施設台帳の管理等を行います。		前年度予算額	1,725
		増減	△ 816
<主な事業>			
1 事務局の運営	648		
課の運営に必要な消耗品等の購入を行うほか、各種会議や研修への参加等を行います。			
2 施設台帳の作成・管理	261		
施設台帳管理システムを活用し、施設管理を適切に行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>事務局運営事業（学事課）</b>		予算額	241
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	241
<事業の目的・内容> 学校教育部内を取りまとめ、部内調整等を行うとともに、各種会議等において情報交換及び連絡調整を図ります。		前年度予算額	241
		増減	0
<主な事業>			
1 学校教育部内の取りまとめ	211		
各種調査・照会への回答、議会開催時において学校教育部内を取りまとめ、部内調整等を行います。			
2 会議・研修等への出席	30		
各種会議・研修等へ出席します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 事務局運営事業 (教職員人事課)		予算額	169,833
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員人事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	18款 国庫支出金	13,700
<事業の目的・内容> 教職員に係る適正な人事管理を実施します。		20款 財産収入	6
		24款 諸収入	412
		- 一般財源	155,715
<特記事項> 教職員の服務管理に関するシステムを導入します。		前年度予算額	66,100
		増減	103,733
<主な事業>			
1 教員採用選考試験の実施		5,180	
市立学校の新規採用教員の募集や広報活動を行うとともに、採用選考試験を実施します。			
2 事務局運営事業		164,653	
課の運営に必要な消耗品等の購入を行うほか、教職員の人事管理を行います。また、休暇等の申請・承認に係るシステム等を導入し、服務管理のデジタル化を進めます。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 事務局運営事業 (教職員給与課)		予算額	217,635
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員給与課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	217,635
<事業の目的・内容> 教職員に係る適正な給与管理を実施します。			
<特記事項> 教職員人事給与システム機器の賃貸借期間の満了に伴い、機器等の更改を行います。		前年度予算額	111,748
		増減	105,887
<主な事業>			
1 教職員の給与管理		217,635	
教職員人事給与システムの運用保守、機器等の更改を行うとともに、給与の効率的かつ正確な支給を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>事務局運営事業（高校教育課）</b>		予算額	708
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	17款 使用料及び手数料	598
<事業の目的・内容> 高校教育課が所掌する事務事業の円滑な運営のため、必要な庶務事務等を行います。		- 一般財源	110
		前年度予算額	621
		増減	87
<主な事業> <b>1 事務局運営事業</b> 708 課の運営に必要な消耗品等の購入を行うほか、各種会議や研修へ参加し、担当業務の知識を深めます。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>教育団体等補助事業（教育政策室）</b>		予算額	305
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育政策室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	305
<事業の目的・内容> 教育委員会事務局の円滑な運営に資するため、指定都市教育委員会協議会等の教育団体へ負担金を支出します。		前年度予算額	330
		増減	△ 25
<主な事業> <b>1 教育団体への負担金</b> 305 教育委員会事務局の円滑な運営を図るため、指定都市教育委員会協議会等の教育団体への負担金を支出します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>教育団体等補助事業（教職員人事課）</b>		予算額	115
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員人事課	[財源内訳]	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	115
予算書 P. 277 <事業の目的・内容> 校長会等が加盟する指定都市等で組織された教育団体へ負担金を支出し、学校経営の充実、学校管理職員等の資質の向上を図ります。		前年度予算額	115
		増減	0
<主な事業>			
1 教育団体への負担金 115			
校長会等が加盟する指定都市等で組織された教育団体へ負担金を支出し、学校経営の充実、学校管理職員等の資質の向上を図ります。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>共通用物品購入管理事業</b>		予算額	30,610
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	[財源内訳]	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	30,610
予算書 P. 277 <事業の目的・内容> 教育委員会事務局の円滑な事務執行を図るため、必要な共通消耗品や共通備品の購入及び廃棄等を行うほか、教育施設の損害保険に係る事務を行います。		前年度予算額	28,849
		増減	1,761
<主な事業>			
1 共通物品の購入等 10,408			
局内で必要な共通消耗品、共通備品の購入等を行います。			
2 備品等の廃棄 404			
局内で不用となった備品等を廃棄します。			
3 損害保険の加入 19,798			
教育施設の火災等の損害に備えるため、損害保険に加入します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>通学区域検討事業</b>			予算額	<b>345</b>
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277	- 一般財源	345
<事業の目的・内容> 適正な通学区域の設定及び通学区域制度の弾力的運用により、地域の要望に応じた通学区域の調整を図ります。			前年度予算額 1,062	
			増減 Δ 717	
<主な事業> <b>1 市立小・中学校通学区域審議会の運営 259</b> 市立小・中学校通学区域審議会条例に基づき、通学区域の調整を目的とした審議会を開催します。 [総振：04-1-5-04]				
<b>2 通学路防犯カメラの維持管理 86</b> 通学路の安全を確保するため、防犯カメラの維持管理を行います。 [総振：04-1-5-05]				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>就学事務事業</b>			予算額	<b>70,899</b>
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277	- 一般財源	70,899
<事業の目的・内容> 学齢簿を編製し、入学・転学事務、指定校変更・区域外就学事務等学籍の情報を管理します。			前年度予算額 66,704	
			増減 4,195	
<主な事業> <b>1 学齢簿編製及び学籍管理 70,110</b> 学齢簿を編製し、学籍の異動情報等を共有するため、市立小・中学校とシステムでつなぎ、学籍の情報を管理します。				
<b>2 川口市立夜間中学校さいたま市応分負担金 789</b> さいたま市から川口市立芝西中学校陽春分校へ通う生徒数に応じ、川口市へ負担金を払います。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 外国人学校就学補助事業		予算額	2,075
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277	- 一般財源 2,075
<p>&lt;事業の目的・内容&gt; 外国人学校（学校教育法第134条の規定に基づく認可を受けた各種学校のうち、義務教育相当年齢の児童生徒を教育するもの）に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付します。</p>		前年度予算額 2,075	
		増減 0	
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 補助金の交付 2,075 「さいたま市外国人学校児童生徒保護者補助金交付要綱」に基づき、外国人学校に在籍する児童生徒の保護者へ補助金を交付します。</p>			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 入学準備金・奨学金貸付等事業		予算額	55,258
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277	22款 繰入金 4,545
<p>&lt;事業の目的・内容&gt; 経済的理由で修学困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金を無利子で貸付け、有用な人材の育成を図ります。 また、夢や志を叶えようという熱意がありながら、学資の負担が困難な生徒に対し、審査のうえ大学等の受験料及び入学一時金を支給します。 さらに、交通遺児等を養育する保護者へ奨学金を支給します。</p>		24款 諸収入 36,080	
		- 一般財源 14,633	
		前年度予算額 57,254	
		増減 △ 1,996	
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 奨学金等の貸付け及び返済支援制度の実施 46,036 経済的理由で修学困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金を無利子で貸付けます。また、貸付けを受けた大学生等に対し、一定の要件を満たした場合に返還金の一部を免除する返済支援制度を実施します。</p> <p>2 大学等進学「夢」支援 9,090 自身が持つ夢や志を叶えようという熱意があるものの、世帯収入が少なく学資の負担が困難な学生に対して、大学等の受験料補助及び入学一時金を支給します。</p> <p>3 交通遺児等奨学金の支給 132 父母等が交通事故で死亡又は著しい障害がある状態となった場合、その遺児等を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、奨学金を支給します。</p>			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 遠距離通学費補助事業		予算額	213
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	予算書 P. 277	- 一般財源 213
<事業の目的・内容> 市立小学校に公共交通機関を利用して遠距離通学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。		前年度予算額	220
		増減	△ 7
<主な事業> <b>1 遠距離通学費の補助 213</b> 市立小学校に遠距離通学する児童の保護者へ補助金を交付します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 スクールアシスタント配置事業		予算額	658,512
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員人事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	予算書 P. 279	18款 国庫支出金 10,896 24款 諸収入 3,871 - 一般財源 643,745
<事業の目的・内容> 市立小・中・中等教育・特別支援学校にスクールアシスタントを配置します。また、学校の多様なニーズに応じたスクールアシスタントの配置に努め、学校教育の更なる充実を図ります。		前年度予算額	606,212
		増減	52,300
<主な事業> <b>1 スクールアシスタントの配置 658,512</b> 児童生徒の学習支援・生活支援等を行うため、スクールアシスタントを配置します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>学校教育推進事業</b>		予算額	605,856
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	18款 国庫支出金	72,145
<事業の目的・内容> 教員の指導の改善、教育環境の整備等を図るために、カリキュラム・マネジメントの充実、キャリア教育、子どもの体力向上、地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備、理科教育の充実等の施策を推進します。		24款 諸収入	227
		- 一般財源	533,484
		前年度予算額	738,605
		増減	△ 132,749
<主な事業>			
1	カリキュラム・マネジメントの充実 275,982 教育の質を向上するため、タブレット端末に整備するソフトウェアを活用しながら、教科横断や探究の視点をもった授業づくりを推進します。 [総振：04-1-1-01]	4	部活動指導員配置の推進 68,780 部活動の指導について、単独で技術指導及び引率ができる部活動指導員を市立中学校へ配置します。 [総振：04-1-5-02]
2	キャリア教育の推進 12,297 文化芸術及びスポーツ等の分野において、実績があり本市にゆかりのある方を中心とした「未来（みら）くる先生」を、全ての市立学校に派遣します。また、探究学習プログラムである「さいたまエンジン」を実施します。 [総振：04-1-2-06]	5	地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備事業の推進 126,812 市立中学校の休日の部活動について、段階的に地域展開を進めるため、モデル校において実証事業を実施します。 [総振：04-1-5-02]
3	子どもの体力向上の推進 1,406 児童生徒の体力、運動能力、運動習慣の向上を目指し、体育・保健体育における授業の充実を図り、スポーツに親しむための環境を整備します。 [総振：04-1-2-08]	6	学校教育推進事業その他 120,579 学校教育の充実を図るため、理科備品の整備や部活動サポーターの派遣等を行います。

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>研究奨励・研究委嘱事業</b>		予算額	5,835
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	21款 寄附金	20
<事業の目的・内容> 本市の特定の課題及び全国的な教育課題等に関する研究を市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校に委嘱し、研究の充実を図るため助成を行います。		- 一般財源	5,815
		前年度予算額	7,466
		増減	△ 1,631
<主な事業>			
1	カリキュラム・マネジメントの充実 4,278 教育活動の質の向上を図り、自ら考え、他者と協働し、課題解決に向けて行動する児童生徒を育成するため、研究指定校等に研究に係る事業費を助成します。 [総振：04-1-1-01]		
2	主体的に社会の形成に参画する児童生徒の育成 410 身近な生活の課題を解決する自治的な活動、主権者教育に係る社会の問題解決に関わる機関と連携した体験的な活動等の研究の充実を図るために助成します。 [総振：04-1-2-07]		
3	研究紀要等の作成 1,147 教育研究団体の研究の成果を共有するため、研究紀要等を作成します。		

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生徒海外交流事業		予算額	18,058
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	予算書 P. 279	- 一般財源 18,058
<事業の目的・内容> 将来グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指し、市立中・中等教育学校に在籍する生徒を海外に派遣します。		前年度予算額 14,063 増減 3,995	
<主な事業> <b>1 中学生及び引率教員等の海外への派遣 18,038</b> ニュージーランド・ハミルトン市に、市立中・中等教育学校在籍生徒及び引率教員等を派遣します。 [総振：04-1-2-01]			
<b>2 生徒・教職員海外交流事業実施委員会 20</b> 生徒・教職員海外交流事業の推進のために実施委員会を開催します。 [総振：04-1-2-01]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国際理解教育推進事業		予算額	36,050
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	予算書 P. 279	18款 国庫支出金 5,275 - 一般財源 30,775
<事業の目的・内容> 日本語活用能力又は生活習慣において困難を伴うおそれがある帰国・外国人児童生徒に対し、日本語指導員を派遣し、日本語指導等を実施します。 また、市立小・中・中等教育・特別支援学校における国際教育・国際交流の充実を図るため、国際教育主任研修会の開催、姉妹校等交流の支援、本市と海外姉妹都市の教員相互派遣等の事業を行います。		前年度予算額 31,310 増減 4,740	
<主な事業> <b>1 日本語指導員の派遣 34,576</b> 日本語活用能力又は生活習慣において困難を伴うおそれがある帰国・外国人児童生徒が在籍する市立小・中学校に、日本語指導員を派遣します。			
<b>2 姉妹校等の交流の支援その他 1,474</b> 市立小・中・中等教育・特別支援学校の姉妹校等交流の支援や、姉妹都市（アメリカ・リッチモンド市）へ教員の派遣を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 英語教育充実推進事業 (教育課程指導課)		予算額	745,389
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	18款 国庫支出金	65,579
<事業の目的・内容> 「グローバル・スタディ」の推進を図るため、ALT等を市立小・中・特別支援学校に派遣します。また、ALT及び教員等に対する研修会を実施し、指導力の向上を図ります。さらに、英語を活用した体験活動を実施するなど、英語教育の充実に努めます。		20款 財産収入	140
		- 一般財源	679,670
		前年度予算額	727,060
		増減	18,329
<主な事業>			
1	ALT等の派遣 683,029		
ALT等を市立小・中・特別支援学校に派遣し、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かに生きる児童生徒を育成します。			
[総振：04-1-2-01]			
2	効果測定、教員研修の実施及びテキスト作成等 56,356		
英語4技能の定着状況を確認する効果測定やALT及び教員等に対する研修を実施するとともに、市立小・中・特別支援学校で使用する児童生徒用テキストを作成します。			
[総振：04-1-2-01]			
3	英語を活用した体験活動の実施 6,004		
「グローバル・スタディ」で学んだ成果を発揮する場として、SAITAMA Jr. プロモーターの活動やさいたま市イングリッシュ・キャンプなど、体験活動の充実に図ります。			
[総振：04-1-2-01]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 英語教育充実推進事業 (高校教育課)		予算額	22,006
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	17款 使用料及び手数料	19,436
<事業の目的・内容> 英語教育を充実し、グローバル人材の育成を図るため、JETプログラムによるALTを雇用し、市立高等学校及び市立中等教育学校に派遣します。		24款 諸収入	103
		- 一般財源	2,467
		前年度予算額	21,231
		増減	775
<主な事業>			
1	ALT派遣事業 22,006		
ALTに関する報酬、旅費、渡航負担金等を支払います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>教育振興基金積立金</b>		予算額	5,139																																	
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕																																		
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	20款 財産収入	594																																	
	予算書 P. 279	21款 寄附金	4,545																																	
<事業の目的・内容> 教育振興に関する施策を推進するため、市民等からの寄附金等の受け皿となる基金に積立てを行います。		前年度予算額 4,618																																		
		増減 521																																		
<主な事業> <b>1 教育振興基金への積立て</b> 5,139 [参考] 寄附金及び基金を金融機関に預入れていることにより生じる利子について、積立てを行います。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th rowspan="2">取崩額</th> <th rowspan="2">年度末残高</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>運用利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>0</td> <td>727</td> <td>0</td> <td>36,352,188</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>0</td> <td>3,682</td> <td>0</td> <td>36,355,870</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>11,037,830</td> <td>35,357</td> <td>4,236,500</td> <td>43,192,557</td> </tr> <tr> <td>R7(見込)</td> <td>4,545,000</td> <td>73,000</td> <td>4,545,000</td> <td>43,265,557</td> </tr> <tr> <td>R8(見込)</td> <td>4,545,000</td> <td>594,000</td> <td>4,545,000</td> <td>43,859,557</td> </tr> </tbody> </table>					年度	積立額		取崩額	年度末残高	新規	運用利子	R4	0	727	0	36,352,188	R5	0	3,682	0	36,355,870	R6	11,037,830	35,357	4,236,500	43,192,557	R7(見込)	4,545,000	73,000	4,545,000	43,265,557	R8(見込)	4,545,000	594,000	4,545,000	43,859,557
年度	積立額		取崩額	年度末残高																																
	新規	運用利子																																		
R4	0	727	0	36,352,188																																
R5	0	3,682	0	36,355,870																																
R6	11,037,830	35,357	4,236,500	43,192,557																																
R7(見込)	4,545,000	73,000	4,545,000	43,265,557																																
R8(見込)	4,545,000	594,000	4,545,000	43,859,557																																

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>環境教育推進事業</b>		予算額	170	
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕		
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	- 一般財源	170	
	予算書 P. 279	前年度予算額 3,034		
<事業の目的・内容> 児童生徒がよりよい環境づくりに主体的に参加し、環境への責任ある行動がとれるようにするため、ホタル飼育等、環境教育推進の取組を行います。		増減 △ 2,864		
<主な事業> <b>1 環境教育の推進</b> 170 環境保全について学ぶ取組の一つとして行っているホタル飼育に係る消耗品の支援を行います。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 少年自然の教室推進事業		予算額	5,241
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	[財源内訳]	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	- 一般財源	5,241
<事業の目的・内容> 自然体験活動を通して、自然を愛する心、豊かでたくましい心と体を育成するとともに、協力して生活する態度を養うために、自然の教室の円滑な実施を支援します。		前年度予算額	6,103
		増減	△ 862
<主な事業>			
1 自然体験活動の支援		5,241	
体験活動の機会を保障するため、対象となる児童の保護者に、費用の一部を扶助します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生徒指導総合計画事業		予算額	509
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/生徒指導課	[財源内訳]	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	- 一般財源	509
<事業の目的・内容> 都市化や少子化、情報化などが進展し、社会全体で様々な課題が生じている中、児童生徒の問題行動等の背景には、規範意識や倫理観の低下が関係しているとも指摘されています。このような状況において、児童生徒の健全育成を目指す総合的な事業を展開します。		前年度予算額	470
		増減	39
<主な事業>			
1 人間関係プログラムの推進			
人と関わる際に必要な姿勢・態度、感情のコントロールの仕方、相手の感情の読み取り方などについて、教育活動や生活の中において定着を図る「人間関係プログラム」を実施します。			
2 生徒指導総合計画事業の推進		509	
暴力行為やいじめ等の様々な課題を克服し、児童生徒の健全育成を目指すための施策を実施します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 いじめ防止等対策推進事業		予算額	15,287
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/生徒指導課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	予算書 P. 279	- 一般財源 15,287
<事業の目的・内容> 「いじめ防止対策推進法」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る取組を強化するとともに、児童生徒が抱える様々な問題の解決に取り組みます。		前年度予算額	11,807
		増減	3,480
<主な事業> <b>1 いじめ防止等対策推進事業 15,287</b> 悪質ないじめ、問題行動等に適切・迅速に対応するため、法や条例・方針に基づき、いじめの防止等の取組を推進します。また、「さいたま市スクールロイヤー等専門家チーム」等を活用し、学校を支援します。 [総振：04-1-2-04]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援教育推進事業		予算額	210,595
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/特別支援教育室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	予算書 P. 279	18款 国庫支出金 66,424 24款 諸収入 48 - 一般財源 144,123
<事業の目的・内容> 特別支援教育を推進するために、特別支援教育相談センターの運営、特別支援教育就学奨励費の補助、特別支援教育に関する研修会等の実施、市立学校での医療的ケア、特別支援学校通学支援事業を実施します。		前年度予算額	151,873
<特記事項> 市立特別支援学校に在籍する登下校時に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、通学支援事業を実施します。		増減	58,722
<主な事業> <b>1 特別支援教育相談センターの運営 3,082</b> 障害のある児童生徒が適切な支援を受けられるようにするため、特別支援教育相談センターにおいて、相談・支援を行います。 <b>2 特別支援教育就学奨励費の補助 31,235</b> 市立小・中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に必要な経費の一部を補助します。 <b>3 特別支援教育の推進 37,738</b> 教職員を対象とした特別支援教育に関する研修会等を実施するとともに、市立特別支援学校で高度な医療的ケアを実施します。 [総振：04-1-2-03]			
		<b>4 市立学校での看護師による医療的ケアの実施 70,091</b> 市立小・中・中等教育・高等学校に在籍する医療的ケア児の学校生活を支援するとともに、保護者の負担を軽減するため、看護師による医療的ケアを実施します。 [総振：04-1-2-03]	
		<b>5 特別支援学校の通学支援の実施 68,449</b> 市立特別支援学校に在籍する登下校時に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師を派遣することで、安心・安全な通学環境の提供と保護者負担の軽減を図ります。 [総振：04-1-2-03]	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>教育相談推進事業</b>		予算額	567,074
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/総合教育相談室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	18款 国庫支出金	90,419
<事業の目的・内容> 市立学校や市立教育相談室にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門の相談員等を配置するとともに、電話やSNSを活用した相談窓口を設置することで、児童生徒、保護者及び教職員に対する教育相談体制の充実を図ります。また、教育支援センターでオンライン授業を行うなど、不登校支援の充実を図り、「いそどり学園」の管理及び環境整備を行います。		19款 県支出金	51
		24款 諸収入	1,805
		- 一般財源	474,799
		前年度予算額	657,708
		増減	△ 90,634
<主な事業>			
1 教育相談・教育支援センター運営事業	41,941	4 不登校等支援の充実	4,894
未就学児から高校生及びその保護者の学校生活等に関する相談を受け、悩みや不安の軽減を図るとともに教育支援センター等において、不登校児童生徒の社会的自立のための学習や生活に関する支援を行います。 [総振：04-1-2-02]		不登校等児童生徒の実態を把握するとともに市内6か所の教育支援センターにおいて、学習支援・相談支援の充実を図ります。 [総振：04-1-2-02]	
2 学校教育相談体制整備事業	493,929	5 「いそどり学園」の開校	26,233
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員を全ての市立学校に配置・派遣し、教職員と連携を図りながら児童生徒及び保護者からの相談に応じます。 [総振：04-1-2-02]		「いそどり学園小学部・中学部」を開校するとともに、本校及び市内6か所のキャンパスで教育活動を円滑に行うことができるよう管理及び環境整備を行います。 [総振：04-1-2-02]	
3 「SOSの出し方に関する教育」推進事業	77		
『いのちの支え合い』を学ぶ授業』を核として、相談窓口の周知や教員対象のゲートキーパー研修を系統づけ、児童生徒がSOSを出すことができる態度やスキルを育成します。 [総振：04-1-2-02]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>学校教育・中高一貫教育校推進事業</b>		予算額	7,137
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	17款 使用料及び手数料	6,869
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立浦和中学校の中長期的な将来構想を踏まえ、各校の教育活動の充実を図ります。		- 一般財源	268
		前年度予算額	7,077
		増減	60
<主な事業>			
1 浦和中学校等入学者選抜事務	3,261		
市立浦和中学校の入学者選抜を行うため、募集要項等を作成するとともに、検査会場周辺の交通整理を行います。また、中高一貫教育校の出願等をオンラインで行います。			
2 その他事務局事業	3,876		
市立浦和中学校で海外フィールドワーク等を行います。また、研修等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特色ある学校づくり事業 (学校施設管理課)		予算額	245,963
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	17款 使用料及び手数料	7,051
<事業の目的・内容> 市立高等学校の「特色ある学校づくり」計画を実施し、中高一貫教育の拡充など、市民の期待に応える魅力ある学校づくりを推進します。		- 一般財源	238,912
		前年度予算額	239,551
		増減	6,412
<主な事業> <b>1 グローバル人材を育成する中等教育学校の整備</b> 243,873 市立中等教育学校の運営及び維持管理を行います。			
<b>2 市立高等学校校庭人工芝の維持管理</b> 2,090 市立浦和南高等学校及び市立浦和高等学校の校庭の人工芝維持管理業務を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特色ある学校づくり事業 (高校教育課)		予算額	135,010
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	17款 使用料及び手数料	35,102
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校の「特色ある学校づくり」計画を実施し、中高一貫教育の拡充など、市民の期待に応える魅力ある学校づくりを推進します。		24款 諸収入	2,397
		- 一般財源	97,511
		前年度予算額	134,391
		増減	619
<主な事業> <b>1 グローバル人材を育成する中等教育学校の整備</b> 122,831 市立中等教育学校の運営及び維持管理を行います。また、国際バカロレア教育への取組を推進するため、ワークショップへの参加や、他市の国際バカロレア教育の研究を行います。			
<b>2 市立高等学校「特色ある学校づくり」の推進</b> 3,889 市立高等学校の特色ある学校づくりを進めるために、市立大宮北高等学校のSSH事業などを行います。			
[総振：04-1-1-03]			
<b>3 ピッツバーグ市との交流事業その他</b> 8,290 グローバル社会で活躍するための教養を獲得し、国際的視野を拡大させ、自身の才能の開花を目指すことを目的とし、市立高等学校及び中等教育学校の生徒を海外の大学等へ派遣します。			
[総振：04-1-2-01]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 教育研究所管理運営事業		予算額	60,129
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育研究所	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/4目 教育研究所費	17款 使用料及び手数料	19
<事業の目的・内容> 「未来を拓くさいたま教育」を推進するため、全国及び市の学習状況調査等を基にした調査研究を充実させるとともに、教師の「主体的・対話的で深い学び」の実現に資する教職員研修を実施します。		20款 財産収入	189
		24款 諸収入	49
		- 一般財源	59,872
		前年度予算額	59,015
		増減	1,114
<主な事業>			
1 教育研究所管理運営事業	35,941	4 教職員研修事業	6,587
施設を適切に維持管理するため、設備の点検、清掃及び警備等を行います。		教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続ける教職員を育成するため、実施方法の最適化と、外部リソースの活用による、多様で質の高い研修を実施します。	
		[総振：04-1-5-01]	
2 さいたま市学習状況調査事業	16,414		
学習状況調査等の結果から学力や生活習慣等の状況を把握・分析し、教育施策の検証改善及び児童生徒の学習課題の解決や意欲の向上に役立てます。			
3 カリキュラムサポートセンター事業	1,187		
教職員を対象に、学習指導案・研究紀要、教育関係図書及び映像資料等の提供、授業や教材づくりの支援を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 教育情報ネットワーク推進事業		予算額	4,360,539
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育研究所	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/4目 教育研究所費	18款 国庫支出金	38,225
<事業の目的・内容> 国の「教育DXロードマップ」等の方針に基づき、市立小・中・特別支援学校の児童生徒の学びにおける、重要なツールであるデジタル学習基盤の整備及び研究を行うとともに、それらを効果的に活用した指導事例の蓄積と共有を進め、教員の指導力の更なる向上を図ります。また、校務の効率化を推進するための校務支援システム等の研究及び運用を行います。		22款 繰入金	100
		25款 市債	1,126,200
		- 一般財源	3,196,014
		前年度予算額	2,630,271
		増減	1,730,268
<特記事項> 次世代型校務支援システムの構築と教職員用コンピュータの更新を行います。			
<主な事業>			
1 児童生徒用タブレットの管理・更新	1,765,433	4 校務支援システム及び教職員用コンピュータの運用保守	530,700
児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるようにするため、ネットワーク環境を含めた適切な維持管理等を行います。		校務の効率化を図り、教職員が児童生徒に向き合う時間と情報セキュリティを確保するため、校務支援システムや機器等の運用保守を行います。	
		[総振：04-1-1-02]	
2 教育データ可視化システムの運用	87,222	5 次世代型校務支援システムの構築と教職員用コンピュータの更新	1,423,371
個別最適な学びを実現するため、教育データ可視化システムの運用保守等を行います。		校務の効率化を図り、教職員が児童生徒に向き合う時間と情報セキュリティを確保するため、次世代型校務支援システムの構築と教職員用コンピュータの更新を行います。	
		[総振：04-1-1-02]	
3 教育の情報化推進事業	553,813		
デジタル学習基盤を効果的に活用した授業を推進し、適切な環境を整備するため、授業等に必要なアカウントの調達及び運用保守等を行います。			
		[総振：04-1-1-02]	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校管理運営事業 (教育財務課)		予算額	2,520,712
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/2目 学校管理費	21款 寄附金	15,700
<事業の目的・内容> 市立小学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持するため、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品の購入を始め、光熱水費の支払、機械警備の業務委託等を行います。		24款 諸収入	3,217
		- 一般財源	2,501,795
		前年度予算額	3,106,391
		増減	△ 585,679
<主な事業>			
1	消耗品及び備品の購入 379,465		
市立小学校の運営に必要な消耗品及び備品を購入します。			
2	光熱水費の支払 1,567,923		
市立小学校で使用する光熱水費を支払います。			
3	維持管理業務委託等 573,324		
市立小学校施設の機械警備業務委託等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校管理運営事業 (教職員人事課)		予算額	284,001
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員人事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/2目 学校管理費	18款 国庫支出金	5,590
<事業の目的・内容> 市立小学校における学校図書館運営を充実させるとともに、非常勤講師の配置により、適正な学校運営の確保を図ります。また、スクール・サポート・スタッフの配置により、学校職員の負担軽減を図ります。		24款 諸収入	1,392
		- 一般財源	277,019
		前年度予算額	252,948
		増減	31,053
<主な事業>			
1	学校図書館司書の配置 223,487		
図書館教育の充実を図るため、市立小学校に、専任の司書を配置します。			
2	非常勤講師の配置 38,907		
適正な学校運営を確保するため、初任者指導や妊娠した教員の体育授業の代替等を目的として、非常勤講師を配置します。			
3	学校現場の業務改善 21,607		
学校職員の負担軽減を図るため、事務作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校管理運営事業 (教職員給与課)				予算額	67,129
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員給与課			〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 283		- 一般財源	67,129
<事業の目的・内容> 市立小学校教職員の旅費を支給します。				前年度予算額 68,554	
				増減 △ 1,425	
<主な事業> 1 小学校教職員への旅費の支給 67,129 市立小学校教職員の研修、児童の引率、連絡業務等の旅費を支給します。					

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校施設等維持管理事業 (教育総務課)				予算額	303,824
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育総務課			〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 283		- 一般財源	303,824
<事業の目的・内容> 市立小学校において、環境整備、緑化推進等の用務業務を行い、学校の適切な維持管理を行います。				前年度予算額 277,654	
				増減 26,170	
<主な事業> 1 小学校用務業務 303,824 校内の環境整備、緑化推進、清掃、簡易な修繕等の用務業務の民間力活用を推進します。  [総振：52-2-1-10]					

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校施設等維持管理事業 (学校施設管理課)		予算額	1,174,653
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 283	
<事業の目的・内容> 市立小学校施設的良好で安全な管理運営を図るため、建物・給排水設備・衛生設備・電気設備等の修繕、点検等の維持管理業務を行います。		17款 使用料及び手数料	2,014
		20款 財産収入	415
		24款 諸収入	29,748
		25款 市債	38,800
		- 一般財源	1,103,676
		前年度予算額	1,089,168
		増減	85,485
<主な事業>			
1 施設修繕	495,264	4 大和田小学校の開校に伴うプール開放	10,930
学校施設の維持管理に必要な給排水設備等の修繕を行います。また、児童の増加等に伴う教室改修等の修繕を行います。		大和田小学校プールを市民に開放するため、プールの維持管理を行います。	
		[総振：04-1-5-04]	
2 施設の保守管理等	423,932	5 浦和大里小学校プールの市民開放	123,033
学校施設の維持管理に必要な点検、樹木剪定等を行います。		沼影公園屋内プールの代替として、浦和大里小学校屋内プールを市民に開放します。	
3 小・中学校における水泳授業の民間委託化の拡大	107,524	6 緑のカーテン設置等その他	13,970
教育の質の向上とともに、持続可能で機能性・合理性を高めた教育環境を整備するため、水泳授業の民間委託化を行います。		緑のカーテンを実施するための苗や肥料、校庭補修のための土等を購入します。また、新たに開校する大和田小学校の維持管理に必要な点検等を行います。	
		[総振：04-1-5-04]	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校教科教材等整備事業		予算額	239,567
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/3目 教育振興費	予算書 P. 283	
<事業の目的・内容> 市立小学校における教育効果を高めるため、学校教育に必要な教材等を購入します。		- 一般財源	239,567
		前年度予算額	235,664
		増減	3,903
<主な事業>			
1 教材等の購入	239,567		
市立小学校で必要とする教材等を購入します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校教育扶助事業		予算額	185,878
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/3目 教育振興費	18款 国庫支出金	1,108
<事業の目的・内容> 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童及び就学予定者の保護者に対し、学校生活に必要な費用を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。		19款 県支出金	98
		- 一般財源	184,672
		前年度予算額	195,885
		増減	△ 10,007
<主な事業> <b>1 就学援助費の支給</b> 123,443 経済的理由で就学困難な児童及び就学予定者の保護者に対し、学校生活に必要な費用を援助します。			
<b>2 就学援助オンライン学習通信費の支給</b> 60,438 経済的理由で就学困難な就学援助世帯に対し、家庭でのオンライン学習に係る通信費を援助します。			
<b>3 システムの運用その他</b> 1,997 就学援助システムの適正な運用及び必要な印刷物の作成等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校新設校建設事業		予算額	1,712,868
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	2,292
<事業の目的・内容> 学校規模の適正化を図り、良好な教育環境を整備するため、新設校の建設を行います。		24款 諸収入	200
		25款 市債	1,044,500
		- 一般財源	665,876
<特記事項> 大和田小学校の整備工事の終了に伴い工事費が減少します。		前年度予算額	9,222,973
		増減	△ 7,510,105
<主な事業> <b>1 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の整備</b> 1,704,690 学校規模による課題の解消とともに、教育の質の向上を図るため、武蔵浦和駅周辺地区に義務教育学校を整備します。 [総振：04-1-5-04]			
<b>2 大和田小学校の整備</b> 8,178 大和田小学校の整備工事の終了に伴い、地盤変動影響事後調査を実施します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校施設等整備事業		予算額	5,342,730
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	569,219
<事業の目的・内容> 市立小学校の良好な学習環境を確保するために、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を実施する等、学校施設の整備を推進します。		19款 県支出金	3,542
		22款 繰入金	1,794,356
		24款 諸収入	1,800
		25款 市債	2,873,500
		- 一般財源	100,313
<特記事項> 指扇小学校複合施設整備事業の開始に伴い工事費が増加します。		前年度予算額	4,430,053
		増減	912,677
<主な事業>			
1 学校施設リフレッシュ推進事業		5,328,362	
学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、学校施設の大規模改修及び解体工事並びに工事を実施するための実施設計等を行います。			
[総振：04-1-5-04]			
2 市立小学校の体育館への空調設備整備		14,368	
体育館への空調設備の新規整備をするため、空調設備の賃借等を行います。			
[総振：04-1-5-03]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校営繕事業		予算額	1,777,390
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	24款 諸収入	39
<事業の目的・内容> 市立小学校の良好な学習環境を確保するために、老朽化した校舎の改修等を行います。		25款 市債	523,700
		- 一般財源	1,253,651
		前年度予算額	1,454,494
<特記事項> 老朽化した学校施設の維持改修工事に係る実施設計委託料が増加します。		増減	322,896
		<主な事業>	
1 学校トイレ洋式化推進事業		182,275	
和式便器から洋式便器への交換及びトイレの改修工事を実施するための実施設計等を行います。			
[総振：04-1-5-03]			
2 学級増対応		931,705	
35人学級の実施及び児童の増加等により必要となる普通教室を確保するため、仮設校舎の賃借等を行います。			
3 営繕工事等		663,410	
老朽化した学校施設の改修工事及び工事を実施するための設計等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>小学校空調整備事業</b>			予算額	32,260
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	予算書 P. 285	- 一般財源	32,260
<事業の目的・内容> 市立小学校のより良い学習環境を確保するため、普通教室及び特別教室に空調設備を整備します。			前年度予算額 40,265	
			増減 △ 8,005	
<主な事業> <b>1 空調設備の保守管理等 32,260</b> 空調設備のフィルター清掃及び保守・点検等を行います。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>中学校管理運営事業 (教育財務課)</b>			予算額	1,768,286
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 287	21款 寄附金 8,700	
<事業の目的・内容> 市立中学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持するため、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品の購入を始め、光熱水費の支払、機械警備の業務委託等を行います。			24款 諸収入 5,229	
			- 一般財源	1,754,357
			前年度予算額 1,945,819	
			増減 △ 177,533	
<主な事業> <b>1 消耗品及び備品の購入 254,595</b> 市立中学校の運営に必要な消耗品及び備品を購入します。				
<b>2 光熱水費の支払 1,151,392</b> 市立中学校で使用する光熱水費を支払います。				
<b>3 維持管理業務委託等 362,299</b> 市立中学校施設の機械警備業務委託等を行います。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校管理運営事業 (教職員人事課)			予算額	177,919
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員人事課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 287	24款 諸収入	825
<事業の目的・内容> 市立中学校における学校図書館運営を充実させるとともに、非常勤講師の配置により、適正な学校運営の確保を図ります。			- 一般財源	177,094
			前年度予算額	155,718
			増減	22,201
<主な事業>				
1 学校図書館司書の配置			124,016	
図書館教育の充実を図るため、市立中学校に、専任の司書を配置します。				
2 非常勤講師の配置			53,903	
適正な学校運営を確保するため、初任者指導や妊娠した教員の体育授業の代替、免許教科外担任解消等を目的として、非常勤講師を配置します。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校管理運営事業 (教職員給与課)			予算額	90,676
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員給与課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 287	- 一般財源	90,676
<事業の目的・内容> 市立中学校教職員の旅費を支給します。			前年度予算額	87,596
			増減	3,080
<主な事業>				
1 中学校教職員への旅費の支給			90,676	
市立中学校教職員の研修、生徒の引率、連絡業務等の旅費を支給します。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校施設等維持管理事業 (教育総務課)			予算額	158,992
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育総務課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 287	- 一般財源	158,992
<事業の目的・内容> 市立中学校において、環境整備、緑化推進等の用務業務を行い、学校の適切な維持管理を行います。			前年度予算額 140,736	
			増減 18,256	
<主な事業> <b>1 中学校用務業務 158,992</b> 校内の環境整備、緑化推進、清掃、簡易な修繕等の用務業務の民間力活用を推進します。 [総振：52-2-1-10]				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校施設等維持管理事業 (学校施設管理課)			予算額	607,835
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 287	17款 使用料及び手数料	852
<事業の目的・内容> 市立中学校施設的良好で安全な管理運営を図るため、建物・給排水設備・衛生設備・電気設備等の修繕、点検等の維持管理業務を行います。			20款 財産収入	1,829
<特記事項> 老朽化した設備の維持改修に係る施設修繕料が増加します。			24款 諸収入	1,211
			25款 市債	123,200
			- 一般財源	480,743
			前年度予算額 408,600	
			増減 199,235	
<主な事業> <b>1 施設修繕 339,729</b> 学校施設の維持管理に必要な給排水設備等の修繕を行います。また、生徒の増加等に伴う教室改修等の修繕を行います。 <b>2 施設の保守管理等 240,503</b> 学校施設の維持管理に必要な点検、樹木剪定等を行います。 <b>3 緑のカーテン設置等 1,756</b> 緑のカーテンを実施するための苗や肥料、校庭補修のための土等を購入します。 <b>4 小・中学校における水泳授業の民間委託化の拡大 25,847</b> 教育の質の向上とともに、持続可能で機能性・合理性を高めた教育環境を整備するため、水泳授業の民間委託化を行います。 [総振：04-1-5-04]				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校教科教材等整備事業			予算額	146,518
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/3目 教育振興費	予算書 P. 287	- 一般財源	146,518
<事業の目的・内容> 市立中学校における教育効果を高めるため、学校教育に必要な教材等を購入します。			前年度予算額 146,518	
			増減 0	
<主な事業> <b>1 教材等の購入</b> 146,518 市立中学校で必要とする教材等を購入します。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校教育扶助事業			予算額	204,699
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/3目 教育振興費	予算書 P. 287	18款 国庫支出金	3,241
<事業の目的・内容> 経済的理由で就学困難と認められる学齢生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。			19款 県支出金	333
			- 一般財源	201,125
			前年度予算額 193,974	
			増減 10,725	
<主な事業> <b>1 就学援助費の支給</b> 204,699 経済的理由で就学困難な生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用を援助します。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校施設等整備事業		予算額	494,428
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	48,483
<事業の目的・内容> 市立中学校の良好な学習環境を確保するために、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を実施する等、学校施設の整備を推進します。		22款 繰入金	21,890
		24款 諸収入	400
		25款 市債	121,800
		- 一般財源	301,855
<特記事項> 市立中学校の体育館への空調設備整備工事の終了に伴い工事費が減少します。		前年度予算額	3,989,337
		増減	△ 3,494,909
<主な事業>			
1 学校施設リフレッシュ推進事業	234,957		
学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、学校施設の大規模改修工事及び工事を実施するための実施設計等を行います。			
[総振：04-1-5-04]			
2 市立中学校の体育館への空調設備整備	11,355		
体育館の空調設備の賃貸借を行います。			
3 中学校等空調整備及び照明LED化事業	248,116		
令和2年度に整備したLED照明の維持管理を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校営繕事業		予算額	584,484
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	24款 諸収入	78
<事業の目的・内容> 市立中学校の良好な学習環境を確保するために、老朽化した校舎の改修等を行います。		25款 市債	537,300
		- 一般財源	47,106
		前年度予算額	25,327
<特記事項> 老朽化した学校施設の維持改修工事に係る実施設計委託料が増加します。		増減	559,157
		<主な事業>	
1 学校トイレ洋式化推進事業	203,086	4 学級増対応	31,955
和式便器から洋式便器への交換及びトイレの改修工事を実施するための実施設計等を行います。			
[総振：04-1-5-03]			
2 営繕工事等	347,382		
老朽化した学校施設の工事を実施するための実施設計等を行います。			
3 学校施設リフレッシュ推進事業	2,061		
学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、学校施設の改築及び大規模改修工事を実施するための学校敷地の測量登記を行います。			
[総振：04-1-5-04]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校空調整備事業		予算額	25,538
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	予算書 P. 289	- 一般財源 25,538
<事業の目的・内容> 市立中学校のより良い学習環境を確保するため、普通教室及び特別教室に空調設備を整備します。		前年度予算額	25,851
		増減	△ 313
<主な事業> <b>1 空調設備の保守管理等 25,538</b> 空調設備のフィルター清掃及び保守・点検等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校管理運営事業		予算額	495,903
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 291	17款 使用料及び手数料 142,428 24款 諸収入 231 - 一般財源 353,244
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校の管理運営に要する消耗品費、光熱水費、通信運搬費、非常勤講師に係る報酬等の経費を支払います。		前年度予算額	620,807
<特記事項> 光熱費の一部について、地球温暖化対策事業へ移管しました。		増減	△ 124,904
<主な事業> <b>1 高等学校の管理運営 385,930</b> 消耗品の購入、光熱水費、通信運搬費の支払い等、市立高等学校等の管理運営を行います。また、教職員、生徒が使用するパソコンシステム等の賃借を行います。			
<b>2 市立高等学校入学者選抜オンライン出願 2,591</b> 市立高等学校3校（浦和・浦和南・大宮北）の入学者選抜出願手続をオンラインで実施します。		<b>4 部活動指導員配置の推進 4,713</b> 部活動をより充実・活性化させると共に、学校現場における業務の適正化を図るため、単独で、技術指導及び引率ができる部活動指導員を配置します。	
<b>3 非常勤講師等の配置 47,146</b> 少人数授業により、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、希望制の習熟度別授業、生徒一人ひとりの興味・関心に応じた選択科目の幅の確保などによるきめ細かな指導を展開します。		<b>5 中等教育学校の管理運営 52,523</b> 消耗品の購入、光熱水費、通信運搬費の支払い等、市立中等教育学校の管理運営を行います。	
		<b>6 海外姉妹・友好都市等との交流による関係強化 3,000</b> 英語を使ったコミュニケーション能力の向上や他国の国民や文化を尊重する態度、グローバル社会を生き抜く力を養うことを目的とし、各市立高等学校が姉妹校提携をしている海外の学校と交流を行います。	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校施設等維持管理事業 (教育総務課)		予算額	9,131
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育総務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 291	- 一般財源 9,131
<事業の目的・内容> 市立高等学校において、環境整備、緑化推進等の用務業務を行い、学校の適切な維持管理を行います。		前年度予算額 8,692 増減 439	
<主な事業> <b>1 高等学校用務業務 9,131</b> 校内の環境整備、緑化推進、清掃、簡易な修繕等の用務業務の民間力活用を推進します。 [総振：52-2-1-10]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校施設等維持管理事業 (学校施設管理課)		予算額	365,606
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 291	17款 使用料及び手数料 47,609 20款 財産収入 8,040 24款 諸収入 1,952 25款 市債 281,800 - 一般財源 26,205
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校の施設の良好で安全な管理運営を図るため、建物・給排水設備・衛生設備・電気設備等の修繕、点検等の維持管理業務を行います。		前年度予算額 106,608 増減 258,998	
<特記事項> 老朽化した学校施設の維持改修工事に係る工事請負費等が増加します。			
<主な事業> <b>1 学校用地賃借 10,945</b> <b>4 学校トイレ洋式化推進事業 18,949</b> 市立浦和高等学校及び市立大宮国際中等教育学校用地として、民有地及び国有地を賃借します。 和式便器から洋式便器への交換及びトイレの改修工事を実施するための実施設計等を行います。 [総振：04-1-5-03]			
<b>2 高等学校施設の維持管理 317,821</b> 市立高等学校等の維持管理に必要な修繕、工事、委託等を行います。			
<b>3 中等教育学校施設の維持管理 17,891</b> 市立中等教育学校の維持管理に必要な修繕、委託等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校施設等維持管理事業 (高校教育課)			予算額	15,307
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 291	17款 使用料及び手数料	15,307
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校の維持管理のため一般廃棄物収集運搬業務を始めとした各種委託等の事務を行います。			前年度予算額 14,476 増減 831	
<主な事業> <b>1 高等学校施設の維持管理 14,479</b> 市立高等学校の維持管理に必要な委託等を行います。				
<b>2 中等教育学校施設の維持管理 828</b> 市立中等教育学校の維持管理に必要な手数料等を支払います。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校等就学支援金事業			予算額	397
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課		〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書 P. 291	17款 使用料及び手数料	11
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、就学支援金支給の事務を行います。			19款 県支出金	386
			前年度予算額 497 増減 △ 100	
<主な事業> <b>1 高等学校等就学支援金事業 397</b> 就学支援金支給のための事務補助として、会計年度任用職員を配置します。また、消耗品の購入、その他就学支援金支給のための事務を行います。				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>クラブ活動等推進事業</b>		予算額	3,513
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/3目 教育振興費	17款 使用料及び手数料	1,712
	予算書 P. 293	- 一般財源	1,801
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校におけるクラブ活動の推進を図るため、必要な消耗品や備品を購入します。		前年度予算額	1,820
		増減	1,693
		<主な事業>	
<b>1 クラブ活動等推進事業</b> 3,513 市立高等学校及び市立中等教育学校のクラブ活動に必要な消耗品、備品を購入します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>高等学校教科教材整備事業</b>		予算額	9,071
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/3目 教育振興費	17款 使用料及び手数料	8,681
	予算書 P. 293	- 一般財源	390
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校において、各教科及び図書館の充実を図るために必要な消耗品や備品を購入します。		前年度予算額	9,847
		増減	△ 776
		<主な事業>	
<b>1 高等学校の教科、図書館の整備</b> 6,520 市立高等学校の各教科及び図書館に必要な消耗品、備品を購入します。			
<b>2 中等教育学校の教科、図書館の整備</b> 2,551 市立中等教育学校の各教科及び図書館に必要な消耗品、備品を購入します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 幼稚園振興事業		予算額	3,000
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教育課程指導課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/5項 幼稚園費/1目 幼稚園振興費	予算書 P. 295	- 一般財源 3,000
<事業の目的・内容> 本市における幼児教育の充実を図るため、さいたま市私立幼稚園協会に補助金を交付します。		前年度予算額 3,000 増減 0	
<主な事業> <b>1 さいたま市私立幼稚園教育研究補助金 3,000</b> 本市における幼児教育の充実に寄与することを目的として、さいたま市私立幼稚園協会が実施する研修及び研究にかかる事業について補助金を交付します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 家庭地域連携事業		予算額	166,238
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習振興課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/1目 社会教育総務費	予算書 P. 297	18款 国庫支出金 42,452 - 一般財源 123,786
<事業の目的・内容> コミュニティ・スクールとスクールサポートネットワークを両輪として一体的に推し進め、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を展開します。また、中学生職場体験事業やチャレンジスクール等の実施を通して、学校・家庭・地域・行政が連携・協働する取組を推進します。		前年度予算額 166,309 増減 △ 71	
<主な事業> <b>1 コミュニティ・スクールの推進 11,031</b> 市立学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を実施し、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進します。 [総振：04-1-4-01]			
<b>2 中学生職場体験事業「未来（みら）くるワーク体験」 3,154</b> 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、中学生職場体験事業「未来（みら）くるワーク体験」を実施します。 [総振：04-1-2-06]		<b>4 チャレンジスクールの充実 148,761</b> 土曜日や放課後等に学校の教室等を活用し、地域住民、団体等の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。 [総振：04-1-4-02]	
<b>3 スクールサポートネットワークの推進 605</b> 学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちをはぐくみます。 [総振：04-1-4-01]		<b>5 家庭地域連携事業その他 2,687</b> P T A 関係業務及び子育て講座事業等、家庭地域連携に係る各事業を実施します。	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生涯学習推進事業 (教育政策室)		予算額	6,172
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育政策室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/1目 社会教育総務費 予算書 P. 297	18款 国庫支出金	3,086
<事業の目的・内容> 生涯学習の振興とスクール・コミュニティの形成を推進するために、地域住民が学校の特別教室を活用できる仕組みを整備します。		25款 市債	800
		- 一般財源	2,286
<特記事項> 大和田小学校において、特別教室を開放するための予約システム及びスマートロックを整備します。		前年度予算額	0
		増減	皆増
<主な事業> 1 特別教室開放のための予約システム及びスマートロックの整備 6,172 大和田小学校において、スクール・コミュニティの形成を推進するために、地域住民が学校の特別教室を活用できる仕組みを整備します。 [総振：04-1-4-01]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生涯学習推進事業 (生涯学習振興課)		予算額	20,226
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習振興課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/1目 社会教育総務費 予算書 P. 297	- 一般財源	20,226
<事業の目的・内容> 全ての人々が学び続けることのできる環境の整備と、学んだことを活かして活躍できる社会の実現を目指します。これに向けて、生涯学習情報を収集・発信するための仕組みを強化し、多様化・高度化する市民の学習ニーズへの対応を図ります。		前年度予算額	14,948
		増減	5,278
<主な事業> 1 生涯学習情報の収集・提供 8,266 生涯学習に関連する情報を掲載したガイドブックの発行や生涯学習情報システムの運用などにより、市民へ学習情報を提供します。 2 生涯学習人材バンク事業 24 生涯学習に関する高度な知識や技能、経験等を有する方々の情報を登録・公開し、学習希望者のニーズに応じた人材の紹介を行うとともに、地域における豊かなつながりを創出します。 [総振：04-1-3-04] 3 生涯学習講座 1,442 市民の高度かつ専門的な学習意欲に応えるため、大学が持つ学習資源及び機能を地域に開放する大学公開講座や、障害者を対象とした社会教養講座を開催します。 4 AEDの配置 8,884 AEDを生涯学習部所管施設へ配置します。 5 社会教育委員会議その他 1,610 社会教育法に基づく社会教育委員会議の運営等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>短歌文学活動推進事業</b>		予算額	4,200
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習振興課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/1目 社会教育総務費 予算書 P. 297	24款 諸収入	10
<事業の目的・内容> 広く市民が短歌に触れ、学び、交流する事業を実施し、短歌文学活動の振興を図ります。子どもから大人まで、短い言葉で日常の機微や季節の移ろいから将来の夢まで表現できる短歌に親しむ機会を提供するため、全国の小・中学生及びプロとして一步を踏み出した方など、これからの現代短歌を担う方々を支援する事業を実施します。		- 一般財源	4,190
		前年度予算額	4,412
		増減	△ 212
<主な事業> <b>1 現代短歌新人賞</b> 2,582 歌壇に新風をもたらす歌人を表彰し、新人歌人の発掘・支援を行うとともに、全国規模の賞を実施することにより、本市の文学活動をPRし、市民の文学活動の振興を図るため、現代短歌新人賞を実施します。			
<b>2 さいたま子ども短歌賞</b> 1,598 小・中学生を対象に短歌作品を募集し、優れた作品について表彰し、本市の文学活動の裾野の拡大と伝統的な言語文化の継承を図るため、さいたま子ども短歌賞を実施します。			
<b>3 さいたま短歌フォーラム</b> 20 地域で活躍する歌人や現代短歌新人賞受賞者を講師に招き、短歌文学への理解を深める講演等を実施します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>人権教育推進事業</b>		予算額	21,450
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/人権教育推進室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/1目 社会教育総務費 予算書 P. 297	17款 使用料及び手数料	2
<事業の目的・内容> 同和問題をはじめとする障害者、外国人、性的少数者、子どもの人権に関連する差別・偏見等の様々な人権問題を早期に解決するため、学校・社会における人権教育の一層の推進により、児童生徒や教職員、市民などあらゆる人々の人権意識の高揚を図ります。		24款 諸収入	72
		- 一般財源	21,376
		前年度予算額	20,327
		増減	1,123
<主な事業> <b>1 学校人権教育推進事業</b> 5,193 児童生徒、教職員の人権意識の高揚を図るため、人権標語・人権作文の募集と表彰、人権の花運動の実施、啓発資料の作成、人権教育啓発ビデオ・DVDの貸出し、各種人権教育研修等を行います。 [総振：04-1-2-05]			
<b>2 社会人権教育推進事業</b> 16,257 市民等の人権意識の高揚を図るため、人権教育集会所で人権講演会等の主催事業の実施とサークル活動への支援に努め、安心して施設が利用できるよう運営します。また、公民館で人権講座が実施されるよう支援します。 [総振：04-1-2-05]			
		[参考]	
			
		人権の花運動	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 地区公民館管理運営事業		予算額	652,852
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習総合センター	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/2目 公民館費	17款 使用料及び手数料	159
<事業の目的・内容> 拠点公民館(10館)及び地区公民館(49館)の施設の維持管理及び運営を行うとともに、公民館ビジョンの実現に向けて、市民のニーズ等に対応した事業を推進します。		20款 財産収入	209
		24款 諸収入	6,125
		- 一般財源	646,359
		前年度予算額	636,939
		増減	15,913
<主な事業>			
1 子どもと大人の多様な学びの推進	20,904		
市民の学習要求に応えるため、小学生を対象とした「夏休み子ども公民館」、保護者同士が交流し学び合う「親の学習事業」、健康や暮らし、身近な問題等の学びを深められる主催事業等を実施します。 [総振：04-1-3-01]			
2 モデル公民館事業	2,601		
モデル公民館として指定された公民館2館において、各公民館の特色を生かした事業の実践・検証に取り組みます。 [総振：04-1-3-01]			
3 公民館施設の管理運営	629,347		
公民館施設の維持管理及び運営を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生涯学習総合センター管理運営事業		予算額	212,768
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習総合センター	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/2目 公民館費	17款 使用料及び手数料	362
<事業の目的・内容> シーノ大宮センタープラザ内にある生涯学習総合センターの維持管理及び運営を行うとともに、公民館ビジョンの実現に向けて、市民のニーズ等に対応した事業を推進します。		20款 財産収入	319
		22款 繰入金	1,101
		24款 諸収入	5,208
		- 一般財源	205,778
		前年度予算額	224,382
		増減	△ 11,614
<主な事業>			
1 子どもと大人の多様な学びの推進	2,627	4 公民館運営審議会	514
市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応えるため、「さいたま市民大学」事業を実施します。また、保護者同士が交流し学び合う「親の学習事業」を実施します。 [総振：04-1-3-01]		生涯学習総合センター及び公民館における事業の企画実施について調査審議をするため、公民館運営審議会を開催します。	
2 モデル公民館事業	770	5 シーノ大宮センタープラザ管理費負担金	140,639
各公民館の特色を生かした事業の実践・検証に取り組むモデル公民館等を対象に研修を実施します。 [総振：04-1-3-01]		シーノ大宮センタープラザ内の公共施設の維持管理及び計画修繕に係る管理費負担金を支払います。	
3 生涯学習事業の推進	691	6 生涯学習総合センターの管理運営その他	67,527
より多くの市民に生涯学習の機会を提供するため、生涯学習相談「えらべル」や子育て支援等の事業を実施します。		生涯学習総合センターの維持管理及び運営等を行います。	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>公民館安心安全整備事業</b>		予算額	156,297
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/生涯学習総合センター	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/2目 公民館費	22款 繰入金	908
<事業の目的・内容> バリアフリー化や蛍光灯のLED化を行うことで、施設の長寿命化を図るとともに来館者にとって安全・安心な施設環境を整備します。		25款 市債	135,900
		- 一般財源	19,489
<特記事項> 与野本町公民館の改修工事及びエレベーター設置工事が完了しました。		前年度予算額	260,595
		増減	△ 104,298
<主な事業>			
1 公民館施設リフレッシュの推進	8,908		
公民館施設リフレッシュ計画に基づき、老朽化対策やバリアフリー化、脱炭素化に向けた施設改修の実施設計を行います。			
2 公民館施設の維持改修	123,890		
公民館施設の修繕及び蛍光灯のLED化を行います。			
3 公民館エレベーター設置事業	23,499		
公民館のバリアフリー化を推進するため、エレベーターの設置工事に向けた実施設計等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>文化財保護事業</b>		予算額	160,792
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/文化財保護課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/3目 文化財保護費	16款 分担金及び負担金	716
<事業の目的・内容> 本市の貴重な文化・歴史・教育・観光資源である文化財等について「さいたま市文化財保存活用地域計画」に基づき保存・継承・活用のサイクルを確立するとともに、歴史文化遺産の魅力を発信します。		17款 使用料及び手数料	74
		18款 国庫支出金	28,993
<特記事項> 見沼通船堀の西縁再整備事業が完了しました。また、中央区役所周辺の公共施設再編事業に係る移転等事業が完了しました。		20款 財産収入	18
		22款 繰入金	3,353
<主な事業>		24款 諸収入	198
		25款 市債	14,600
1 次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用	95,560	- 一般財源	112,840
本市を代表する国指定史跡や特別天然記念物の保存・継承・活用のため、見沼通船堀の再整備工事、真福寺貝塚の発掘調査、サクラソウ自生地の調査・研究などを実施することで、歴史文化資源の保全を行います。 [総振：08-1-3-01]			
2 文化財の保存と活用	48,027	前年度予算額	265,181
指定文化財や埋蔵文化財等の調査・保存を確実にを行うとともに、文化財を学校教育や生涯学習の場で活用します。また、情報発信や普及活動を充実し、文化財への関心を高め、文化財を大切に思う心をはぐくみます。			
3 文化財施設の維持管理と整備	17,205	増減	△ 104,389
文化財収蔵・活用施設の適切な維持管理を行い、文化財を継承していきます。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 文化財保存活用基金積立金		予算額	4,020																	
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/文化財保護課	〔財源内訳〕																		
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/3目 文化財保護費 予算書 P. 299	20款 財産収入	20																	
<事業の目的・内容> 文化財を次世代へ継承する持続可能な取組を安定的かつ継続的に進めるため、「さいたま市文化財保存活用基金」に市民や企業等からの寄附金等の積立て及び運用を行います。		21款 寄附金	4,000																	
		前年度予算額 10,000																		
<特記事項> 文化財保存活用基金の運用状況により、積立金を減額します。		増減 Δ 5,980																		
		<主な事業> 1 文化財保存活用基金への積立て 4,020 寄附金及び基金を金融機関に預入れていることにより生じる利子について、積立てを行います。																		
		[参考] 文化財保存活用基金残高等の推移 (単位：円)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th rowspan="2">取崩額</th> <th rowspan="2">年度末残高</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>運用利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(見込)</td> <td>10,000,000</td> <td>0</td> <td>5,000,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> <tr> <td>R8(見込)</td> <td>4,000,000</td> <td>20,000</td> <td>3,353,000</td> <td>5,667,000</td> </tr> </tbody> </table>		年度	積立額		取崩額	年度末残高	新規	運用利子	R7(見込)	10,000,000	0	5,000,000	5,000,000	R8(見込)	4,000,000	20,000	3,353,000	5,667,000
年度	積立額		取崩額		年度末残高															
	新規	運用利子																		
R7(見込)	10,000,000	0	5,000,000	5,000,000																
R8(見込)	4,000,000	20,000	3,353,000	5,667,000																

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 図書館管理運営事業		予算額	864,866
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/中央図書館管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/4目 図書館費 予算書 P. 301	17款 使用料及び手数料	28
<事業の目的・内容> 多様な市民ニーズに応える図書館機能の充実を図るため、図書館の施設維持管理、運営を行います。		22款 繰入金	1,644
		24款 諸収入	1,962
		- 一般財源	861,232
		前年度予算額 835,304	
		増減 29,562	
<主な事業>			
1 図書館協議会の開催	366	4 生涯学習環境整備の推進	750
市民や識者の意見を聴くため、図書館協議会を開催して図書館運営の充実を図ります。		市民向けの講座等の実施や子どもたちがより多くの本に親しみ読書習慣を身に付けられるよう、催し物の開催、読書手帳やブックリストの作成・配布、学校向けに図書の貸出し等を行います。	
		[総振：04-1-3-02]	
2 図書館施設維持管理及び運営	834,742	5 司書講習	585
建物の清掃や窓口業務等、図書館施設の適切な維持管理及び運営を行います。		政令市で最大の図書館数と実績を誇る本市図書館のレベルを維持・向上させるために、司書講習を受講します。	
3 施設保全	28,423		
安全・安心で利用しやすい図書館を維持するために、施設の各種保守点検、改修及び修繕を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 図書館資料整備事業		予算額	167,339
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/中央図書館管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/4目 図書館費	17款 使用料及び手数料	938
<事業の目的・内容> 地域の知の拠点として、市民からの多様化、高度化する幅広い要望に対応するため、資料や情報の計画的、積極的な収集及び提供により、市民が質の高い生涯学習に取り組むことのできる環境を整備します。		20款 財産収入	1,243
		- 一般財源	165,158
		前年度予算額	163,220
		増減	4,119
<主な事業> <b>1 図書・新聞雑誌・電子書籍・CD等の資料購入 158,542</b> 幅広い蔵書の構築に取り組み、各図書館の特色を生かした効果的、計画的な資料収集を行います。電子書籍や、デジタル図書等のバリアフリー資料の充実を図り、市民により活用される資料の収集提供を行います。 [総振：04-1-3-02]			
<b>2 データベース等の情報提供 8,797</b> 法律、経済、経営等の各種データベースによる情報提供や音楽配信によるクラシックを中心とした楽曲の提供を行います。 [総振：04-1-3-02]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 図書館コンピュータシステム運用事業		予算額	267,468
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/中央図書館管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/4目 図書館費	24款 諸収入	180
<事業の目的・内容> 図書館コンピュータシステムによって全図書館を結ぶことにより、市内のどの図書館においても均質なサービスを提供します。		- 一般財源	267,288
		前年度予算額	229,905
		増減	37,563
<主な事業> <b>1 図書館コンピュータシステムの運用 263,787</b> 全図書館の資料情報や利用状況を一元管理し、どの図書館の窓口においても貸出・返却・資料検索等のサービスを提供します。また、図書館のホームページで、予約や電子書籍の貸出等のサービスを提供します。			
<b>2 市民向けインターネットの運用 3,681</b> 館内のインターネット端末により情報にアクセスできる環境を整備することで、市民の課題解決に向けたサービスの充実を図ります。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 視聴覚ライブラリー管理運営事業		予算額	1,497
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/中央図書館管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/4目 図書館費	予算書 P. 301	- 一般財源 1,497
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;            視聴覚教材等を収集し、貸出すとともに、視聴覚機器の操作技術講習会を開催することにより、視聴覚教材の活用を促します。</p>		<p>前年度予算額 1,492</p> <p>増減 5</p>	
<p>&lt;主な事業&gt;</p>			
1 視聴覚ライブラリー運営委員会の開催	118	4 短編映画制作プロジェクトの実施	400
視聴覚ライブラリーの充実を図るため、視聴覚ライブラリー運営委員会を開催します。		市内の中高生が脚本・撮影・編集等の映像制作を体験し、さいたま市の魅力を伝える短編映画を制作します。制作した映画は上映会やWebで公開し、地域映像資料として保存していきます。	
2 16ミリフィルム映写機操作技術講習会の開催	40		
16ミリフィルム映写機操作技術講習会を開催します。16ミリフィルムの活用を促すとともに、機材・教材の利用も促進します。			
3 視聴覚教材の収集及び機材の購入・賃借	939		
視聴覚教材としてDVDソフトを収集し、視聴覚機材として暗幕の購入、プロジェクターの賃借を行い、貸出しをします。より市民に活用されるようなDVDソフトの選定を行い、市民の利用に供します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 市立博物館管理運営事業		予算額	103,983
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/博物館	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/5目 博物館費	予算書 P. 303	17款 使用料及び手数料 541
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;            本市に係る考古・民俗・歴史などの貴重な資料を調査・収集し、保存・研究するとともに、本市の歴史を概観する常設展示や特定のテーマに焦点を当てた特別展等を開催します。あわせて、各種講座等を開催し、市民に歴史や文化を学ぶ機会を提供します。また、伝統的な古建築を活用した展示・講座・体験学習等を実施し、伝統文化の継承を図ります。</p>		20款 財産収入 802 24款 諸収入 655 25款 市債 7,300 - 一般財源 94,685	
		<p>前年度予算額 93,675</p> <p>増減 10,308</p>	
<p>&lt;主な事業&gt;</p>			
1 展示・講座等の開催及び指定文化財建造物の保存活用	1,702	4 市立博物館施設の維持管理	93,128
収蔵資料の紹介や地域文化の理解を深める展示を行うとともに、体験講座等、各種講座を開催します。指定文化財建造物を公開するとともに、学習の場として活用し、季節行事の公開等を行います。 [総振：04-1-3-03]		保守点検、修繕、警備等を実施し、施設の適切な維持管理を行います。	
2 特別展等の開催	7,026		
特定のテーマに焦点を当てた特別展、収蔵資料を活用した企画展を開催します。また、児童生徒の好奇心を喚起する夏休み子ども博物館や、さいたま市のうつり変わり人と人びとのくらし展等を開催します。 [総振：04-1-3-03]			
3 ICTを活用した博物館利用の推進	2,127		
SNS等での積極的な情報発信及びホームページでの収蔵品公開等デジタルコンテンツの充実に努めます。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 少年自然の家管理運営事業		予算額	204,723
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/館岩少年自然の家	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/6目 少年自然の家費 予算書 P. 305	17款 使用料及び手数料	242
<事業の目的・内容> 豊かな自然環境の中で児童生徒の健全育成を図るため、館岩少年自然の家の維持管理業務を実施します。		22款 繰入金	19,800
		24款 諸収入	3,017
		- 一般財源	181,664
		前年度予算額	205,228
		増減	△ 505
<主な事業> <b>1 施設の維持管理</b> 204,723 館岩少年自然の家の維持管理を行います。  [総振：04-1-1-04]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 少年自然の家野外活動事業		予算額	70,440
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/館岩少年自然の家	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/6目 少年自然の家費 予算書 P. 305	- 一般財源	70,440
<事業の目的・内容> 自然体験活動や集団宿泊体験活動を通して、自然への畏敬の念、集団の一員として他者を思いやる心、規律ある態度等、豊かでたくましい心と体を育成するために、「自然の教室」の円滑な実施を補助します。		前年度予算額	69,555
		増減	885
		<主な事業> <b>1 活動プログラム及び用具の充実</b> 2,027 「自然の教室」で行う様々な野外活動プログラムに必要な活動用具の充実に取り組みます。  [総振：04-1-1-04]	
<b>2 自然の教室補助金</b> 66,429 「自然の教室」に係る児童生徒のバス輸送費に対し、費用の一部を補助します。  [総振：04-1-1-04]			
<b>3 自然の教室現地研修会の開催</b> 1,872 「自然の教室」の引率を予定している教員を対象とした研修会を開催します。  [総振：04-1-1-04]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 青少年宇宙科学館管理運営事業		予算額	251,306
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/青少年宇宙科学館	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/7目 宇宙科学館費 予算書 P. 305	17款 使用料及び手数料	13,471
<事業の目的・内容> 「宇宙のまち さいたま」として、宇宙時代をたくましく生き、未来を創造する人材の育成を目指して策定された「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトに基づき、プラネタリウム投影事業、展示事業、普及事業等を実施します。		20款 財産収入	219
		24款 諸収入	1,589
		25款 市債	87,500
		- 一般財源	148,527
<特記事項> 青少年宇宙科学館の自家発電設備更新工事を実施します。		前年度予算額	163,604
		増減	87,702
<主な事業>			
1 プラネタリウム投影事業	37,375	4 科学館の運営及び維持管理	194,376
市民の宇宙への興味・関心を高めるため、全ての市立小学校4年生、中学校・中等教育学校3年生、特別支援学校対象の学習投影、保育園・幼稚園を対象の幼児投影及び一般投影を実施します。		利用者が安心安全に科学館を利用できるように、施設の運営及び維持管理（保守点検・修繕）を実施します。	
2 展示事業	16,676		
市民の宇宙や科学への好奇心・思考力を高めるため、「見て、ふれて、考えて、チャレンジできる」参加体験型の展示事業を実施します。			
3 普及事業	2,879		
宇宙や科学に関する多様な学びの場として、「若田宇宙飛行士アカデミー」、「『宇宙のまち さいたま』フォーラム」や科学技術に関する最新情報、知識・技術などの普及を行う各種教室事業等を実施します。			
[総振：04-1-3-03]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 宇宙劇場管理運営事業		予算額	219,217
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/青少年宇宙科学館	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/7目 宇宙科学館費 予算書 P. 305	24款 諸収入	7,000
<事業の目的・内容> 「宇宙のまち さいたま」として、市民の科学や宇宙への興味・関心を高め、生涯を通じて学び、楽しむ機会を提供するとともに、地域文化の向上に寄与するため、プラネタリウム投映及び全天周デジタル映像の上映、宇宙劇場まつり等のイベント、会議室・研修室・ホールの貸出し等の事業を行います。		25款 市債	2,900
		- 一般財源	209,317
		前年度予算額	219,136
		増減	81
<主な事業>			
1 宇宙劇場管理運営事業	144,558		
利用者が安心安全に宇宙劇場を利用できるように施設を運営、維持管理し、各種事業（プラネタリウム投映、各種教室、貸館）を実施します。			
2 大宮情報文化センタービル維持管理事業	74,659		
宇宙劇場が入居している大宮情報文化センタービルの維持管理に要する費用について、区分所有者として負担金を支出します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 美術館管理運営事業		予算額	132,642
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/うらわ美術館	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/8目 美術館費	17款 使用料及び手数料	12,281
<事業の目的・内容> 美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため、本市ゆかりの美術家の美術作品、本をめぐるアートに関する美術作品などの収集保管、美術に関する調査研究などを実施します。また、その成果を、展覧会を開催して公開します。		20款 財産収入	2,589
		22款 繰入金	18,344
		- 一般財源	99,428
		前年度予算額	131,087
		増減	1,555
<主な事業>			
1 「とっておきをひらくーさいたまをめぐる美術」展	7,295	4 コレクションによるテーマ展	2,347
個人や企業、公共機関等が所有する、普段目にする機会が少ない本市ゆかりの作品を借用し、当館収蔵品を交えて紹介します。さいたまの美術を通じ、行政・市民・企業が育んできた作品による展覧会です。 [総振：04-1-3-03]		地域ゆかりの芸術家、瑛九（本名：杉田秀夫）が、瑛九の名で注目を浴びた1936年に着目し、その前後の作品の変遷を紹介します。瑛九の評伝をまとめた画家、山田光春との交流から紐解きます。 [総振：04-1-3-03]	
2 「Ukiyo-e 猫百科 ごろごろまるまるネコづくし」展	10,318	5 美術品等収集保存及び普及事業	20,379
30人を超える絵師や画家による猫を描いた浮世絵等約150点を展示します。猫の生態や人々との関わり、役者絵や化け猫等、様々に変化する姿を、子どもから大人まで存分にお楽しみいただける展覧会です。 [総振：04-1-3-03]		収集方針に基づき、美術品等の収集保存、調査研究等を行います。また、学校連携事業やワークショップなどの普及活動を実施します。	
3 「日独ブック・アート交流展（仮題）」	8,537	6 美術館の運営及び維持管理	83,766
絵画、彫刻、パフォーマンス等の様々な分野で、日本やドイツ等で活躍する9人のアーティストたちが「本をめぐるアート」の作品を制作。当館収蔵品を入口に、アーティストたちによる本をめぐる表現の多様性を紹介します。 [総振：04-1-3-03]		展覧会等の受付監視業務のほか、施設修繕やその他美術館の管理運営に必要な業務を行います。	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 教職員安全衛生管理事業		予算額	62,042
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員人事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	- 一般財源	62,042
<事業の目的・内容> 教職員の労働安全衛生と健康管理に係る事業を実施し、意識の向上・健康の保持及び増進を図ります。		前年度予算額	54,461
		増減	7,581
<主な事業>			
1 教職員健康診断事業	57,508		
教職員の健康維持・管理のため、定期健康診断や情報機器作業従事者健康診断等の特殊健康診断、ストレスチェック業務及びB型肝炎の予防接種を実施します。			
2 研修の開催及び研修への職員派遣等	118		
教職員の健康管理意識の向上及びメンタルヘルス不調予防のため、メンタルヘルス研修を実施します。また、衛生管理者免許を取得することで、安全衛生管理体制を確保します。			
3 健康相談室等の管理運営	4,416		
教職員の健康保持及び健康管理上の措置の適正化を図るため、健康相談室や教職員健康審査会の管理運営を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 学校給食管理運営事業		予算額	12,696,723
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/おいしい給食サポート課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	18款 国庫支出金	2,075,014
<事業の目的・内容> 安全で衛生的な学校給食を提供するため、学校給食室の施設・設備の維持管理を適正に行うとともに、各学校における運営面の充実を図ります。		19款 県支出金	2,075,014
		20款 財産収入	2,405,500
		24款 諸収入	10,085
		25款 市債	404,000
		- 一般財源	5,727,110
		前年度予算額	11,752,186
		増減	944,537
<主な事業>			
1 施設・設備の維持管理	238,897	4 給食室の改修・改築に伴う対応	20,905
給食室の消毒・清掃や、調理機器の保守点検などを実施するとともに、それら施設・設備に不具合が生じた際は、給食の提供に支障の出ないよう速やかに修繕を行います。		学校施設リフレッシュ基本計画に基づく老朽化した給食室の改修・改築に伴う対応を行います。	
2 学校給食の運営	4,970,419	5 小学校給食費の無償化と中学校給食費の物価高支援	7,434,775
給食調理員等の細菌検査の実施や、日々の給食の提供に必要なとなる消耗品・備品等の購入及び調理業務などを行います。		国の学校給食費の抜本的な負担軽減が決定したことに伴い、小学校給食費の保護者負担を完全無償化するとともに、引き続き、中学校給食費の物価高分について支援を行います。	
[総振：52-2-1-10]			
3 学校用務業務等の委託化	31,727		
市立小学校の給食調理業務の委託化を実施します。			
[総振：52-2-1-10]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 準要保護児童生徒給食援助事業		予算額	119,124
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/おいしい給食サポート課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	19款 県支出金	100
<事業の目的・内容> 義務教育を円滑に実施するため、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒や被災した学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。		- 一般財源	119,024
<特記事項>		前年度予算額	325,153
小学校給食費の無償化に伴い、学校給食費の援助が不要となったことで、減額となっています。		増減	△ 206,029
<主な事業>			
1 給食扶助費の支給	119,124		
就学援助制度の対象者である児童生徒分の学校給食費を支給します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>学校保健事業</b>		予算額	65,432						
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕							
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	予算書 P. 311	- 一般財源 65,432						
<事業の目的・内容> 児童生徒が健康で有意義な学校生活を送ることができるように、学校保健安全法に基づき、水質検査等の環境検査の実施や保健室の円滑な管理・運営を行います。		前年度予算額 75,233							
		増減 △ 9,801							
<主な事業> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <b>1 学校環境衛生検査の実施</b> 31,244                学校薬剤師等と連携を図り、学校保健安全法に基づく飲料水水質検査、プール水水質検査、ホルムアルデヒド等揮発性有機化合物検査、ダニ又はダニアレルギー検査、ネズミ・衛生害虫等の生息調査を実施します。             </td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>2 学校保健室の管理運営</b> 32,565                保健室の円滑な運営のための物品の購入を行います。             </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>3 学校保健会の運営</b> 1,623                医師会等関係機関と連携を図り、学校教育における保健衛生の研究や普及活動を進めます。             </td> <td></td> </tr> </table>				<b>1 学校環境衛生検査の実施</b> 31,244 学校薬剤師等と連携を図り、学校保健安全法に基づく飲料水水質検査、プール水水質検査、ホルムアルデヒド等揮発性有機化合物検査、ダニ又はダニアレルギー検査、ネズミ・衛生害虫等の生息調査を実施します。		<b>2 学校保健室の管理運営</b> 32,565 保健室の円滑な運営のための物品の購入を行います。		<b>3 学校保健会の運営</b> 1,623 医師会等関係機関と連携を図り、学校教育における保健衛生の研究や普及活動を進めます。	
<b>1 学校環境衛生検査の実施</b> 31,244 学校薬剤師等と連携を図り、学校保健安全法に基づく飲料水水質検査、プール水水質検査、ホルムアルデヒド等揮発性有機化合物検査、ダニ又はダニアレルギー検査、ネズミ・衛生害虫等の生息調査を実施します。									
<b>2 学校保健室の管理運営</b> 32,565 保健室の円滑な運営のための物品の購入を行います。									
<b>3 学校保健会の運営</b> 1,623 医師会等関係機関と連携を図り、学校教育における保健衛生の研究や普及活動を進めます。									

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>健康教育指導事業</b>		予算額	240,986						
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕							
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	予算書 P. 311	18款 国庫支出金 1,358						
<事業の目的・内容> 学校健康教育の普及、充実及び学校保健・学校安全・学校給食関係教職員への研修と指導を行います。		24款 諸収入 27							
		- 一般財源 239,601							
<特記事項> 給食管理システムの新規構築を行います。		前年度予算額 182,641							
		増減 58,345							
<主な事業> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <b>1 健康教育関係教職員への研修の実施</b> 8,184                養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員をはじめとした関係職員への研修の企画・運営や啓発事業を実施します。             </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <b>4 「学校安全ネットワーク」推進事業</b> 172,243                学校警備員の半日配置を継続しながら、多くの人の目で子どもを見守る学校安全ネットワーク体制を推進します。                 [総振：04-1-4-03]             </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>2 学校歯科保健の推進</b> 2,713                8020歯の健康教室や歯科巡回指導、各種コンクールを実施します。             </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>5 防災教育や交通安全対策の推進</b> 14,897                子どもたちが自らの判断で主体的かつ適切に行動できるよう防災教育を推進し、「自転車運転免許制度」等の実施をすることで、児童生徒の災害や交通事故等による被害を防止・軽減します。                 [総振：04-1-5-05]             </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>3 学校における食育の推進</b> 42,949                学校給食における県内地場産物の活用を推進するとともに、地元シェフによる学校給食や学校教育ファームを実施します。                 [総振：04-1-2-09]             </td> <td></td> </tr> </table>				<b>1 健康教育関係教職員への研修の実施</b> 8,184 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員をはじめとした関係職員への研修の企画・運営や啓発事業を実施します。	<b>4 「学校安全ネットワーク」推進事業</b> 172,243 学校警備員の半日配置を継続しながら、多くの人の目で子どもを見守る学校安全ネットワーク体制を推進します。  [総振：04-1-4-03]	<b>2 学校歯科保健の推進</b> 2,713 8020歯の健康教室や歯科巡回指導、各種コンクールを実施します。	<b>5 防災教育や交通安全対策の推進</b> 14,897 子どもたちが自らの判断で主体的かつ適切に行動できるよう防災教育を推進し、「自転車運転免許制度」等の実施をすることで、児童生徒の災害や交通事故等による被害を防止・軽減します。  [総振：04-1-5-05]	<b>3 学校における食育の推進</b> 42,949 学校給食における県内地場産物の活用を推進するとともに、地元シェフによる学校給食や学校教育ファームを実施します。  [総振：04-1-2-09]	
<b>1 健康教育関係教職員への研修の実施</b> 8,184 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員をはじめとした関係職員への研修の企画・運営や啓発事業を実施します。	<b>4 「学校安全ネットワーク」推進事業</b> 172,243 学校警備員の半日配置を継続しながら、多くの人の目で子どもを見守る学校安全ネットワーク体制を推進します。  [総振：04-1-4-03]								
<b>2 学校歯科保健の推進</b> 2,713 8020歯の健康教室や歯科巡回指導、各種コンクールを実施します。	<b>5 防災教育や交通安全対策の推進</b> 14,897 子どもたちが自らの判断で主体的かつ適切に行動できるよう防災教育を推進し、「自転車運転免許制度」等の実施をすることで、児童生徒の災害や交通事故等による被害を防止・軽減します。  [総振：04-1-5-05]								
<b>3 学校における食育の推進</b> 42,949 学校給食における県内地場産物の活用を推進するとともに、地元シェフによる学校給食や学校教育ファームを実施します。  [総振：04-1-2-09]									

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 児童生徒健康診断事業		予算額	491,650
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	予算書 P. 311	- 一般財源 491,650
<事業の目的・内容> 各種健康診断、健康相談等を実施し、児童生徒が心身ともに健康的な学校生活を送れるようにします。			
		前年度予算額	491,311
		増減	339
<主な事業> <b>1 学校医等の委嘱 327,889</b> 学校保健安全法に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図り、各学校に学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置します。			
<b>2 各種健康診断等の実施 163,761</b> 児童生徒の健康状況を把握し、心身共に健康的な学校生活を送れるよう、学校保健安全法に基づく各種健康診断等を実施します。また、翌年に小学校に入学する児童の就学時健康診断を実施します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 要保護準要保護児童生徒医療援助事業		予算額	1,960
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	予算書 P. 311	18款 国庫支出金 200
<事業の目的・内容> 経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校教育法及び学校保健安全法に基づき、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。			19款 県支出金 30
			- 一般財源 1,730
		前年度予算額	1,752
		増減	208
<主な事業> <b>1 医療費の援助 1,960</b> 就学援助制度の対象者である児童生徒が、政令で定める、う歯、中耳炎等の疾病治療に対する指示を受けた際に、医療券を発行し、医療費を援助します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 学校災害救済制度事業		予算額	103,778
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	16款 分担金及び負担金	49,456
<事業の目的・内容> 学校の管理下で災害が発生した場合に、(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による医療費等の請求手続を行います。 また、本市独自の学校災害救済給付金制度により被災者の救済を図ります。		22款 繰入金	2,680
		- 一般財源	51,642
		前年度予算額	105,373
		増減	△ 1,595
<主な事業> 1 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 100,897 学校管理下における事故により児童生徒が負傷等をした場合に、保護者の負担を軽減するため、医療費、障害見舞金等の給付金の手続を行います。			
2 学校災害救済制度 2,881 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を補完するため、本制度により歯牙特別見舞金等を給付します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 学校災害救済基金積立金		予算額	786	
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕		
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	20款 財産収入	786	
<事業の目的・内容> 学校災害救済基金に対して、積立てを行います。		前年度予算額	116	
		増減	670	
<主な事業> 1 学校災害救済基金への積立て 786 基金を金融機関に預入れていることにより生じる利子について、積立てを行います。				
		[参考] 学校災害救済基金残高等の推移 (単位：円)		
年度	積立額		取崩額	年度末残高
	新規	運用利子		
R4	0	1,326	1,220,000	61,768,943
R5	0	6,193	1,530,000	60,245,136
R6	0	72,116	900,000	59,417,252
R7(見込)	0	116,000	2,680,000	56,853,252
R8(見込)	0	786,000	2,680,000	54,959,252

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 学校給食センター管理運営事業		予算額	144,728
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/おいしい給食サポート課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/3目 学校給食センター費	17款 使用料及び手数料	24
	予算書 P. 313	- 一般財源	144,704
<事業の目的・内容> 施設の維持管理を行うとともに、校舎改修工事等に伴い給食室で調理ができない学校に安全、安心な学校給食を提供します。		前年度予算額	154,856
		増減	△ 10,128
		<主な事業>	
1 学校給食の提供と衛生管理の徹底	94,448		
校舎改修工事等に伴い給食室で調理ができない学校に安全、安心な学校給食を提供するため、調理場内の衛生管理及び衛生的な給食調理、配送を行います。			
2 施設・設備の維持管理	50,280		
施設・設備の保守、点検等を実施し、適切な維持管理を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校管理運営事業（教育財務課）		予算額	58,729
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費	21款 寄附金	4,000
	予算書 P. 315	24款 諸収入	4
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持するため、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品の購入を始め、光熱水費の支払、機械警備の業務委託等を行います。		- 一般財源	54,725
		前年度予算額	77,967
		増減	△ 19,238
<特記事項> 光熱水費の支払について、地球温暖化対策事業へ一部を移管しました。			
<主な事業>			
1 消耗品及び備品の購入	10,642		
市立特別支援学校の運営に必要な消耗品及び備品を購入します。			
2 光熱水費の支払	24,061		
市立特別支援学校で使用する光熱水費を支払います。			
3 維持管理業務委託等	24,026		
市立特別支援学校施設の機械警備業務委託等を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校管理運営事業（教職員人事課）		予算額	6,055
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員人事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費 予算書 P. 315	24款 諸収入	35
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校における学校図書館運営を充実させるとともに、非常勤講師の配置により、適正な学校運営の確保を図ります。		- 一般財源	6,020
		前年度予算額	7,107
		増減	△ 1,052
<主な事業>			
1 学校図書館司書の配置		4,432	
図書館教育の充実を図るため、市立特別支援学校に、専任の司書を配置します。			
2 非常勤講師の配置		1,623	
適正な学校運営を確保するため、初任者指導を目的として、非常勤講師を配置します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校管理運営事業（教職員給与課）		予算額	4,734
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員給与課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費 予算書 P. 315	- 一般財源	4,734
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校教職員の旅費を支給します。		前年度予算額	4,613
		増減	121
<主な事業>			
1 特別支援学校教職員への旅費の支給		4,734	
市立特別支援学校教職員の研修、児童生徒の引率、連絡業務等の旅費を支給します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校管理運営事業（特別支援教育室）		予算額	158,079
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/特別支援教育室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費 予算書 P. 315	- 一般財源	158,079
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校児童生徒の通学バス運行の業務委託を行います。また、市立特別支援学校における医療的ケア指導医の委嘱や、教職員の特別支援教育に関する研修等を実施します。さらに、ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部を運営します。		前年度予算額	160,144
		増減	△ 2,065
		<主な事業>	
1 バス運行業務委託	150,881	4 訪問教育の実施	504
市立特別支援学校に通学する児童生徒の通学バスの運行業務委託を行います。		通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭を訪問して指導します。	
2 研修会の実施・医療的ケア指導医委嘱	1,040	5 ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部の運営	3,807
市立特別支援学校教職員を対象とした研修会を実施するとともに、市立特別支援学校における医療的ケア指導医を委嘱します。		知的障害児の特別支援学校等に係る教育環境の充実を図るため、ひまわり特別支援学校に設置した知的障害教育部門高等部を運営します。	
[総振：04-1-2-03]			
3 校外学習車両借上料補助	1,847		
市立特別支援学校において校外行事を実施するため、車両借上料を補助します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校施設等維持管理事業（教育総務課）		予算額	3,630
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育総務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費 予算書 P. 315	- 一般財源	3,630
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校において、環境整備、緑化推進等の用務業務を行い、学校の適切な維持管理を行います。		前年度予算額	3,088
		増減	542
		<主な事業>	
1 特別支援学校用務業務	3,630		
校内の環境整備、緑化推進、清掃、簡易な修繕等の用務業務の民間力活用を推進します。			
[総振：52-2-1-10]			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校施設等維持管理事業（学校施設整備課）		予算額	3,234
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費 予算書 P. 315	- 一般財源	3,234
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校施設の良好で安全な管理運営を図るため、電気設備等の修繕、点検等の維持管理業務を行います。		前年度予算額	3,234
		増減	0
		<主な事業>	
1 特別支援学校等空調整備及び照明LED化事業	3,234		
令和2年度に整備したLED照明の維持管理を行います。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校施設等維持管理事業（学校施設管理課）		予算額	27,297
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費 予算書 P. 315	17款 使用料及び手数料	31
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校施設の良好で安全な管理運営を図るため、建物・給排水設備・衛生設備・電気設備等の修繕、点検等の維持管理業務を行います。		25款 市債	3,300
		- 一般財源	23,966
		前年度予算額	21,874
<特記事項> 老朽化した設備の維持改修に係る施設修繕料が増加します。		増減	5,423
<主な事業>			
1 施設修繕	6,102	4 学校トイレ洋式化推進事業	3,347
学校施設の維持管理に必要な給排水設備等の修繕を行います。		和式便器から洋式便器への交換を行います。	
2 施設の保守管理等	17,828	[総振：04-1-5-03]	
学校施設の維持管理に必要な点検、樹木剪定等を行います。			
3 緑のカーテン設置	20		
緑のカーテンを実施するための苗や肥料等を購入します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校教科教材整備事業		予算額	2,858
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育財務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/3目 教育振興費 予算書 P. 315	- 一般財源	2,858
<事業の目的・内容> 市立特別支援学校における教育効果を高めるため、学校教育に必要な教材を購入します。		前年度予算額	2,858
		増減	0
		<主な事業>	
1 教材の購入	2,858	市立特別支援学校で必要とする教材を購入します。	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援学校新設校建設事業		予算額	25,748
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/特別支援教育室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/4目 学校建設費 予算書 P. 317	- 一般財源	25,748
<事業の目的・内容> 本市の知的障害のある児童生徒に良好な教育環境を提供するため、市立特別支援学校(知的障害)を設置します。		前年度予算額	0
		増減	皆増
		<主な事業>	
1 市立特別支援学校(知的障害)の整備	25,748	本市の知的障害のある児童生徒に良好な教育環境を提供するため、市立特別支援学校(知的障害)の整備に向け、基本計画を作成します。	
		[総振：04-1-2-03]	

議案第 4 号

さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 1 月 1 5 日 提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

## 別紙

### さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

さいたま市学校運営協議会規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第5条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する</u> <u>こと。</u> 2 [略]	(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第5条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1)～(5) [略]  2 [略]

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由書

### 1 改正理由

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正されることに伴い、さいたま市学校運営協議会規則の所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

- ・ 規定の整備（第5条関係）
  - ・ 校長が学校運営協議会に承認を得ることになっている学校運営に関する基本的な方針について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を追加するもの。

（施行期日） 令和8年4月1日

### 3 根拠となる法令

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

（施行期日） 令和8年4月1日等

（同法第10条において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正している。）

# さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

## 1 経緯

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が制定されたことにより、規則を改正するもの。

## 2 改正の概要

公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることになっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

→「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の改正

改正後	改正前
第4節 学校運営協議会 第47条の5 [略] 2・3 [略] 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会が規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 5～10 [略]	第4節 学校運営協議会 第47条の5 [略] 2・3 [略] 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会が規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 5～10 [略]

## 3 このタイミングで改正する理由

学校運営協議会は原則として年3回の開催となっており、多くの学校では2月に第3回の会議が開催される。このタイミングで各学校に周知することにより、来年度の第1回の会議で、規則で定めるとおりの運用がなされるようにするもの。

## 4 施行期日

令和8年4月1日

議案第 5 号

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱  
について

さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成 26 年さいたま市条例第 4  
7 号）第 10 条、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則第  
7 条の規定により、下記の者をさいたま市いじめのない学校づくり推進  
委員会調査専門員として委嘱する。

令和 8 年 1 月 15 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

記

	住 所	氏 名	生 年 月 日
1	埼玉県深谷市西島町 1 丁目 1 番 19 号 ネオハイツ深谷 1202 号	小屋野 匡	昭和 58 年 10 月 8 日
2	埼玉県北本市西高尾 5 丁目 231 番地	佐久間 純子	昭和 29 年 4 月 3 日
3	埼玉県熊谷市八ツ口 920 番地 6	原口 政明	昭和 34 年 5 月 4 日

## 提案理由書

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則第7条の規定により、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱を行うものです。

参考資料

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員

	住 所	氏 名	備 考
1	埼玉県深谷市西島町1丁目1番19号 ネオハイツ深谷1202号	こやの まさし 小屋野 匡	埼玉弁護士会弁護士・ 子どもの権利委員会委員 (新任)
2	埼玉県北本市西高尾5丁目231番地	さくま じゅんこ 佐久間 純子	公認心理師(新任)
3	埼玉県熊谷市八ツ口920番地6	はらぐち まさあき 原口 政明	大泉保育福祉専門学校 保育科学科長(新任)

## 参考資料

### さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会について

- I 根拠法令    さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条7項  
                  さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則第7条
- II 設置目的    (1)    さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条7項に基づき、調査専門員を置き、いじめの重大事態の調査を行うために設置する。  
                  (2)    さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則第7条に基づき、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。
- III 委員構成    調査会の調査専門員の人数、職種は、依頼者との協議の上、市教育委員会が委嘱する。  
                  【内訳】 弁護士1名、公認心理師1名、学識経験者1名
- IV 活動状況    令和7年度    月2回程度開催
- V 審議内容    いじめの重大事態に係る調査について

さいたま市いじめ防止対策推進条例（抜粋）

平成26年7月9日

条例第47号

（さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会）

第10条 市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第7項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 市教育委員会は、委員会が重大事態等の調査を行うことが困難であると認めるときは、調査専門員を置いて当該重大事態等の調査を行わせることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則（抜粋）

平成26年9月18日

教育委員会規則第16号

（調査専門員）

第7条 条例第10条第7項の調査専門員（以下、「調査専門員」という。）は、当該重大事態等の調査に必要な学識経験を有する者その他市教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。

- 2 調査専門員は、当該重大事態等の調査が終了した際、調査結果を市教育委員会に報告するものとする。

議案第 7 号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 1 月 1 5 日 提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

## 別紙

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6(3)及び(4)の表並びに別表第6の2(3)及び(4)の表を次のように改める。

別表第6（第20条関係）

(3) 学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	1
19	7	1
20	8	1
21	9	1
22	10	1
23	11	1
24	12	1
25	13	1
26	14	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	18	1
31	19	1
32	20	1
33	21	1
34	22	1
35	23	1
36	24	1
37	25	1
38	26	1
39	27	1
40	28	1
41	29	1
42	30	1
43	31	1
44	32	1
45	33	1
46	34	1
47	35	1
48	36	1
49	37	1
50	38	1
51	39	1
52	40	1
53	41	1
54	42	1
55	43	1
56	44	1
57	45	1
58	46	2
59	47	3
60	48	4
61	49	5
62	50	6
63	51	7
64	52	8
65	53	9
66	54	10
67	55	11
68	56	12
69	57	13
70	58	14
71	59	15
72	60	16
73	61	17
74	62	18
75	63	19
76	64	20
77	65	21
78	65	22

79	66	23
80	66	24
81	67	25
82	67	26
83	68	27
84	68	28
85	69	29
86	70	30
87	71	31
88	72	32
89	73	33
90	73	33
91	73	34
92	74	34
93	74	35
94	74	35
95	75	36
96	75	36
97	75	37
98		37
99		37
100		38
101		38
102		38
103		39
104		39
105		39
106		40
107		40
108		40
109		41

(4) 学校事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	2	6
23	1	3	7
24	1	4	8
25	1	5	9
26	1	6	10
27	1	7	11
28	1	8	12
29	1	9	13
30	1	10	14
31	1	11	15
32	1	12	16
33	1	13	17
34	1	14	18
35	1	15	19
36	1	16	20
37	1	17	21
38	1	18	22
39	1	19	23
40	1	20	24
41	1	21	25
42	1	22	26
43	1	23	27
44	1	24	28
45	1	25	29
46	1	26	30
47	1	27	31
48	1	28	32
49	1	29	33
50	2	30	34
51	3	31	35
52	4	32	36
53	5	33	37
54	6	33	38
55	7	34	39
56	8	34	40
57	9	35	41
58	10	35	42
59	11	36	43
60	12	36	44
61	13	37	45
62	14	38	46
63	15	39	47
64	16	40	48
65	17	41	49
66	18	41	49
67	19	42	50
68	20	42	50
69	21	43	51
70	21	43	51
71	22	44	52
72	22	44	52
73	23	45	53
74	23	45	53
75	24	45	54
76	24	46	54
77	25	46	55
78	25	46	55
79	26	47	56
80	26	47	56
81	27	47	57

82	27	48	57
83	28	48	57
84	28	48	58
85	29	49	58
86	29	49	58
87	30	49	59
88	30	50	59
89	31	50	59
90		50	60
91		51	60
92		51	60
93		51	61
94		52	61
95		52	62
96		52	62
97		53	63
98		53	63
99		54	64
100		54	64
101		55	65

別表第6の2（第21条の2関係）

(3) 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	13	57
2	14	58
3	15	59
4	16	60
5	17	61
6	18	62
7	19	63
8	20	64
9	21	65
10	22	66
11	23	67
12	24	68
13	25	69
14	26	70
15	27	71
16	28	72
17	29	73
18	30	74
19	31	75
20	32	76
21	33	77
22	34	78
23	35	79
24	36	80
25	37	81
26	38	82
27	39	83
28	40	84
29	41	85
30	42	86
31	43	87
32	44	88
33	45	90
34	46	92
35	47	94
36	48	96
37	49	99
38	50	102
39	51	105
40	52	108
41	53	109
42	54	109
43	55	109
44	56	109
45	57	109
46	58	109
47	59	109
48	60	109
49	61	109
50	62	109
51	63	109
52	64	109
53	65	109
54	66	109
55	67	109
56	68	109
57	69	109
58	70	109
59	71	109
60	72	109
61	73	109
62	74	109
63	75	109
64	76	109
65	78	109
66	80	109
67	82	109
68	84	109

69	85	109
70	86	109
71	87	109
72	88	109
73	91	109
74	94	109
75	97	109
76	97	109
77	97	109
78	97	109
79	97	109
80	97	109
81	97	109
82	97	109
83	97	109
84	97	109
85	97	109
86	97	109
87	97	109
88	97	109
89	97	109
90	97	109
91	97	109
92	97	109
93	97	109
94	97	109
95	97	109
96	97	109
97	97	109
98	97	109
99	97	109
100	97	109
101	97	109
102	97	109
103	97	109
104	97	109
105	97	109
106	97	
107	97	
108	97	
109	97	

## (4) 学校事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	49	21	17
2	50	22	18
3	51	23	19
4	52	24	20
5	53	25	21
6	54	26	22
7	55	27	23
8	56	28	24
9	57	29	25
10	58	30	26
11	59	31	27
12	60	32	28
13	61	33	29
14	62	34	30
15	63	35	31
16	64	36	32
17	65	37	33
18	66	38	34
19	67	39	35
20	68	40	36
21	70	41	37
22	72	42	38
23	74	43	39
24	76	44	40
25	78	45	41
26	80	46	42
27	82	47	43
28	84	48	44
29	86	49	45
30	88	50	46
31	89	51	47
32	89	52	48
33	89	54	49
34	89	56	50
35	89	58	51
36	89	60	52
37	89	61	53
38	89	62	54
39	89	63	55
40	89	64	56
41	89	66	57
42	89	68	58
43	89	70	59
44	89	72	60
45	89	75	61
46	89	78	62
47	89	81	63
48	89	84	64
49	89	87	66
50	89	90	68
51	89	93	70
52	89	96	72
53	89	98	74
54	89	100	76
55	89	101	78
56	89	101	80
57	89	101	83
58	89	101	86
59	89	101	89
60	89	101	92
61	89	101	94
62	89	101	96
63	89	101	98
64	89	101	100
65	89	101	101
66	89	101	101
67	89	101	101
68	89	101	101
69	89	101	101
70	89	101	101

71	89	101	101
72	89	101	101
73	89	101	101
74	89	101	101
75	89	101	101
76	89	101	101
77	89	101	101
78	89	101	101
79	89	101	101
80	89	101	101
81	89	101	101
82	89	101	101
83	89	101	101
84	89	101	101
85	89	101	101
86	89	101	101
87	89	101	101
88	89	101	101
89	89	101	101
90	89	101	
91	89	101	
92	89	101	
93	89	101	
94	89	101	
95	89	101	
96	89	101	
97	89	101	
98	89	101	
99	89	101	
100	89	101	
101	89	101	

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 令和7年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

## 1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

給料表の改正により、昇格・降格前後の級・号給の対応関係を調整する必要があるため、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する昇格時号給対応表、降格時号給対応表を改正するもの。

(施行期日) 公布の日 (適用期日) 令和7年4月1日

# さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

## 1. 概要

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの

## 2. 改正内容

令和7年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、令和7年度の教職員の給料月額を上げたことに伴い、昇格（降格）前後の級・号給の対応関係を調整するため、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正するもの

### ア. 昇格時号給対応表・降格時号給対応表

教職員を昇格（降格）させた際、昇格（降格）前の職務の級の号給が、昇格（降格）後の職務の級において、どの号給になるのかを対応させた表

#### イ. 対象給料表

学校栄養職給料表、学校事務職給料表

※教育職(1)、(2)は、改正なし

#### ウ. 昇格時号給対応表改正のイメージ

##### ● 対応関係設定の考え方

昇格前に受けていた給料月額に、一定の加算額を加えた額（昇格による加算）の同額又は直近上位の額に対応させることを基本としている。

給料表改定前						給料表改定後					
1級			2級			1級			2級		
加算額8,000			昇格による加算			加算額8,000			昇格による加算		
号給	給料月額	加算後	号給	給料月額		号給	給料月額	加算後	号給	給料月額	
9	220,000	228,000	9	270,000		9	232,000	240,000	9	280,000	
13	230,000	238,000	13	280,000		13	240,000	248,000	13	285,000	
17	240,000	248,000	17	290,000		17	245,000	253,000	17	293,000	
21	250,000	258,000	21	300,000		21	253,000	261,000	21	302,000	
25	260,000	268,000	25	310,000		25	262,000	270,000	25	311,000	
29	270,000	278,000	29	320,000		29	271,000	279,000	29	321,000	
【1-29】			【2-13】			【1-29】			【2-9】		

どの号給からの昇格であっても職務・職責の高まりに応じた一定の加算額が受けられるよう、対応先（矢印の飛びつき先）の見直しが必要

矢印の飛びつき先が変わる

## 3. 施行期日

令和7年4月1日